

出席委員 杉崎委員長、茂内副委員長
青木委員、山上委員、横手委員、関口委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、野呂技幹、徳江主幹、加藤副主幹
赤井副主幹、加藤主査、小林主任主事
芝崎学び推進課長、柏木主任主事、北村主事
大八木スポーツ課長、門脇主査、佐糠主査
三橋健康福祉部長、中澤福祉課長、千野副主幹、柏木主査、袴田主査
長岡高齢介護課長、秋庭副主幹、佐野副主幹、伊波主査、福岡主任主事
原田保険年金課長、山本主査、早乙女主査
大平健康づくり課長、一島技幹、原副主幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第6号 令和4年度寒川町一般会計予算
2. 議案第7号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第8号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第9号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第10号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和4年3月14日
午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆様、おはようございます。予算特別委員会2日目でございます。今日は、学び育成部と健康福祉部の審査でございます。また皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、今日も一日よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず、学び育成部の子育て支援課の審査に入りますので、よろしくお願ひいたします。執行部入室まで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、まず、学び育成部子育て支援課の審査に入ります。執行部の説明をお願ひいたします。伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより学び育成部所管の令和4年度予算についての審査をお願ひいたします。それでは、子育て支援課の審査をお願ひいたします。説明は宮崎子育て支援課長より行ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 皆さん、おはようございます。それでは、子育て支援課が所管いたします令和4年度予算につきまして説明させていただきます。説明につきましては、タブレット資料010の予算特別委員会説明（参考）資料に基づき行わせていただきます。

予算書は68ページ、69ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、学び育成部長と子育て支援課長、子育て支援課子ども家庭担当、保育担当及び学び推進課青少年育成担当の合わせて18人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

職員給与費に充当している特定財源でございますが、下の関係をご覧くださいまして、まず歳入番号①、予算書は28、29ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金1,922万8,000円は、国の令和3年度第1号補正予算に基づき、保育士や放課後児童クラブ支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として収入を3%程度引き上げるための措置に伴う国からの交付金で、本年2月、3月に係る分については、先般の令和3年度寒川町一般会計補正予算（第9号）において議決を賜ったところですが、ここに計上しておりますのは、本年4月から9月までに係る分でございます。補助率は10分の10で、保育施設や児童クラブ等への処遇改善のための補助金交付に係る事務に要する時間外勤務手当の財源として30万円を充当するほか、今申し上げた補助金の財源として備考欄記載の各事業に充当しております。

次に、歳入番号②、予算書は30、31ページの特別児童扶養手当事務取扱委託金15万8,000円は、国の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届出事務を町が行っていることに対する国からの委託金でございます。

続いて、歳入番号③、予算書は38、39ページの児童発達支援給付費等負担金1,650万9,000円は、児童発達支援事業を行っているひまわり教室の障害児通所給付費と利用者負担金でございます。ひまわり教室の職員の給料に対し300万6,000円を充当しているほか、備考欄に記載のとおり充当しております。これらの特定財源の充当額合計346万4,000円を事業費1億4,306万9,000円から除いた1億3,960万5,000円が一般財源でございます。

次に、資料の3ページ、子育て支援事業費でございます。子育てサポートセンター内に子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを設置し、育児不安などの子育てに関する相談や虐待に関する相談、利用者支援や会員相互の育児援助活動の支援を行うとともに、子育て支援課への相談員配置や養育支援訪問事業などを通じて児童虐待防止を図ります。報酬、職員手当等共済費、旅費につきましては、子育て支援相談員や乳児家庭全戸訪問のための助産師や保健師、子育て支援講座を開催する際の保育者を会計年度任用職員として雇用するための経費でございます。子育て支援相談員2人のうちの1人について、令和3年度から新しい人を雇用したことに伴い、報酬から旅費まで実績額により算定したため、前年度より減額しております。需用費の消耗品費と役務費につきましては、NPファシリテーター養成講座受講予定に伴うテキスト代と認定手数料をそれぞれ計上したものでございます。委託料と使用料及び賃借料の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、子育てサポートセンターのエレベーターや電気設備の保守点検料や光熱水費に係る維持管理負担金でございます。子育てサポートセンターは、岡田七丁目のこすもすの郷の3階にありますが、令和2年度までは同所の

1階、2階で介護保険事業所を運営していた社会福祉法人麗寿会と施設の維持管理の委託契約を結び、光熱水費をはじめ防災設備やエレベーターの保守点検、清掃についても麗寿会への委託料に含めて負担しておりました。令和3年度当初予算においては、令和2年度をもって事業所が撤退することが明らかになり、その後の1階、2階の使用の見通しが不確定だったことから、町が業者と直接契約して支払うことになった場合を想定して、光熱水費は需用費として計上し、その他の維持管理や清掃、警備については個別に委託料として計上しておりました。その後1階、2階部分に令和3年8月1日から株式会社日本アメニティライフ協会が運営するグループホーム花物語さむかわが開所することとなり、建物所有者とも協議した結果、建物全体の設備の維持や光熱水費等に関する業者との契約は全て建物所有者において行い、実際の使用状況に応じた金額を町にご請求いただき、町は負担金としてお支払いすることといたしました。この契約形態の変更に伴いまして、備考欄に記載のとおり、需用費の光熱水費は皆減、委託料については維持管理や警備の委託料の減、負担金補助及び交付金が皆増という状況となっております。

充当している特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの子ども・子育て支援交付金4,717万8,000円と、1行飛びまして、歳入番号③、予算書32、33ページの子ども・子育て支援交付金事業費補助金の3,822万3,000円は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに国で定める基準額に基づき利用者支援事業に係る部分は国3分の2、県6分の1、それ以外の部分は国、県それぞれ3分の1の負担率で交付されるものでございます。本事業における乳児家庭全戸訪問を行う会計年度任用職員の報酬や旅費、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターの委託料に国が1,001万2,000円、県が706万5,000円を充当しております。このほかに備考欄に記載のとおり充当しております。

また、歳入番号②、予算書は28、29ページの児童虐待DV対策等総合支援事業費国庫補助金309万2,000円は、国の児童虐待防止対策支援事業実施要綱に基づいて市町村が行う相談体制整備事業への補助金で、補助金交付要綱で定める基準額に対して補助2分の1で交付されるものでございます。子育て支援相談を行う会計年度任用職員の報酬、職員手当等共済費、旅費に充当しております。これらの特定財源の充当額合計2,016万9,000円を除いた一般財源は、2,383万4,000円でございます。

続きまして、資料の4ページ、小児医療費助成事業費は、医療費の保健診療分の自己負担額を助成することにより小児の健康増進を図るもので、町では現在通院、入院共にゼロ歳から中学3年生までを対象として所得制限なく適用しております。需用費は、医療証の用紙購入のための消耗品費と医療証送付用封筒の印刷製本費、役務費は、医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払に係る手数料、使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料、扶助費は、小児医療費扶助料でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございますが、扶助費につきましては、前年度予算において、コロナ禍における受診控えの影響が令和2年度並みに継続すると見込み、例年より少なめに見込んだものの、令和3年度の実績見込みが例年並みに戻っていることを踏まえ、前年度より大幅に増額しております。

特定財源につきましては、まず歳入番号①、予算書は32、33ページの小児医療費助成事業補助金2,138万9,000円は、県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の

1でございます。

次に、歳入番号②、予算書は38、39ページの小児医療費助成金高額療養費返戻金1,000円は、町が助成した医療の一部負担金のうち高額療養費に相当する額について、医療保険者から返戻金として収入するものでございます。これら特定財源の充当額合計2,139万円を除いた1億2,999万円が一般財源でございます。

次に、資料5ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関にかかった場合に医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を図るものでございます。需用費は、医療証の用紙購入のための消耗品費、役務費は、医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払に係る手数料、扶助費は、ひとり親家庭等医療費扶助料でございます。扶助費につきましては、小児医療費扶助料と同様に令和3年度の実績見込みが例年並みに戻っている状況を踏まえ、前年度より大幅に増額しております。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページのひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,226万8,000円につきましては、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、予算書38、39ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返戻金1,000円につきましては、先ほどの小児医療費助成金高額療養費返戻金と同じ趣旨の内容でございます。これらの特定財源の充当額合計1,226万9,000円を除いた1,443万円が一般財源でございます。

続いて、資料の6ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、子育て支援に関する事業等を行う団体に補助金を交付し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進しようとするものです。全額負担金補助及び交付金でございます。備考欄の増減理由にもございまして、補助金を新たに設けることに伴い増額しております。主な事業の欄に記載の①は、従来からございます地域子育て環境づくり支援事業補助金ですが、新たに②の趣旨で子どものつながりの場づくり支援事業補助金を設けるものです。これは昨年12月27日付で国の地域子供の未来応援交付金交付要綱が改正され、これまでは子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体などに自治体が委託する場合を交付対象としていたところ、補助金を交付する場合も対象とすることができるようになりました。町では、これまでも一般財源により従来の①の趣旨の補助金で上限30万円を交付し、支援してきたところでございますが、今回国の交付金の補助対象額が上限125万円とされ、補助率が4分の3とされたことを受け、子どもの居場所づくりに取り組もうとする団体が補助金を最大限に活用できるようにすることで、子どもの孤立を防ぎ、行政等の必要な支援につながる取組が身近な地域から進められる状況をつくる必要があると判断し、これに特化した補助金として新設することとしたものでございます。補助金額は、国の補助対象額である125万円を上限とし、そのうち4分の3を国の交付金、4分の1を町の一般財源とするもので、本年度は1事業分を計上しております。

充当する特定財源は、まず歳入番号①、予算書は28、29ページの地域子供の未来応援交付金93万7,000円は、国の子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費に充てるもので、町では先ほど申し上げた新設の補助金に充当しており、補助率は4分の3でございます。

次に、歳入番号②、予算書は32、33ページの市町村事業推進交付金で、交付率は2分の1でございます。予算額58万円のうち本事業への充当額は5万円でございます。

以上、①と②の特定財源の充当額合計98万7,000円を除いた51万3,000円が一般財源でございます。

続いて、資料の7ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内の児童の遊び場に設置している遊具の点検委託料でございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

次に、資料8ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室に係る経費で、就学前の発達が気になるお子さんに対して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施するものです。報酬、職員手当等共済費、旅費は、重度障害児の指導などに当たる保育士や言語聴覚士、理学療法士等の会計年度任用職員に係る経費で、需用費は、施設の維持管理及び児童の衛生管理や療養等に必要な消耗品費や光熱水費、役務費は、電話料金に係る通信運搬費と療養に使うぬいぐるみのクリーニング手数料や各種の保険料、委託料は、カーペットクリーニングや機械警備、児童の歯科検診に伴う委託料、使用料及び賃借料は、療養指導のための行事实施に伴うバス借上料、備品購入費は、療養の際に床に敷いて使用するマジックマットと室内用滑り台の購入費、負担金補助及び交付金は、児童発達支援に係る研修等の受講料負担金でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございますが、近年手厚い支援を必要とする児童の利用が増えており、昨年度も会計年度任用職員の配置時間を増やすために報酬等を増額いたしました。本年度も週3日勤務の会計年度任用職員を1人から2人に増員することから、報酬等を増額しております。

本事業の特定財源は、歳入番号①、予算書は38、39ページの児童発達支援給付費等負担金1,650万円9,000円で、事業費全額に当たる1,348万7,000円を充当しております。内容につきましては、冒頭の職員給与費でご説明したとおりでございます。

次に、資料の9ページ、特定不妊治療費等助成事業費でございます。特定不妊治療費助成事業と不育症治療助成事業費に要する費用で、全額負担金補助及び交付金でございます。特定不妊治療費の助成は、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精や顕微授精等の特定不妊治療について県が実施している補助に上乗せする形で治療に要した費用の一部を助成します。不育症治療費の助成は、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成します。いずれも助成することにより経済的負担の軽減を図るもので、計上額の内訳としましては、不妊治療に係る部分として200万円、不育症治療に係る部分を20万円としております。

なお、特定不妊治療費の助成につきましては、本年4月から不妊治療の一部が保険適用となる予定ですが、現時点におきましては、報道等はされているものの、神奈川県においても国に詳細を確認中という状況でございます。町の費用助成制度としては、県が助成した部分についての上乗せ助成となっておりますので、現状においては国や県の動向を見ながら、必要があれば改正について検討するものと考えております。財源は全額一般財源でございます。

次に、資料の10ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て会議委員の報酬、旅費は、担当者会議や研修会等への出席、児童発達支援事業における療育の行事に伴う旅費でございます。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源として、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金のうち1万6,000円を児童発達支援事業

に係る旅費に充当しております。

続いて、資料の11ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、コロナ禍において出産し、子育てすることへの敬意と感謝を込めて出産お祝いパッケージを配布するものでございます。需用費として、出産された方にお渡しするマスクと抗菌マスクケース、福祉用品カタログギフトを購入するための消耗品費と町長メッセージカード作成のための印刷製本費を計上しております。令和3年度予算は、6月会議において補正予算（第1号）として計上したため、備考欄記載のとおり皆増となっております。

特定財源でございますが、歳入番号①のまちづくり基金繰入金2,470万6,000円のうち事業費全額にわたる430万3,000円を充当しております。

続きまして、資料の12ページ、2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等の支給のために町が行う事務に要する経費で、事務補助の会計年度任用職員の報酬や職員手当等、担当者会議出席のための旅費、支払通知書の用紙購入のための需用費、通知等の郵送のための役務費がその内容でございます。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

次に、資料の13ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給するものです。全額扶助費でございますが、ここ数年の対象児童数の減少傾向やコロナ禍における妊娠届出数の減少傾向を踏まえ、令和4年度も対象児童数が減少すると見込み、前年度より570万円の減としております。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億5,216万4,000円と歳入番号②、予算書30、31ページ、県支出金の児童手当負担金1億2,117万8,000円は、児童手当法に基づき、支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されるものでございます。国と県の支出金の合計額6億7,334万2,000円を事業費から除いた1億2,117万8,000円が一般財源でございます。

続きまして、資料の14ページ、予算書は68ページから71ページにかけてご覧ください。3目保育所費でございます。保育環境充実事業費は、認可保育所や認定こども園等に対する保育委託料、給付費及び補助金の交付や、幼児教育・保育の無償化に伴う私学助成を受ける幼稚園の保育料や幼稚園の預かり保育、保育園の一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどの利用料に対する給付費や補助金の交付、また保育施設の修繕工事や小規模保育事業の開設に向けた施設改修費に対する補助金の交付などを行うことで、幼児教育・保育の環境の充実を図るものでございます。委託料は、町の児童が通う町内、町外の認可保育所への児童保育委託料でございます。負担金補助及び交付金については、備考欄の主な経費に記載のような内訳でございますが、その内容としましては、まず民間保育所運営費等補助金は、延長保育や一時預かり、低年齢児受入対策や1歳児受入れのための職員加配などのほか、副食費が免除となる幼稚園の年収360万円未満相当世帯や第3子以降への補助、また本年度は国の保育士等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、4月分から9月分までの保育士等の処遇改善に充てるための臨時特例補助金を計上しております。子どものための教育・保育給付費は、施設型給付の対象となる幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業に対する運営のための給付費で、保育所等整備事業補助金は、

一之宮愛児園の内装等大規模修繕工事に対する補助でございます。保育対策総合支援事業費補助金は、家庭的保育事業や小規模保育事業の3歳児受入れのための連携施設となっている保育所や幼稚園における連携支援コーディネーターの配置や、町内保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策と令和5年度の小規模保育事業の解消に向けた施設改修費に対する補助でございます。子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴い、3から5歳児については、私学助成を受ける幼稚園の利用や幼稚園における預かり保育、保育所等の一時預かり、ファミリー・サポート・センターや認可外保育施設などを利用した場合、ゼロから2歳児については、住民税非課税世帯の方が一時預かりやファミリー・サポート・センター、認可外保育施設を利用した場合の給付でございます。このほかに、保育士がキャリアアップのための研修を受ける際の代替保育士を雇用する経費に対する補助として39万4,000円を計上しております。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、全部で14件と数が多くなっておりますので、歳入番号と細節名によりご説明させていただきます。まず①の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で全額委託料に充当しております。②と⑧の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県からの負担金で、認可保育所への委託料と施設型給付の対象となる地域型保育事業所等に対する給付費として充当しております。負担率は対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。

③と⑨の子育てのための施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無償化により対象となる施設の利用に伴って施設に支給する給付費に充当しており、負担率は対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。④の子ども・子育て支援交付金と⑩の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費でご説明したもので、一時預かりや延長保育、実費徴収に係る補足給付費等に対して充当しております。負担率はいずれも3分の1で、このほかに備考欄記載のとおり他事業に充当しております。⑤の保育所等整備交付金は、一之宮愛児園の内装等大規模修繕工事に対する補助に充当しており、補助率は2分の1でございます。寒川さくら幼稚園の認定こども園化に伴う建替工事が令和3年度で終了したことに伴い、前年度より大幅に減となっております。⑥の保育対策総合支援事業費補助金は、家庭的保育事業等の3歳児受入れのための連携施設となる保育所等における連携支援コーディネーターの配置や、町内保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策、老朽化した備品、設備の購入、更新及び改修、令和5年度の小規模保育事業の解消へ向けた施設改修費に対する国の補助金で、補助率は連携支援コーディネーターと新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る分が対象額の2分の1、老朽化した備品、設備の購入、更新等に係るものは3分の1、小規模保育事業解消に向けた施設改修費に係る分は3分の2でございます。⑦の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、事業所が行う4月分から9月分までの保育士等や児童クラブ支援員の処遇改善に充てるための国の交付金で、町の保育士等処遇改善臨時特例補助に充当しております。補助率は10分の10で、このほかに備考欄の記載の内容で充当しております。

3行飛びまして、⑪の子どものための教育・保育給付費施設型給付費等補助金は、施設型給付の対象となる認定こども園の幼稚園部分を利用する児童の給付費に対する県の補助金で、補助率は対象となる給付費の26.2%相当額の2分の1でございます。⑫の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する県の補助金で、補助

率は補助基準額に基づく対象事業費の4分の3でございます。⑬の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えて低年齢児の受入れができるよう、年度当初から配置基準を超えて配置する保育士や児童の健康管理のための看護師等を雇用する経費への県の補助金で、補助率は補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でございます。⑭の保育対策総合支援事業費補助金は、町内保育所の老朽化した備品、設備の購入、更新及び改修に対する県の補助金で、補助率は3分の1でございます。これらの特定財源の充当額合計9億7,210万5,000円を除いた4億1,766万3,000円が一般財源でございます。

次に、資料の15ページ、保育等事務経費でございます。報酬、職員手当等は、保育コンシェルジュの会計年度任用職員に係る経費で、旅費は、会議等出席のための普通旅費、需用費は、参考図書購入のための消耗品費と封筒やメールシーラー、納付書の印刷製本費、役務費は、保育料決定通知や納付書、入所決定通知等の郵送のための通信運搬費と口座振替に係る手数料でございます。委託料は、保育料のコンビニ収納とモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料、負担金補助及び交付金は、私立幼稚園教育研究県央大会開催に伴う運営費補助金でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございますが、保育コンシェルジュの会計年度任用職員につきましては、令和3年度当初予算では週30時間勤務の月額雇用で1人分を計上していたところ、本人の家庭の事情から毎日6時間の勤務を継続することが難しい状況となり、保育コンシェルジュが不在の時間が生じておりました。令和4年度予算においては、週2日勤務を1人と週3日勤務を1人の時間給雇用2人分で計上し、毎日必ず保育コンシェルジュがいる状況になるよう改善を図るもので、この勤務形態の変更に伴い報酬が増となり、職員手当等と共済費については減となるものでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①の子ども・子育て支援交付金と歳入番号②の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明した内容で、保育コンシェルジュの会計年度任用職員の報酬と職員手当等に国が182万6,000円、県が45万5,000円を充当しております。このほかに備考欄記載のとおり充当しております。

この特定財源の充当額合計228万1,000円を除いた115万3,000円が一般財源でございます。

次に、資料の16ページ、幼児教育の無償化推進事務経費でございます。幼児教育・保育の無償化に伴う事務に要する経費で、報酬は、事務補助の会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、無償化事務に係る職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の職員共済組合負担金と社会保険料負担金、旅費は、会議等出席のための普通旅費と会計年度任用職員の費用弁償、役務費は、無償化に係る文書郵送のための通信運搬費でございます。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①、予算書は32、33ページの安心こども交付金事業費補助金3万円ですが、無償化に伴う事務に要する経費に充当しております。補助率は対象事業費の10分の10でございますが、対象事業費が認可外保育施設に係るもののみとなり、該当施設が非常に少ないことに伴い、前年度より大幅に減額となっております。

続きまして、資料の17ページ、予算書は70ページ、71ページをご覧ください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。職員給与費につきましては、子育て支援課のびのびすくすく担当と健康福祉部健康づくり課の課長及び健康づくり担当合わせて18人分の給料、職員手当等及び共済費

でございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、子ども・子育て支援交付金と歳入番号②、子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、先ほども申し上げたとおりの内容で、任期付職員として母子保健コーディネーターを務める助産師や乳児家庭全戸訪問事業に関わる保健師の給料等に対して、国が648万1,000円、県が184万4,000円を充当しております。このほかに備考欄記載のとおり充当しております。この特定財源の充当額合計832万5,000円を除いた1億2,773万8,000円が一般財源でございます。

次に、資料の18ページ、予算書は70ページから73ページにかけてご覧ください。母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき母子健康手帳の交付、父親・母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊産婦健診や1歳6か月児健診、3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など母子の健康の保持及び増進のための事業を行うものでございます。報酬、職員手当等及び共済費は、健診や講習会、育児相談等の実施に係る栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員の雇用に係る経費でございます。旅費は、職員の研修参加や会議出席のための普通旅費と会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費のうち消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本の購入費、離乳食講習会の食材料費などでございます。印刷製本費は、健診等に必要な記録票や妊産婦健診、新生児聴覚検査費用補助券の印刷代、医薬材料費は、健診で使用する使い捨て手袋や消毒液等の購入費でございます。役務費は、各種健診等の受診案内や未受診者への勧奨通知の郵送のための通信運搬費と未熟児養育医療費に係る国保連合会等への審査支払手数料及び健診で使用する計測機器の計量法に基づく定期審査手数料でございます。委託料は、妊産婦健診や1歳6か月児健診等の各種健診事業に係るもので、神奈川県産婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施するものです。使用料及び賃借料は、歯科検診で使用する器具の借上料、備品購入費は、健診で使用する体重計の購入費、負担金補助及び交付金は、償還払いによる妊産婦健診受診費用等の助成金や母子保健研修出席に伴う負担金、扶助費は、母子保健法の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費でございます。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございますが、報酬から旅費につきましては、近年栄養相談の需要が増えていることから、母子栄養相談の充実を図るため、これまで管理栄養士の会計年度任用職員の配置を週2日勤務1人と週3日勤務1人の2人体制としておりましたが、令和4年度は、1人がご都合により退職することから体制を見直し、残る1人を週30時間4日勤務の月額雇用とすることにより健康づくり課との兼務職員を合わせて必要な体制を確保いたします。また、印刷製本費につきましては、多胎妊婦支援として、妊婦健診費用の助成回数を増やすに当たり、多胎用妊婦健診の費用補助券を新たに作成することと新生児聴覚検査費用の補助の仕組みについて、現状では個別に契約した医療機関でのみ補助券を使えて、それ以外の医療機関の場合は償還払いにて対応しているところですが、令和5年度をめどに妊産婦健診と同様に神奈川県産婦人科医会に事務委託する仕組みに変更し、聴覚検査を実施する医療機関であればどこでも補助券を使えるようにすることで、利用者と医療機関の双方の利便性を高めたいと考えており、そのために必要となる費用補助券の使用を変更することに伴い増となるものでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの未熟児養育医療費等国庫負担金50万円と、2行飛びまして、歳入番号④、予算書は30、31ページの母子保健衛生費等県負担金25万円は、母

子保健法に基づき市町村が未熟児養育医療費として要する費用に対する国と県の負担金で、負担率は国が2分の1、県が4分の1でございます。

次に、歳入番号②、予算書28、29ページの母子保健衛生費国庫補助金200万5,000円は、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対する補助金で、補助率は2分の1となっており、産婦健診の委託料及び負担金補助及び交付金の財源として126万7,000円を充当しております。このほかに子育て世代包括支援センター事業費の産後ケア事業に係る費用に充当しております。

続いて、歳入番号③、予算書28、29ページの感染症予防事業費等国庫補助金131万6,000円は、国の感染症予防事業費等国庫負担補助金交付要綱に定める事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。事務補助で雇用する会計年度任用職員が母子予防接種事業における風しんの追加的対策の事務の一部も担うことから、その費用に係る分として3万9,000円を充当しており、残る127万7,000円は母子予防接種事業費に充当しております。

歳入番号⑤、予算書36、37ページのまちづくり基金繰入金につきましては、2,470万6,000円のうち10万8,000円を備品購入費に充当しております。以上の特定財源の充当額合計216万4,000円を除いた4,227万円が一般財源でございます。

次に、資料の19ページ、予算書は70ページ、71ページのう蝕予防対策事業費は、乳幼児時期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に歯科検診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を行い、歯磨き習慣確立と口腔の健康増進を図るものでございます。報酬と旅費は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の会計年度任用職員の雇用に係る報酬と費用弁償、需用費の消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットの購入費、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する乳児用歯磨きと歯ブラシの購入費でございます。役務費は、2歳児歯科検診の案内と問診票の郵送に伴う通信運搬費、委託料は、2歳児歯科検診の実施について茅ヶ崎歯科医師会に委託するための委託料です。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料でございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

次に、資料の20ページ、子育て世帯包括支援センター事業費でございます。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、母子保健コーディネーターの助産師によるきめ細やかな対応により、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を行うもので、医療機関や助産院等へ委託するための委託料を計上しております。令和4年度から多胎児のいる母子の利用については、通常7日が上限の利用単位日数に加えてさらに訪問型を7日分まで利用可能にするとともに、産後ケアの利用があった場合の費用負担として新たに多胎児加算を設け、受託した医療機関や助産院等の費用負担の軽減を図り、多胎児のいる母子が利用しやすい環境を整えてまいります。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28、29ページの母子保健衛生費国庫補助金200万5,000円につきましては、先ほど母子保健事業でご説明したとおり、補助率は2分の1となっており、産後ケア事業に要する費用に73万8,000円を充当しております。この充当額を事業費147万7,000円から除いた73万9,000円が一般財源でございます。

続きまして、資料の21ページ、予算書は72ページ、73ページをご覧ください。2目予防費の母子予防接種事業費でございます。予防接種法に基づき子どもに係る個別予防接種や成人を対象とする風疹予防接種を実施するものでございます。報酬は、接種履歴の適切な管理のために一人一人が受けた予防接種のデータを健康情報システムに入力するために雇用する会計年度任用職員の報酬、旅費は、担当職員の会議出席等に係る普通旅費、需用費の消耗品費は、乳児家庭全戸訪問の際に配布する予防接種についての説明用小冊子等の購入費、印刷製本費は、接種の際に使用する予診票の印刷代でございます。役務費は、麻疹・風疹予防接種未接種者への接種勧奨通知や風しんの追加的対策に伴う検査受検勧奨通知及びクーポン券の郵送に係る通信運搬費と請求事務に係る国保連合会への事務手数料でございます。委託料は、各種の予防接種の実施や風しん追加的対策に伴う抗体検査の実施を委託するために必要な委託料でございます。負担金補助及び交付金は、保護者の里帰りなどの理由で委託外の医療機関で接種を受ける場合について、定期予防接種を受ける機会の確保を図る観点からあらかじめ申し出ていただくことにより償還払いを行うための個別予防接種償還金でございます。扶助費は、定期予防接種により健康被害を受けた方の救済のための手当等でございます。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、予算書は28、29ページの感染症予防事業費等国庫補助金131万6,000円は、先ほどご説明申し上げた内容の補助金で、風疹抗体検査の受検勧奨通知とクーポン券の郵送料及び検査委託料に127万7,000円を充当しております。

歳入番号②、予算書は32、33ページの予防接種健康被害救済費補助金445万7,000円は、予防接種法に基づき町が行った予防接種により生じた健康被害の救済措置に要する費用に対して県が支出する補助金で、補助率は4分の3でございます。

歳入番号③、予算書は同じく32、33ページの風しん予防接種事業補助金15万1,000円は、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のための事業に対する県の補助金で、補助率は3分の1でございます。町では、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹・風疹混合ワクチンの予防接種委託料に充当しております。以上の特定財源の充当額合計588万5,000円を除いた1億1,403万2,000円が一般財源でございます。

最後に、資料の22ページ、歳入の一般財源分について説明させていただきます。予算書は24、25ページをご覧ください。12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金の滞納繰越分につきましては、保育料の滞納繰越分でございます。

13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料の行政財産使用料につきましては、大塚児童の遊び場の東京電力電柱等設置に係る使用料でございます。

次の14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の子どものための教育・保育給付費補助金と、2行飛ばしまして、15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金の子どものための教育・保育給付費補助金につきましては、認定こども園への移行を目指す町外の幼稚園における長時間預かりに対する国と県からの補助で、本年度から対象施設が認定こども園に移行となり、該当なしとなったことによる皆減でございます。

続いて、2行戻りまして、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の認定こども園施設整備費交付金は、寒川さくら幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う園舎建替工事の幼稚園部

分に対する国からの補助で、令和3年度で工事が完了したことによる皆減でございます。

2行飛ばしまして、15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金の産科医師等分娩手当補助金につきましては、令和3年7月末をもって町内で分娩を取り扱う医療機関等がない状況となったことによる皆減でございます。

続いて、予算書は40、41ページをご覧ください。21款町債1項町債民生債の保育環境充実事業債につきましては、廃目整理に伴う皆減でございます。

以上で、子育て支援課の予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 まず、4ページの小児医療費助成事業費、こちらは実績を踏まえてということで増えて、理由としては例年どおりに戻ったという説明を受けたんですけども、戻った要因というのはどういうものなのかお聞かせください。

それとあと5ページのひとり親家庭等の医療費助成制度、これは確認なんですけど、これも同じような理由で増やしたということなんですか。お聞かせください。

それと6ページの地域子育て環境づくり支援事業費、こちらは新設したということで、事業を。こちらの内容というんですかね。もう少し詳しくお聞かせ願えますか。

3点ですね。お願いします。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目でございます。小児医療費の予算額が戻った要因はというお話でしたが、先ほどもご説明の中で申し上げたとおり、令和3年度の予算自体が令和2年度の恐らく受診控えの傾向だろうというような捉え方をしていた部分で、それが続くのではないかとというところで少なく見積もっていたところですが、実際執行状況を見ていきますと、それほど落ちていない、ほぼ例年のような状況に戻っていたということで、今回の予算については例年並みに戻っていったというようなところなので、戻った要因ということですが、皆様の受診行動がコロナを恐れて行かないというようなことをしなくなったのではないかと捉えております。

それから、2つ目のひとり親家庭の医療費助成事業は、お話いただいたとおり、同じ考え方での上でございます。

それから、3点目です。地域子育て環境づくり支援事業の新しい補助金についての詳しい内容をということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、国が補助している補助金の対象メニューということで、これまで子ども食堂等の子どもの居場所づくりに対する取組に対して町が委託をしている場合ということだったんですが、今回国も総理大臣が現場を視察したりというようなところで、子どもの孤立を防ごうということに注力していく部分で、委託だけではなく、補助金を交付している場合も対象にするというようなことで変更がございました。町としても子ども食堂については、今把握している中では4団体ございますが、そのうちの1団体が従来からございます地域子育て環境づくり支援事業補助金を利用していたということもあったので、町としても対象がないわけではないという中で、補助対象額が大きく広がりましたので、その辺が最大限国が活用できると言っている金額ま

で利用できるようなものをつくる必要があるだろうということで、新しく国の趣旨も踏まえた中で補助金をつくったところでございます。

対象としましては、子ども食堂だけではなくて、子どもの居場所の提供をする事業というところでは、例えば学習教室ですとか、そういったもので子どもに学習機会を提供する事業ですとか、あるいは相談窓口の設置でアウトリーチ支援のためにコーディネーターを配置したりというようなことで、この補助金の趣旨としては、子どもが行政等の必要な支援につながるような取組ということで対象を考えておりますので、一番よく目につく取組としては子ども食堂が挙げられておりますが、それに限ったものではないというところでございます。

上限については、従来ある補助対象としては30万円でしたが、国が125万円というところまで補助基準を設けておりますので、そこまで最大限利用しようとする方々が使えるようにということで、町の補助額を125万円を上限としたところでございます。概要としてはそのようなことです。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 コロナの影響というか、コロナで今までそれが診療を受けないというような形で見込んでいたんですけど、そうでもなかったということで、今回増やしたということは分かりました。

小児医療はずっと所得制限もなしで今回もずっと行われているんですけども、それについての反響というのをお聞かせ願えますでしょうか。

それと、今国が力を入れてきて、それに伴って新設した事業に取り組んでいくということなんですけども、今子ども食堂に限らず、いろいろとそれに限ったものではないという説明も聞いたんですけど、町としてこの事業についてどのように関わって、サポートしていくかということをお聞かせ願えますか。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目の所得制限の廃止を継続して取り組んでいることへの反響はというお尋ねですが、喜んでいただけているとは思っております。手続的な中で若干そういう窓口での声もいただいたりもしますので、この辺はそういう意味では継続していく部分かなと思っております。

それから、新しい補助金の関係でございます。町としてどうサポートしていくのかということでございます。今回この補助金を新設したことについては、まだ周知は図っておりませんので、この辺をしつかりと周知するとともに、今把握している子ども食堂の団体については、今回予算を議決賜った暁には、個別にこういう補助金を1つつくりましたのでということで、働きかけといいますか、お話しして説明しながら利用されるかどうかという部分は確認を取ってまいりたいと思っております。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 若干ですけど、その反響はあったということで理解しました。このコロナ禍なので、所得制限撤廃によって、恩恵という言い方はおかしい、語弊はあるんですけど、助かっている方々がいるということを踏まえますと、こちらの考えなんですけど、さらに拡充、15歳までなんですけど、18歳までにと、そういう考えが今の時点であるのかどうかというのを最後にお聞きします。

それと、今もサポートについてはいろいろと聞きましたけども、この新設の事業によって、子どもたちにとっての効果をどう見るのかという見解を最後にお聞きします。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目の小児医療費助成制度の拡充の考えはという部分です。ここに付きましては、現時点においては拡充するということは考えておりません。それから、今回の新しい補助金の子どもたちにとっての効果をどう見るかというところですが、先ほども申し上げたとおり、この補助金の趣旨というのは、国もそうなんですけれども、国の趣旨に沿ってつくっているわけですが、いわゆる貧困対策というような部分で、子どもが必要な支援につながることを目的でございます。ですので、子ども食堂とか、いろんな取組をされている地域の皆様の取組の中から、そういったところから行政の必要な支援に、必要なところにつながっていくということが効果として表れてくることを目的ですので、そこは数の問題ではなくて、実際にそういう子どもたちを見つけていただいて、必要な支援につなげるというところを効果として見ていきたいと思っております。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 サポートセンターの関係で、オーナーさんの気持ちで、いましばらく延長がという、こういうことですが、今回もし駄目になるということで、いろんな形での予算の組み方があったんですけども、単年度ごとの契約になるのか、それとも何年間の契約になるのか、この辺もしっかりしておかなければいけないのかなど、そのたびにいろんな形での影響が出てきてはいけませんし、こちら側にしても、オーナーさんにしても、人間的にはともかくとしても、建物自体がどうなっていくかということも非常に大事な部分でもありますので、そういう点ではその辺の話をしっかりした上で、どういう形にしていくかということの議論もしていかなければいけないのかなという気がしますし、非常に大事な事業ですので、そういう意味ではその辺の体制がきちっと町とオーナーさんとの協議がされていかないと心配になりますので、その辺はどのような形で詰めていくのか、また令和4年に入るこの段階で、どういう点に注意しながら契約を結んだのかについてもお知らせ願えますか。

それと養育支援訪問事業等を通じての幼児虐待の関係について、社会的にもいろんな形での好ましくない報道もされたりしていますけども、寒川にとっても絶対そういうことがあってはいけない、こんな思いからお聞かせ願いたいんですが、この事業を展開していく上でどのようなことを注意点として挙げながら展開しようとしているのか、これについての思いをお聞かせ願えますか。

それともう一つ、保育士さんの処遇改善の話が先ほど課長からありましたけども、今までもいろんな形で介護職であったり、いろんなところの方たちの処遇改善というのが展開されてきていました。しかしながら、思うように処遇改善がされないで終わってしまっているのが現状なんだろうという気がするんですね。1つには、介護とは若干違うと思いますし、保育士さんの場合は、しっかりとした資格を取ってついていきますから、それにしてもいろんな意味での処遇が改善されていかないと、成り手であったり、なりたいという人が出てこないとか、いろんな形でのこれから先のことを考えたら、なおさらのこと、きちっとした処遇改善をしていってあげないといけないと思うんですが、目的をしっかり持って、これは人権費ですよということでもってしっかりと特定でつけるという形にしないと、園に行くという形になっちゃうと、いろんな部分に使われても困りますので、ですから、そういう意味ではしっかりと処遇改善ができるような体制にしていっていただきたいと思うし、またしっかり見守っていただきたいなと思いますが、これについての見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 3点いただきました。それでは、私から1点目のサポートセンターの関係についてお話しさせていただきたいと思います。お話しいただいたとおり、サポートセンターの利用については、オーナーさんと今年で契約させていただいているという状況がございます。オーナーさんとお話させていただく中では、今回の件もいろいろありましたが、そのお話の中でも、当初は、先ほど説明の中で申し上げたとおり、令和2年度で1回事業者が出ていくということがあって、その後の事業者がどうなるかというのは、まだ不安定な状況もありましたので、そういった中ではいただいたお話の中では、1回壊して違う形にするからどうかという話もいただいたりということもありました。ただ、実際には先ほど申し上げたように、次の介護事業者が入って1階、2階部分もきちっと埋まって、オーナーさんの見解としても、基本的にはそこは1階、2階の部分は単年契約ではないので、ある程度のスパンで契約は建物を存続するということがありますので、町としても使っていただける間は契約は別に何年でも構わないですよというのは言っていたいております。

ご心配いただいている単年ということがいいのか、あるいは長期契約という形が結べるのかということころは、私もそういう形で契約することができるのかどうかというのは勉強させていただきたいと思いますので、現時点では契約形態としては単年契約でいっておりますが、もし複数年が可能なのであれば、そういったこともなきにしもあらずということかなと思います。ただ、どういう要件がそろえば複数年契約が町として結べるのかというのは勉強させていただきたいと思っております。

ただ、口だけじゃなくてというお話もありましたが、きちっとお話しさせていただいている中では、オーナーさんには子育て支援事業の部分についてはご理解いただいておりますので、非常に協力的なお言葉をいただく中で町としても甘えさせていただいて、使わせていただいているというようなことがございますので、この部分については、きちっといろんなことをご相談をお互いにさせていただきながら、信頼関係を崩すことがないようにしていきながら続けてまいりたいと思っております。

【杉崎委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 児童虐待等において、どのようなことに注意しながら事業展開をしているかというような問いかと思います。私どもも日々される報道に非常に胸を痛めているところであります。まず、児童虐待の防止として、職員の子育て支援課の窓口でのファーストアタックに力を入れているところでございます。母子法で保健コーディネーターによる全数面接をして、丁寧な聞き取りをした上での状況把握からのスタートを取るようしております。それは妊娠届だけとは限らず、転入時も皆さんに回っていただくようにしておりますので、そこでまず状況把握をする、その後事業にのっていただきながら、必要な支援が要る子なのかどうか、気になる部分があるのかどうかというのを事業ごとに確認させていただいているところであります。

あと、最近では母子保健の分野と児童福祉の分野が一体化するようになったほうが良いというのが国からの指針として出てきております。2年後を目途にそのような体制になるように努めてほしいというような意向であるんですけれども、寒川町は既に母子保健の分野と児童福祉の分野が1つの課に、それも同じ担当内で配置しているところです。なので、母子保健の情報と児童福祉の虐待系の情報が連携を持って情報として1つのまとまりとして入ってきますので、要保護児童対策協議会の運営ですとか、他部

局、もしくは民間の方とかとの連携も非常にうまくいっているところです。このような連携にも力を注ぎながら、町で悲惨が事例を出さないように頑張っております。気になるケースに関しましては、7時だろうと8時だろうと職員が訪問して、お子様の状況確認等に努めているところであります。

以上です。

【杉崎委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 3点目にご質問がありました保育士幼児教育等の処遇改善臨時特例事業について、目的からして人件費に当たるように、決して運営費等に当たらないような体制を見守ってほしいというお話をいただきました。年末神奈川県からこの事業について通知が参りまして、年明け早々に対象施設となる町内の8施設について、この事業についてのご説明に上がりました。人件費に、保育士の処遇を上げるためのものなのでということをご説明させていただいて、でも、この事業は令和4年2月、今年度2か月分については対象になっておりまして、令和4年度の4月から9月末まで半年間事業の対象となっております。令和3年度については、3月補正でご承認いただきまして、早速施設にお支払いしております。施設には賃金改善計画書というものをご提出いただきまして、個々にこの職員については幾ら上げますという計画書をご提出いただいております。令和3年度事業が終わりましたら、それについて改善実績報告書、確かにこの職員について幾ら処遇改善をしましたというご報告を上げてもらうことになっております。令和4年度半年間についても同じようにご提出を求めることになっておりますので、必ず施設では処遇改善に充てているということで、令和4年度も支給していきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。サポートセンターについては、今、課長からお話がありましたけども、いずれにしても結構古い建物であることも事実ですから、その辺のことも向こうは向こうでもって耐震診断したり、いろんな形で建物のことはやっただいてはと思いますけども、その辺のこともあつたし、人間的に役所がどうだ、オーナーがどうだということではなくして、建物自体が心配な部分もありますので、ですから、そういったことも踏まえてよく話し合いをしていただきながら、しっかりとした契約を結んでいただければと思います。途中でもって申し訳ないということがあつてはならない事業展開をしていますので、そういった意味ではしっかりとした体制を取っていただきたいなど、複数年でのということになると、建物自体がどうなのかということもありますので、ですから、なかなかその辺の難しいさもあると思いますけども、ただ、単年度というところ、こちら側として非常に不安の部分があつたりしますので、それはよく話し合いをしていただきながら、もちろん宮崎課長のところだけじゃなくして、契約を結ぶ担当課ともよく相談しながら、結ぶのはこちらで結ぶんでしようけども、よくその辺の相談をしながら事を進めていただきたいなと思いますので。

それから、児童虐待については分かりました。とにかく事が起きてからでは遅いですし、またいろんな機関との連携も非常に大事ですので、その点はしっかりとした対応を、泣く子をつくりたくないという思いがしますので、親御さんの勝手に泣く子をつくっちゃいけないなと思いますので、どうか落ち度のないような対策を講じていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、保育士の処遇改善については、そういう形でもってチェックしていただき、報告もいた

だくという形をやりましたので、それについては一つ一つ確認していただいて、間違いなく処遇改善が進むような展開に今年度していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。結構です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 2点ほど質問を考えてきたんですけど、課長の丁寧な説明によって理解ができました。医療費の関係、それとあとスクリーニングの関係なんですけども、こちらはぜひとも利用しやすい制度として制度設計をよろしくお願ひしたいと思ひます。聴覚の関係ですから、こちらは子どもの成長過程で非常に重要な部分を占めますので、ぜひとも全部の新生児は受けられるような体制にさせていただきたいと思ひます。

それで1点だけ歳入の関係でお伺ひしたいんですが、一番最初に児童福祉費の中で、児童発達支援事業所ひまわりの利用者負担金ということでお伺ひしたんですが、そちらはどのくらいの金額になるんでしょうか。また対象人数ですね。それだけ教えていただけたらと思ひます。

【杉崎委員長】 加藤副主幹。

【加藤副主幹】 児童発達支援事業所の利用者負担金についてのご質問でございますけれども、福祉課から給付費を出していただきまして、受給者証をお持ちのご家庭のお子さんがご利用いただけます。児童発達支援事業につきましても、3歳、4歳、5歳児の利用料につきましては免除の制度がございます。ただ、今現在ひまわり教室ご利用のお子さんは、2歳のお誕生日を超えたあたりからご利用いただいておりますので、満3歳になるまでのお子さんにつきましては、利用料が発生しております。そちらの制度につきましては、児童福祉法で定めがございますけれども、1か月当たり、所得制限がこちらもございますけれども、多くのご家庭は月に4,600円上限で利用料を頂いております。所得が多いご家庭につきましては、1回ご利用当たり1,200円ぐらいのご負担になりますので、月に10日来ていただければ1万2,000円ぐらいのご負担で、そちらのご家庭は3万7,200円が上限額となっておりますので、どうしても1か月毎日来ていただいても31日しかございませんので、1日ご利用いただくあたりが1,200円ぐらいで、掛けるご利用日数の分ご負担をいただいております。

利用料の総額にいたしますと、1割負担原則でございますので、1日当たりの利用料といたしましては、本来1万2,000円程度の経費が発生しておりますが、ご負担いただくのはそのうちの月額で4,600円、もしくは1日当たり1,200円程度、残りにつきましては給付費でございます。そちらにつきましては、ご案内のとおり、国保連を通じましての支払いで、こちらで歳入で受けております。

以上です。

【杉崎委員長】 人数を、すみません。

【加藤副主幹】 失礼しました。人数でございますけれども、今現在ですと、2歳児でございますけれども、1月末の登録人数が21人なんですけれども、12人のお子さんがまだ2歳児ということでご利用いただきまして、ご利用料を頂戴しております。

以上です。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 今12人ということで、非常に驚いています。すごいなと思います。支援をする保育士なり、そういった人たちが2歳児だと1対1に近い状態じゃないとできないと思うので、今聞いて実は驚きました。一度ひまわり教室を見にいきたいなと今実際思いましたので、今度一度つないでいただけたらと思います。

それと、以前自分も一般質問でお話をしたんですが、ぜひとも児童発達支援センターを、ここでなくなってしまったんですが、集合福祉施設の中に入れていただきたいというのがありますので、それは今ご返答は必要ございませんので、ぜひともそれを頭の隅に置いておいていただけたらなと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 幾つかありますので、お答えいただければ、重複というか、まず、6ページの地域子育て環境づくり支援事業費なんですけども、よく分からなかったのも、もう一回教えてほしいんですが、これは1事業に対して120万円なのか、1事業者に対して120万円上限と考えたのか、それをまずお聞かせください。

それから、子どもの医療費の件なんですけども、寒川町は年齢別で例えばゼロ歳、4歳、5歳、9歳、10歳、14歳、15歳、19歳とか、5歳刻みで構わないんですけども、年齢別に医療費の平均って取ってたりしますか。もちろんそこから上もです。20、24、25、29、30、34とか、取っているかどうかというのは、取っていなければ取っていないと言っていただければと思いますので。

それから、いろいろ聞いていると、コンシェルジュとか相談員がやたら多くて、僕がもしも来たときに、どこに何を言えばいいのか分からない感じがしたので、例えばチャートみたいなものを作って、見せたりしてやっているのかどうか、それを教えてください。

それともう一つ、いまいちよく分からないのが、先ほど関口委員が質問されて、そこに入っていたんだと思うんですけども、児童相談所との連携みたいなものというのは一体どうなっているのか、今。そこをお聞かせいただければと思います。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目の地域子育て環境づくりの新事業の新しい補助金ですが、これは1事業に対して125万円上限ということであります。

それから、2点目の小児医療費の年齢ごとの集計をしているかということですが、小児医療費として負担した部分に関しては、対象になる年齢までは数字としてはつかめますが、そこを超えた部分、要は小児医療費として町が、我々が負担していない部分については把握しておりません。

それから、3点目のいろんな相談員ですとか、保育コンシェルジュとか、いろいろあるけれども、それは例えばチャートみたいなものを作ってやっているかというお話でしたが、そういったものは今のところ用意はしておりません。窓口は子育て支援課1本ですので、来ていただいて最初受けた職員が話の内容によってつないでいくというような形を取っています。

【杉崎委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 児童相談所との連携についてご説明させていただきます。先ほど言葉が足らなかった

んですけども、要保護児童対策協議会にももちろん児童相談所が名前を連ねてくださっております。そこでの連携のほかに、児童相談所の方が訪問する際に、寒川に来たときに割と気軽に寄っていただいて情報交換したりですとか、町の職員と同行訪問などもしながら、非常に連携を密にしております。中央児童相談所の方からは、寒川との連携は非常にうまくいっているというような言葉もいただいているところですよ。

以上です。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。まず1つ目、これは1事業者じゃなくて1事業ということですから、そうすると子ども食堂だけで125万円で、もしもほかに例えば子どもに勉強を教える場をつくるとなったら、また新たに国から補助も出ますしということで、それをまた申請して別途やる、現時点においては1事業と、多分子ども食堂だったと思いますけど、考えているという認識でよろしいのかを教えてください。

それから、医療費の話ですけども、把握されていないというのは、そうだと思いますけど、多分ここまで来ると中学3年生まで所得制限もなしになった、医療費補助となると、多分次は16歳から18歳という話になっていくのは当然だと思うんです。実はニッセイ基礎研究所という日本生命のシンクタンクが2018年にした調査なんですけども、年間の医療費は日本人は平均で1人当たり33.3万円なんです。そして一番医療費がかからないのが15歳から18歳なんです。こここのところを覚えておいてほしいなところですよ。今後またこの話はいろんなところから出てくると思うんですけども、16歳、17歳、18歳、いわゆる高校生の医療費もぜひ補助して欲しいという話になるときに、多分このところを1回認識して欲しいなと思います。一番医療費がかかっていない年齢がここだそうなんです。これについては分かりましたので、結構です。

それから、コンシェルジュについては、しっかりやっつけようということなので、分かりました。

それと、児相との連携につきましても、実は気になっているのが1つあって、例えばご近所さんから何かいったときに、これはちょっとまずくないですかというような話がいったときに、結局最終的にその人たちには話、例えば通報じゃないですけど、した方たちに対してはなかなか話がいけないじゃないですか、その後どうなったかというのが。もちろんそうですよね、当然なんですけど、そのところが見えてこないのが、中には不満に思っている人もいるみたいなのところがあったりするんですけど、それは話せば分かることだと思うので、その辺の説明を丁寧にしていただける環境をつくっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目の1事業125万円というところで、ほかにも例えば別の事業をやったら出るのかというお尋ねについては、そのとおりです。1つの団体がまず例えば子ども食堂をやっています、そこが今度新しく学習支援の取組を始めましたと、別立てで。一緒にされているとその区別が分かりませんので、別立てで始めましたということであれば、別立ての部分についてまた125万円を上限にご申請いただいて、取り組んでいただくということは可能です。

【杉崎委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 通報に関してのその後が分からずに、通報された方が、どうなっているのかご心配されているというような問いだったかと思われま。通報があるようなご家庭、1回の通報で本当に支援が入って、すごくよくなるお宅があればいいなと思うんですけども、現状そのご家庭なりに改善していくのには非常に時間がかかったりするものです。こちらとしましては、個人情報の問題もございますので、通報があった方に関しては、この後これがどうなったかということは実はお伝えできないんですよというようなご説明をさせていただきながら、逆にまた様子を見ていただいて、必要時通報なりしてくださいというようなお願いをしているところです。なので、こちらから、この家庭は今こんなですということは、なかなか申し上げることができないのかなと思っております。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうしたら、最後、子ども食堂のことでお伺いしますけど、補助するときにある程度条件みたいながあると思うんです。例えば分かりやすく言うと、反社会的勢力が隠れみのにしてやっている可能性もあるわけじゃないですか。いやいや、必ずしもそうじゃないですよ。結構あつたりする場合は見抜けるかどうかでももちろんあるし、それから特定の政治団体だったり、政治家みたいな人たちが何かやっている場合に、それはどうなるのかなというのがすごく謎なんですよね。政治家と呼ばれている人が、その会の中においてやっているのはどうなのか、それから、例えば別途で相談会みたいなのを設けちゃっているところもあるらしいですので、ここはないかとは思いますが、考えていると言うかもしれません。そういうことをやっているところに対して補助をするのかどうか、そこをお聞かせください。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 ご心配ありがとうございます。確かに今回の新しい補助金に限った話ではなくて、今おっしゃったような宗教的な部分とか、政治的な部分とかというようなところは、どの補助金の交付要綱を見ても大概そういうものは対象外というようなことは文言上は当然あります。提出された書類とか、それからその団体の日頃の状況を見ている中で、本当にそうっていないのかどうかというのは、確かに見抜けるかと言われると、非常に厳しい状況はあろうかと思えます。

ただ、そうは言いながらも、その事実が分かったところで、補助を続けるのかということもあると思いますので、まず適用に当たってはそのこの判断をきちっと慎重にしながら、もし万が一そういうことをしている団体だと分かった場合には、当然そこで補助の対象にはなりませんと、その補助の決定の取消しとか、そういう対応をしていくことになるんだろうなと思っております。

【杉崎委員長】 それでは、茂内副委員長、お願いいたします。

茂内副委員長。

【茂内副委員長】 2つの事業についてお伺いいたします。まず、子育て支援事業なんですけども、令和3年度の支援センターにいらっしゃる方の目標人数を立てたとは思いますが、その目標人数と実際に来た人数をお伺いしたいのと、令和4年度はこれから始まりますけども、その目標人数を教えてくださいなと思います。よろしくお願ひします。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、令和3年度でございますが、支援センターの利用者数の目標としましては、9,490人ということで目標にしておりますが、令和2年度、それから3年度につきましては、コロナ禍の影響ということもあって、利用自体に制約をかけている状況がございます。利用時間も限られた中で、利用の組数というんですかね。来場していただく組数も予約制で、今は1日午前午後でそれぞれ5組というような利用の制約をかけさせていただきながら運営している関係もありまして、利用者数の実績としましては、今3年度は11月末までの集計までしかできていない8か月分の内容なんですけど、2,426人という状況です。ちなみに同じようなコロナ禍で推移した昨年度令和2年度は、2,722人という状況でしたので、それに比べると8か月で今2,400人が来ているというところでは、昨年度と比べれば少し増えてきているかなと思います。本来の支援センターの目的という部分で考えると、利用の制約をかけている時点で本当は趣旨に反するような形になってしまっていて、すごく心苦しいところがあるんですけど、そういう意味でも一刻も早くコロナが収束して、また普通に戻った、先ほどの虐待の話もそうですが、お子さんを持つ保護者の気持ちという部分がだいぶ変わってくるのかなと思っております。

それから、令和4年度の目標につきましては、これは総合計画上の数字で恐縮ですけども、9,540人が利用の目標になります。ただ、実際コロナがどれぐらい続くのかにもよって全然状況も変わってきますので、単純にこの数字で目標値と、それから実績値というような考え方はちょっと厳しいのかなと思っております。

【杉崎委員長】 茂内副委員長。

【茂内副委員長】 ありがとうございます。コロナ禍ということもあるので、皆様はいろいろ計画なっている中で、それが思うようにいかないというのはとてもよく分かるんですけども、目標でプラスになっておりますが、今減ったというのは、コロナが原因、利用制限を持たれたということなんですけども、目標がプラスになったというのは、何か具体的な策みたいなものがあるのでしょうか。あと、目標が多い中で、本年度の予算が少し下がっているというのがあるんですけども、これは相談員の減少ということになってはいますが、目標を上げるために相談員を減らしてしまうというのは、何か策があるのかなと思って、何かあれば教えていただきたいなと思います。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、目標についての考え方といいますか、目標につきましては、総合計画上、あるいは子育て支援事業計画とも合ってきますけれども、令和元年の実績8,521人を基準に考えて、そこから利用を伸ばしていくということが目標ですので、目標に関しては、そういう意味でそういう考え方の中で増やしていつているということになります。実態が減っていることに関しては、先ほど申し上げたような実態でございますし、それから、それに対して予算が減っているという部分に関しましては、今回予算が減っている要因というのは、主に子育て支援相談員の報酬とか職員手当等とか、その支払う部分に関連するものが減っているのが1つの大きな要因としてはございます。それは、実は子育て支援相談員が令和2年度の途中で2名いたうちの1人がご家庭の事情で退職されまして、その後会計年度任用職員の単発的な雇用みたいな形で1人一度入れたんですけども、その方もなかなか担い切れなくて、お辞めになった中で、令和3年度の頭で今実際に就任していただいているもう一人の新しい方が入って、その方が今も続いております。その方の実績と、それから令和3年度の予算としては、ど

うという方が入ってくるか分からなかったので、今ずっと続けていらっしゃるもう一人の実績に基づいて予算計上していた関係で、そこで実際に新しく入っているもう一人の方の実績と比べたときに、ここで実績は分かりましたから、そうするとその実績を踏まえた今度4年度の予算計上にした結果が、多かった分との差額で今落ちているということがございます。

それから、もう一つ、子育て支援事業費の予算が大きく減った要因としては、委託料の部分で増減理由のところにも書かせていただきましたけれども、先ほどご説明申し上げたように、令和3年度については、もしかすると直接町が事業者と例えば光熱水費ですとか、いろんな施設の維持管理、保守点検、そういったものの予算を直接町が契約しなきゃいけないかもしれないというところで、金額は割と大きく、全体を見たときに、その部分の数字を割と大きく持っていました。それが4年度については、実際に3年度の執行段階からそうですけれども、オーナーさんと協議した結果で、直接オーナーさんが業者とは契約をして、町が使用した部分、あるいは負担にそれぞれ1階、2階の部分と3階の部分との負担の割合に応じて負担金という形で町がお支払いするという形になりましたので、それに伴って例えば警備の委託業務なんかですと、1階、2階にどなたも入らない状態になると、機械警備とかいろんな警備をつけなきゃいけないので、そういった部分の委託料なんかも予算計上しておりましたが、その辺が今年度予算の計上については、1階、2階に事業者が入っていますから、機械警備を我々がつける必要がなくなったので、そういった予算が委託料として落ちたりしている関係で委託料が174万円減になっていますので、そういったこともあって減額になっています。ですので、決して目標とする支援センターの利用者数が増えているのに、それに伴ってその部分を減らしたかという点、そこは支援センターとか、サポートセンターに係る部分は、逆に予算的には委託料が前年度より若干増えていますので、そういったところでは逆行というか、見た目は全体の事業費としては逆行しているように見えますけど、内容的にはそういう内容になっていますので、ご理解いただければと思います。

【杉崎委員長】 茂内副委員長。

【茂内副委員長】 分かりました。最後に、コロナ禍なので、この事業だけでなく、様々な事業で計画が潰れてしまったり中止になったりということもあり、町でもせっかく準備している中で流れてしまうということがあるとは思いますが、困っている人にだからこそ、こういう場を与えてあげられるようなのが令和4年度はできるといいなと思います。コロナだからといってできなかったということは、仕方のないことなんですけども、子どもとかお母さんたち、お父さんもそうですけども、そういうものが課題として具体的な策とかができていけばいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【杉崎委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。支援センターの利用を制約しているということの中には、感染防止という部分と、それから受託いただいている、そこで働いていらっしゃる職員の方々も、例えばお子さんと、マスクをしないで膝に乗っかって来られるとか、そういうことがご心配な部分もおありになる、そちらの気持ちも分かりますので、感染防止対策という部分では一定の利用の制約を設けざるを得ないかなと思っています。

ただ一方で、受託いただいている事業者さんにおいても、例えばズームを使ってふだん利用している

人たちがつながるようなことを模索したりとか、そういったことも検討はしてくださっていますので、実際に例えば昨年やられた例でいうと、マザーズハローワークということで、子を持つ親の就業の支援というようなところで、実際にハローワークの方も入って、ズームで説明だったり、そういう取組をやったりもしています。そのときには、今数字を持っていなくて恐縮ですけども、何組かはお参加いただいたようなので、集まれなくても情報発信したり、あるいは状況把握したりという取組は新しく始めていただいております。

それから、常連さんという言い方が適切かどうか分かりませんが、悩み事を聞いてもらいによくいらっしゃる方々には、支援センターからも時折ご連絡を入れたりということをしていただいておりますので、そういったところでは、このコロナ禍の中でできる取組というのはしてくださっているのかなと思っていますので、引き続きその辺はできることをいろいろお考えいただいて、取り組んでくださいという形でお願いしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【杉崎委員長】 ここで質疑を打ち切ります。以上で、学び育成部子育て支援課の審査を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続きまして、学び育成部学び推進課の審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、続きまして、学び推進課の審査をお願い申し上げます。芝崎学び推進課長よりご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 それでは、学び育成部学び推進課所管令和4年度予算について、予算特別委員会説明資料により説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

予算書は52から55ページ、2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費です。タブレット資料は2ページをご覧ください。国際交流基金積立金は、国際交流事業に役立てるための基金の利子積立金です。

続いて、下の表をご覧ください。国際交流基金積立金の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は34、35ページ、国際交流基金利子を全額充当しております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。生涯学習振興事業費は、学習の情報提供をはじめ様々な生涯学習事業を推進するものです。報償費は、講座等の講師謝礼及び生涯学習推進会議の委員謝礼、ゆうゆう学園修了者への記念品代です。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、情報紙の用紙代等です。役務費は、事業に係る連絡用の切手やはがき代で、財源は一般財源です。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。地域間交流促進事業費は、姉妹都市である寒河江市との交流促進と国際理解、国際交流活動を推進するものです。旅費は、職員の普通旅費です。負担金補助及び交付金ですが、さむかわ国際交流協会に対し国際交流事業等交付金として令和3年度は予算を計上しておりましたが、団体からコロナ禍により事業を縮小するため令和4年度に限り交付金を辞退するとの申出があったことから皆減としております。財源は一般財源です。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するものです。旅費は、職員の普通旅費です。役務費は、県の委託事業となります。かながわ一般通訳支援事業を利用いたしまして、通訳を小・中学校等に派遣してもらった際の手数料です。負担金補助及び交付金は、外国籍の患者が安心して医療機関を受診できるように医療通訳を派遣する事業の負担金です。財源は一般財源となります。

続きまして、予算書は70、71ページ、3款民生費2項児童福祉費4目青少年育成費、タブレット資料は6ページをご覧ください。青少年健全育成事業費は、各種事業を実施するとともに、青少年を取り巻く社会環境の維持改善に努め、青少年の健全育成を推進するものです。報酬は、青少年問題協議会委員への報酬、報償費は、青少年指導員への謝礼、旅費は、職員の普通旅費、需用費の被服費は、青少年指導員が2年に一度の改選時に伴い貸与する被服代となります。役務費は、成人式の案内用はがき代、青少年指導員がけがなどをした際に対応するための保険料です。委託料は、子どもまつり、小学生体験学習、成人式記念事業の委託料です。負担金補助及び交付金は、単位子ども会への補助金及び青少年指導員連絡協議会への交付金です。なお、青少年環境浄化推進協議会への交付金につきましては、社会環境が成立当時と比べ大きく変化し、協議会として一定の役割は終えたことから、令和4年3月いっばいで解散する意向から交付金の辞退があったため皆減しております。

続きまして、下の表をご覧ください。青少年育成事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、市町村事業推進交付金より委託料及び団体への補助金の合計25万4,000円を充当しておりますが、財政課でまとめて説明したものとなります。なお、補助率は対象事業費の2分の1です。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。ふれあい塾運営事業費は、地域の方々にご協力いただき各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供するものです。報償費は、ふれあい塾指導員の謝礼、需用費の消耗品費は、児童の玩具、医薬材料費は参加者への医薬代です。役務費は、ふれあい塾支援員等の保険料です。

続きまして、下の表をご覧ください。ふれあい塾運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金より各節へ充当しております。補助率は3分の2です。

続きまして、タブレット8ページをご覧ください。青少年広場維持管理経費は、大蔵の青少年広場の維持管理を行うもので、需用費の消耗品費は、賃貸借契約に伴う収入印紙代等、光熱水費は、電気料及び水道料、役務費は、防犯カメラ、建物火災保険料です。委託料は、広場の維持管理及び除草業務となります。使用料及び賃借料は、青少年広場の土地借上料となります。財源は一般財源です。

続きまして、タブレット9ページをご覧ください。ちびっこ広場維持管理経費は、町内にあります3か所のちびっこ広場の除草委託料です。財源は一般財源です。

続きまして、タブレット資料10ページをご覧ください。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業で、町内には7つの児童クラブがあり、その運営につきましてはNPO法人寒川学童保育会へ委託しております。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料、委託料は、児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数に応じて配置する支援員等の人件費や光熱水費など各クラブの運営に関わる経費です。使用料及び賃借料

は、各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。負担金補助及び交付金は、令和4年4月から9月までの6か月間を対象とする児童クラブ支援員等の処遇を改善するための補助金です。

続きまして、下の表をご覧ください。児童クラブ運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、子ども・子育て支援交付金、1つ飛びまして、歳入番号③、予算書は32、33ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、児童クラブの運営に対する事業費が対象となり、負担割合は国、県共に対象事業の3分の1となります。

戻りまして、歳入番号②、予算書は28、29ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金は、児童クラブ支援委員等を対象にした処遇改善であり、負担割合は全額国の負担となります。①、②及び③は、子育て支援課でまとめて説明したものととなります。

歳入番号④、予算書は36、37ページ、まちづくり基金繰入金は、児童クラブ運営に対する事業費となります。

続きまして、予算書は72、73ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、タブレット資料11ページをご覧ください。青少年広場公衆便所維持管理経費は、公衆トイレの維持管理を行うものです。需用費のうち光熱水費は、水道料、衛生費は、建物災害に係る保険料、委託料は、公衆トイレの清掃委託となります。財源は一般財源です。

続きまして、予算書は96、97ページ、10款教育費4項社会教育費5目文化渉外費、タブレット資料12ページをご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、19の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また地域の文化振興を図り、文化を通じ交流を深めるためのものです。旅費は、職員の普通旅費、委託料は、寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催の事業委託料、負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金となります。財源は一般財源です。

最後となりますが、タブレット資料13ページをご覧ください。歳入予算の一般財源の概要です。予算書は24、25ページ、13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料2節児童福祉使用料、行政財産使用料は、3年に一度徴収する青少年広場及びちびっこ広場内に設置されている電柱の占用料です。

次に、予算書は36、37ページ、国際交流基金繰入金は、廃目として整理しております。

次に、予算書は38、39ページ、20款諸収入4項雑入1目雑入3節民生費雑入、児童クラブ水道料は、小谷小学校区のげんきっ子クラブ、一之宮小学校区のわんぱくクラブの水道料です。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 まず、青少年健全育成事業費で、今回協議会が辞退されたということで、一定程度の役目を終えたということでやめたという話だったんですけど、もう少しその辺の話を詳しく聞かせていただきたい、どういった理由、理由は役目、その当時に比べてという話は受けていたんですけど、もう少し詳しくお聞かせください。

それと、児童クラブ運営事業費の負担金が国、県支出金になって増えたということで、これに伴って処遇改善するということになっているんですけど、処遇改善はどういったところが改善されるかお聞かせください。お願いします。

【杉崎委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 2点ご質問をいただきました。まず、1点目の団体の解散を考えているという点についてなんですけれども、寒川町環境浄化推進協議会につきましては、まだ解散しているわけではないんですけれども、この3月で最終的にそういった形に進んでいくというお話を受けております。

一定の役割を終えたという点についてなんですけれども、まず、薬物乱用防止の啓発活動というのを大分早い時期から環境浄化推進協議会で行ってまいりました。しかしながら、社会情勢が違うという中で、学校の授業の中にもこういった部分が入ってきました。そういったところや、あとほかの団体も積極的な活動を行ってきたというところで、今までは環境浄化推進協議会でしかやっていなかったことをほかの部分で補えるという形になったので、そういった部分で役割が必要ないのかなというご判断になったかと思います。また、有害図書ということで、駅にてんとう虫ポストというのを置かせていただいておりますが、こちらについても、以前に比べて大分量が減ってきたという報告を受けております。その代わりとっては何なんですけど、代わりに駅の近くということで、ごみを捨てていく方が大分増えています、団体さんの片づけも、そういった部分で困っていることもあったようです。そういった部分から役割が終えたということになってくるかと思えます。

以上となります。

もう一点が、児童クラブについての処遇改善ということなんですけれども、こちらは3月の補正にも出ささせていただきました、保育園と同じような形になるんですけれども、児童クラブの支援員、補助員が、処遇改善ということで、コロナ禍によって国の指針によりまして改善という形で補助を受けております。申請が上がりまして、それに対してこちらが内容を確認した上で手続を進めていくということで、最後に今年度、また令和4年度につきましても、事業報告を受けて中身のチェックをした上で処理をさせていただくという形になっております。

以上となります。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目の協議会にかかわらず、いろんな団体に関わってきて、いろんな役目を果たしているということで積極的に取り組んでいるということと理解したんですけど、この協議会がなくなったとしても、それに代わる団体がとってはいるんですけど、これは今後とも一定程度の問題が出てくる可能性があるんで、町としてどのようにこの事業に関わっていくかということについて聞かせてください。

それと、国が進めていることなので、このところはぜひ処遇改善を進めていただいて、児童クラブ、子どもたちに貢献できるような取組をしていただきたいと思いますと思うんですけど、その辺の思いを聞かせてください。

【杉崎委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 環境浄化推進協議会が今後町としてというところなんですけれども、団体としましては任意の団体となりますので、団体がやめるというご判断をされたということは、こちらとしても残念ではあるんですけれども、例えば今までやってこられた部分については、青少年指導員という町で設置している団体で社会環境調査というのをもともととはやっていたんですけど、環境浄化推進協議会

ができたことで、そちらの団体にやっていただいたものがまた青少年指導員の役割として戻ってきたりですとか、今までやられていたことが全て抜けてしまうということがないように、町としても気をつけていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 思いを、処遇改善についての。

芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 大変失礼いたしました。処遇改善につきましては、内容が繰返しになってしまふかもしれないんですが、コロナ禍によって国で定められました金額に基づきまして、町として内容の誤りがないかなどを確認した上で、適正な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 なければ、茂内副委員長。

茂内副委員長。

【茂内副委員長】 大きく3点お伺いいたします。まず、生涯学習振興事業費なんですけども、予算の概要の46から47ページを見ますと、各種講座やイベントなどを開催し、町民の生涯学習機会の拡充を図るとありますけども、生涯学習の講座やイベントは、公民館や図書館といった社会教育施設、教育委員会の所管で行う事業と似ていることが多いかなと思うんですけども、学び推進課が行う事業と社会教育施設が行う事業との関係性といいますか、それは令和4年度の予算に関してはどのような形になっているのかということをお伺いしたいのがまず1点です。

また青少年健全育成事業費なんですけども、こちらも予算の概要を見ますと、青少年の健全育成に向け幅広い年齢層が多数参加できる事業を開催し、異年齢の交流を図るとありますが、具体的にこれほどのような事業の計画が今あるのかということをお伺いしたいと思います。

3点目が、児童クラブの運営事業のことなんですけども、現在たしか寒川町では7つのクラブがあると思うんですけども、令和3年の定員の状況と4月から始まる令和4年度の希望定員の状況を教えていただければと思います。お願いいたします。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いいたします。

芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 順が不同になるかもしれませんが、まず児童クラブの定員数についてとなります。現在の児童クラブの人数につきましては、令和4年3月1日現在の定員が266人に対しまして入所者数は237人となっております。令和4年度につきましては、定員数が……。

【杉崎委員長】 柏木主任主事。

【柏木主任主事】 令和4年度の児童クラブの入所児童数につきましては、全クラブ合計で284名になります。待機児童につきましては、全クラブ合計で42名となります。

以上です。

【杉崎委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 すみません。まず、1点目の教育委員会との関係性についてというところになってくるんですけども、委員おっしゃるように、教育委員会で公民館などでいろんな事業を行っております。そういった取りまとめの部分、当課でスキップという形でまとめたものを年4回学校や幼稚園など関係機関にお配りして周知しているんですね。ですので、そういった部分で子どもが窓口となっているような機関にお知らせするような形を主に取っております。

以上となります。

【杉崎委員長】 柏木主任主事。

【柏木主任主事】 それでは、あとご質問にありました異年齢交流等の青少年育成事業についてのお話になります。例えばですが、令和4年度に計画している子どもまつりにつきましては、参加対象につきましては、小学生1年生から6年生まで、協力していただけるジュニアリーダーズクラブにつきましては、中学生以上の会員がそろっていますので、中学校、高校、上は大学生までご協力いただけることになっております。また、実施主体となります青少年指導員もおりますので、その中で子どもたちと交流を深めていくという目的で実施していくこととなります。

以上です。

【杉崎委員長】 茂内副委員長。

【茂内副委員長】 ありがとうございます。生涯学習につきましては、コロナということもあって、なかなか難しいかと思うんですけども、あと皆様がスキップというものでいろいろ周知報告してやっていくということなので、連携を取り合いながら様々なところとやっていただければと思います。

青少年健全育成事業費なんですけども、子どもまつりとかをまた始めるというか、そういう形になると思うんですけども、コロナウイルスのことも懸念されると思うんですけども、そんな中でもうちょっと具体的なものがもしあれば、教えていただきたいというのが2つ目の質問です。

児童クラブのことなんですけども、これは定員割れということになってしまっているのでしょうかということがまず1つと、私の近くにも小学校の低学年までは入っているんですけども、高学年になるとやめてしまったりか、逆に低学年のみならず高学年の受入れをしてもらいたいというお話もいろいろあつたりするんですけども、そういったことに対して町はどのようにしていくのかお聞きしたいと思います。

また、支援員の方の不足は今あるのでしょうかもお願いたします。

【杉崎委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 まず、青少年育成の部分で、子どもまつりなどといった具体的な内容なんですけれども、おっしゃるように、コロナ禍の中で始めるということで、まず人数につきましては、今まで募集を300人していたところを半分にするなどして人数を減らしているという形を取っております。また、今後コロナの状況も見据えながらということになるので、今現在と少しずつ変わっていく可能性も十分あるんですけども、今まで行っていた種目を多少減らすなりして、できるだけ一度使ったら消毒をするなど、小まめな対応を取りながら実施していきたいと思っております。しかしながら、コロナの中でも子どもたちはやはり遊びたいという気持ちはあると思いますので、できるだけ実施できるような形で進めていければと考えております。

そして児童クラブの定員割れについてなんですけれども、こちらはトータルの人数をお示したんで

すけれども、児童クラブごとになりますと、状況が違いまして、今定員に対して定員以内で収まっているというのが、旭小学校区わかばクラブとたんぼぼクラブ、そして小谷小学校区のげんきっ子クラブとなってきます。それ以外の児童クラブについては、残念ながら定員をオーバーしておりまして、待機児童がいる状況となっております。

これに対してどういった考えかというところなんですけれども、現状としては近隣などの状況で何かいいやり方がないかというのを研究しているといった状況にはなっています。

最後の支援員の人数についてなんですけれども、不足というのは生じておりません。

以上です。

【杉崎委員長】 茂内副委員長。

【茂内副委員長】 青少年健全育成事業の内容は分かりました。子どもたちがなかなか遊びとか学びができないところでは、町のこういうイベントもあるといいなと思いますので、ぜひともお願いしたいなと思います。

そして児童クラブのことですけれども、児童クラブ全てが定員割れということではないことが分かりました。ただ、地域によって違うのかなと思いますので、そこをどうするかということだと思んですけど、でも、働いているお母さん、お父さんも多い中、ニーズが増えていくとは思いますが、その内容とかを充実させて、これからまた令和4年度もやっていっていただきたいなと思います。ありがとうございます。

【杉崎委員長】 これをもって質疑を打ち切ります。以上で、学び育成部学び推進課の審査を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続きまして、学び育成部スポーツ課の審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、引き続きまして、スポーツ課の審査をよろしくをお願いいたします。説明につきましては大八木スポーツ課長より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 皆さん、こんにちは。それでは、学び育成部スポーツ課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明いたします。予算書は82ページから85ページの8款土木費2項都市計画費2目公園緑地費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

01スポーツ施設活性化事業費につきましては、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの利用者の利便性の向上と利用促進のため指定管理者制度を活用し、自主事業や地域向けのイベントの充実で多様化する住民ニーズに応えるとともに、施設の質的向上など環境整備を図るものでございます。まず、役務費は、総合体育館及びパンプトラックの建物災害保険料でございます。次に、委託料は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの管理運営費に係る指定管理料でございます。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。スポーツ施設活性化事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は26、27ページの都市公園施設設置管理使用料113万1,000円は、総合体育館喫茶室使用料及び総合体育館自動販売機設置使用料に係る費用を総合体育館指定管理料に充当しております。予算額は他課の分、これは都市計画課ですが、こちらを含んでおります。

歳入番号②、予算書は34、35ページの施設等命名権収入130万円は、総合体育館及び町営プールのネーミングライツ収入で、総合体育館分の100万円を総合体育館の維持管理に係る費用に充当しております。残りの30万円は、後ほどご説明いたします教育費のスポーツ施設活性化事業における町営プールの維持管理に係る費用に充当しております。

続きまして、予算書は同じく82から85ページの8款土木費2項都市計画費2目公園緑地費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。02公共施設再編計画実施事業につきましては、町の公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した総合体育館各施設及び備品の長寿命化または更新等を計画的に実施することで、施設の安全で快適な利用の環境の整備を図るものでございます。需用費消耗品費は、総合体育館武道場の柔道畳の老朽化に伴い試合場1面分128畳を購入するものでございます。

次に、委託料でございます。まず、総合体育館の武道場とサブアリーナに空調設備を設置するための工事設計委託料でございます。これは近年の夏季の異常な暑さなどにより施設利用者が熱中症になる件数が増加したこと、また一般の利用者からも設置の要望が非常に高く、多く上がっていることから、また災害発生時の広域避難所として夏季の暑さや冬季の寒さ対策への活用などスポーツ施設以外の総合体育館利用にも役立つものという考えから実施するものでございます。また、空調の熱源となる吸収式冷温水発生機修繕工事設計委託も行います。吸収式冷温水発生機は、稼働開始後24年が経過し、大規模な点検及び修繕等を行うための設計を行い、空調設備が正常かつ効率的に今後も長期間稼働させるために実施するものでございます。

次に、使用料及び賃借料でございます。これは総合体育館の中央監視システム借上料でございます。昨年度施設供用開始時より稼働しておりました中央監視システムが異常を示し、監視機能が停止いたしました。修繕を試みましたが、これまで使用していた基盤が旧式でもあり、既に生産が中止されていることから令和3年度9月補正において予算計上させていただき、更新を行い、リースにより入れ替えたもので、本年度も継続するものでございます。

次に、備品購入費でございます。総合体育館の移動式バスケットゴールを購入するもので、現在2面分2セット合計4台の移動式バスケットゴールを保有しております。毎年定期点検を実施し、活用されておりますが、そのうちの1セットが故障を頻発し、オーバーホールを行った結果、老朽化による安全性の面から更新が必要と判断し、1セットを購入するものであります。また、現在多目的室に設置されておりますビデオプロジェクターが映写部及び音響部が壊れている状態で、多くの利用者から早期に利用できるよう要望が上がっております。こちらにつきましては、修繕を試みましたが、規格が旧式であり、既に部品等が製造されていないこと及び配線に屋根裏や壁面配線等の大規模な工事を必要とすることから、移動式のプロジェクター機器を購入することといたしました。小型でキャスター付の音響設備と一体となった移動式とすることにより、これまでプロジェクターの利用は多目的室のみに限定されておりましたが、各階各施設において利用が可能となり、利便性の向上を図れるものと考えております。

主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は36、37ページのまちづくり基金繰入金は、財政課でまとめて説明したものとなりますが、281万1,000円は移動式バスケットゴール購入費用に充当しております。また、歳入番号②、予算書は38、39ページのスポーツ振興くじは、補助率は補助対象事業費の5分の4で、上限の600万円で申請しております。この600万円につきましても移動式バスケットゴール購入費用に充当しております。

続きまして、予算書は96ページから97ページ、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。01職員給与費につきましては、スポーツ課職員の給料、職員手当等及び共済費でございます。本事業への特定財源の充当はございません。

タブレット資料5ページをご覧ください。01保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に係るものであります。報酬は、スポーツ推進審議会委員への報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償及びスポーツ担当職員が県の主催する会議等に参加するための旅費でございます。本事業への特定財源の充当はありません。

タブレット資料6ページをご覧ください。02スポーツ活動応援事業費につきましては、町民のスポーツ活動を支える体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体の支援育成やスポーツの推進を図る役割を果たしているスポーツ推進委員のさらなる資質の向上を図るための取組の実施、また、スポーツを始めるきっかけづくりの場となる各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催するものでございます。報酬は、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬、報償費は、スポーツ教室講師への謝礼、旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のための研修会に参加するための費用弁償、需用費の被服費は、スポーツ推進委員の任期満了に伴い新たにスポーツ推進委員になれる方の活動用ユニフォームの購入費等でございます。委託料は、市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会へ町の代表選手を派遣するための委託料とストリートスポーツの普及及び推進を図るための委託料、備品購入費は、機械器具購入費で、屋外イベント用音響セット、これはアンプとマイクなんです、これを購入いたします。これは総務省簡易無線局における電波法の改正によりアナログ方式の周波数がデジタル方式に切り替わることから、これまで使用していた音響セットが使用できなくなることによるものであります。

続きまして、負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会の負担金、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、体育協会、レクリエーション協会等への事業費補助、そして10月の県民スポーツ月間に開催する寒川スポーツデー及び観桜駅伝競走大会の実行委員会への交付金でございます。主な増減理由は、備考欄記載となっております。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。スポーツ活動応援事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は36、37ページのまちづくり基金繰入金、これは財政課で説明させていただきましたが、25万円は機械器具購入費の屋外イベント用音響セットを購入する費用に充当しております。

続きまして、予算書は96から99ページ、2目体育施設費でございます。タブレット資料は7ページをご覧ください。01スポーツ施設活性化事業費につきましては、スポーツ施設の運営管理に指定管理者制

度を導入するなどスポーツを快適に楽しめる環境を整え、利用者の利便性向上を図るとともに、その利用を促進するものでございます。需用費の消耗品費は、さむかわ庭球場の維持管理のための消耗品費で、なお、さむかわ庭球場は年度途中よりリニューアルオープンのため工事期間に入りますので、それぞれの予算項目については5か月分の経費を見込んでおります。燃料費は、さむかわ庭球場及び川とのふれあい公園サッカー場芝刈り用機器の混合ガソリン代、光熱水費は、さむかわ庭球場の電気料、水道料及びプロパンガス代、倉見スポーツ公園の水道料でございます。役務費は、さむかわ庭球場の電気料及び浄化槽定期検査料、町営プール及び田端スポーツ公園の管理棟の保険料等、委託料は、さむかわ庭球場の警備及び浄化槽維持管理の委託料、倉見スポーツ公園、川とのふれあい公園野球場及びサッカー場のトイレのくみ取りと除草の委託料、川とのふれあい公園サッカー場芝生管理委託料、町営プールウオータースライダー定期検査委託料、田端スポーツ公園及び町営プールの指定管理委託料、そして川とのふれあい公園サッカー場芝生管理委託料でございます。使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地の借地料、相模川増水時の河川沿いに設置されている施設撤去用トラックの借上料、さむかわ庭球場のAED機器の借上料、原材料費は、スポーツ公園維持管理のための川砂の購入費でございます。備品購入費は、川とのふれあい公園サッカー場芝生整備に係るラインカー及び乗用型芝刈り機の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、憩いの広場の共有施設の維持管理経費に係る負担金で、憩いの広場内の施設の占有面積により案分され負担するもので、その割合はさむかわ庭球場が40%、町営プールが20%となっております。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。スポーツ施設活性化事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は26、27ページの庭球場使用料102万円は、さむかわ庭球場の維持管理に係る費用に充当しております。

歳入番号②、予算書は34、35ページの施設等命名権収入130万円のうち30万円は町営プールネーミングライセンス収入で、その維持管理に係る費用に充当しております。

歳入番号③、予算書は36、37ページのまちづくり基金繰入金は、財政課でまとめて説明したものでございますが、147万2,000円は備品購入費のうちスポーツ施設維持管理用備品として購入する川とのふれあい公園サッカー場芝生整備用の乗用型の芝刈り機に係る費用に充当しております。

続きまして、タブレット資料は8ページをご覧ください。03公共施設再編計画実施事業費につきましては、県企業庁から町営プール購入に伴う費用でございます。町営プールの再整備につきましては、県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用したもので、施設の購入は延納特約による分割納付となっております。令和3年度から令和22年度までの20年間支出するものです。資料記載の公有財産購入費は、購入より2年目に負担する償還元金及び延納利息の合計額となっております。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりで、令和3年度は償還初年度として償還元金分は免除されており、令和4年度より元金を含めた償還が始まるための増額となっております。本事業への特定財源の充当はありません。

続きまして、歳入一般財源分でございます。最後に、歳入の一般財源分につきましては、タブレット資料9ページをご覧ください。予算書は26、27ページの13款使用料及び手数料1項使用料6目教育使用料04保健体育使用料でございます。03行政財産使用料につきましては、寒川町営プールに設置されている飲料水の自動販売機2台分に関わる設置使用料でございます。

スポーツ課が所管する予算の説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山上委員。

【山上委員】 それでは、お伺いしたいと思います。まず、公共施設再編計画実施事業費ということで、サブアリーナの空調設置工事設計とあるんですが、工事をいつするのかというスケジューリングというのは決まっていますでしょうか。

それともう一つ、移動式のバスケットゴールを購入の予定と書いてあるんですが、財源確保としてスポーツ振興くじ助成金を利用するということですが、こちらは申請すれば全部が交付されるということではないと思っていますので、交付見込みはどう考えていますでしょうか。

以上です。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 では、ただいまの委員のご質問についてお答えいたします。まず、サブアリーナの空調設置工事の設計を行うことによって工事がどのぐらいのスケジュール感になるのかということでございます。令和4年度に設計等を実施することで既存の施設の構造や設備に対応可能な工法や規模が確定しますので、今の段階ではどのぐらいの期間がかかるのかということは専門家の調査によって判明するもので、スケジュール感については申し上げることができません。申し訳ございません。

また、スポーツ振興助成金についてただいま申請は行っているところですが、上限額600万円を申請しているところなんですけれども、ここについては、満額つくかどうかの判断についてお聞きすることはできませんので、私たちは満額つくことを信じながら、回答は4月に恐らく来ると思っていますので、待っている状態でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 それじゃ、サブアリーナの空調設置工事なんですが、私も非常に利用頻度が高いものですから、ぜひとも早いうちにやっていただいて年間を通して利用できるように、7月、8月、9月は、私どもでも健康上の問題がありますので、大会等でそこは利用していませんので、ぜひ年間を通して使えるような形で進めていただければいいかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどスポーツ振興くじの助成金ということで、ぜひとも満額がつくようにプッシュをお願いできたらなと思います。そこで、移動式バスケットゴールなんですけども、実際上すごく高価なものです。1組ということであれば、多分来年度B3が湘南エリアで活動するという話が今調整中ですが、実は過去に身長が2メートル、体重が100キロを超えた選手が今のリングでダンクをしたんです、ダンクシュートを。日本リーグを開催しまして、そのときに実はあのリングが動いてしまいまして、設置のし直しをしたという思い出があります。そういった中で、床面へのゴールの固定も必要かと思っておりますが、床面への設置の強化ということは考えていますでしょうか。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ご指摘ありがとうございます。私どもスポーツ課といたしましては、指定

管理業者と、高額な備品を購入するものですから、綿密な精査をしております、今、委員がおっしゃったように、前年度行われたB3の規模の大会において、そういった事態が生じたということで、様々な専門業者とも話し合った結果、移動式バスケットゴールには同時に専用のセッティングゲージというものがございます、そちらを取り付けます。それは床の下から金具を突き出してフックを作り、そこにまた別のT字型の強化したバスケットゴールが大きな人たちがぶら下がったところで左右に動かない、前後に動かないというセッティングゲージを設置します。これは床の強化にもつながるもので、兼ね備えるものであるということでもありますので、長期に施設を使うためには、こういった施設の導入も同時に考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 先ほどサブアリーナの空調設置工事の関係で、災害時の避難所というお話をお伺いしました。そういった中で、災害時に情報を避難者にお伝えするためのモニターを設置していただくことも非常に大事なと思うんですが、今寒川総合体育館にないもの、電光掲示板というのが今利用できない状態になっています。ですから、災害時も利用できるモニターというのも、ぜひとも設置していただけるよう調整していただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いたします。要望です。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 確かに寒川の総合体育館の位置づけというのは、他市とはまた違って様々な機能を有するというので、災害時にも大変に貢献したと考えております。そこで、今おっしゃられた得点表示板というものもございまして、壊れている状況であることは確かです。ここで公共施設の再編計画にも将来的には計上はしているところではございますが、いかんせん高額なものですから、すぐには搬入ができません。また、長期にわたり避難所などで生活するようになると、モニター等により情報が入ることによって避難者も安心することができると思っておりますので、今私たちが将来的に見込んでいきたい得点表示板等については、そういったモニター機能ですとか、いろんな表示、ふだん使わないときには様々な案内表示ができるものですとか、かなり、体育館ができた当初から23年たっていますので、すばらしい装備がありますので、そういったものを含めて今後再編計画と併せて考えていきたいなとスポーツ担当としては考えております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 施設の委託料が結構高額に及んでいますので、本来ですと、全ての委託施設の年間の見込客数を教えてほしいところなんですけど、それは大変だと思うので、町営プールについて年間の見込客数をどのように考えているのかということと、繁忙期はどのくらいを考えているか、できれば前年比でこれくらいを考えていますよというのを教えてください。

それから、前からずっと言っているんですけども、簡易のデジタル化、スマホでピッとやれば入れるような形のことは考えていかないのか、それによって会員の個人情報としきりに言いますが、個人情報を知って初めて会員とワンタッチのビジネスができるわけなんですけど、その辺のデジタルによって顧客管理していくようなことというのはいまだ考えていないのか、その予算はついていないんですよねと

いう確認をさせていただきます。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、今ご質問いただいた1点目、町営プールの利用人数の今後の見込みということなんですけども、本年度7月、8月、リニューアルオープンしまして、3万5人の利用の方々がいらっしゃいました。これはまず分析した結果、他市町村においてプールを営業していなかった部分がありました。また寒川町営プールは、林グループが指定管理者として自主事業としてウオーターアスレチックというものを導入したことによって、ロコミ等により広がり、非常に人気を博したところでございます。また、来年度の見込みということですが、来年度はもしコロナ禍が過ぎるということであれば、例えば藤沢市の辻堂海浜公園のプールなど非常に大規模で人気のあるプールがオープンということになれば、そちらに人の流れが移るとも考えられますので、一概に3万5人を増やせるかということは、正直なところ申し上げられません。平塚、海老名、茅ヶ崎、茅ヶ崎は去年もオープンしたんですが、それぞれ利用人数を模索する場合には、そういったところが始まることも検討しなければなりませんので、増えるということは言い切れませんが、より魅力的な施設の自主事業等を開催していただくことによって、まずは町民の方々に喜んでいただけるように、また近隣の方々にも寒川の魅力をどんどんPRするために町営プールを利用していただきたいなと考えております。

また、2点目のデジタル化によって会員を増やすことについては、申し訳ございませんが、今年度については、予算化についてはここには計上させていただいておりません。もう少し検討の時間をいただき、今後プールに限らず、様々な指定管理施設等そういったところが連動できるものなのかなども含めながら考えていきたいなと思っておりますので、前例等先進市があれば、そういったところなども加味しながら、恐らく費用的にもかなりの金額を要すると思っておりますので、こちらも公共施設の再編計画と併せ持って検討を進めていかなければならないものだと考えておりますので、そういったスポーツ課の考えでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 目標について、町営プールの見込客数については、前年並みにいくかどうか分からない、若干ギブアップぎみだということはよく分かりました。これは結構でございます。

それから、デジタル化というか、顧客のデータベース化が、公共施設の関係と、これは時間的に遅過ぎるので、デジタルの世界というのは3か月を1年ぐらいで考えていただきたいんですね。なので、そのスピードで物事が進んでいるのに、そのスピードに公共施設を合わせていたら、どんどん遅れてしまって、顧客のデータベース化を進めて、顧客の分析をしていくことによって顧客に対して様々なアプローチができるというのを何回も言っているんですけど、それはご理解いただけていないでしょうか。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 何度も横手委員からは、デジタル化による顧客のデータベース化等のご意見をいただいております。当然こちらは指定管理者を含めて、こういったご意見も出ているということで、進めていかなければならないということは十分承知はしてございます。今現在様々な老朽化した施設の整備をまず第一に考えながら、また同時にこういったことも進めなければならぬことは十分承知

しているところでございますが、実際に遅れているということは、委員おっしゃったとおりでございます。今後様々な情報を収集しながら取り進めていかなければならないなどは考えております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 3ページの公共施設再編計画事業費の中の中央監視システムの更新というか、リース代というんですかね。古い基盤がおかしくなってということで新しくリースし直したということなんですけど、借入れによってというか、イメージが湧かないので、どういったものかというのをまずお聞かせください。

あと、6ページのスポーツ活動応援事業費の中で、備品購入費で屋外イベント用音響セットというのは、今聞き逃したので、そういった理由で購入したかということ詳しくお聞かせください。それと同じページで、委託料なんですけども、この事業費は、先ほど説明を受けた中で、町としてはストリートスポーツに力を入れていくという方針じゃないですか。ストリートスポーツに対しての委託料はどのぐらいの中で組まれているかということをお聞かせください。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの委員の質問に対してお答えいたします。まず、中央監視システム、これは総合体育館全ての設備を一括集中管理できるシステムでありまして、仮にサウナ室のボイラー室に異常は発生したり、どこかの施設で火災が発生したり、これが夜中ですとか、朝方ですとか、施設の管理者がいなくてでもすぐに感知して警備会社に通報が行ったり、そういったシステムでありまして、これまでは23年前の施設については、壁面には大型のものでデジタル化がなかなかできないもので、データ集計については、手書きで設備員の方に一生懸命やっていたんですが、今は全てパソコン1台でその機能が集約できるより簡易で、データ集積や危険箇所もすぐに察知できる、モニター設置できるといった施設になっております。

続きまして、2点目、屋外用の音響セットということなんですけど、電波法の改正によって今までイベントのときにスポーツ課が駆伝のときですとか、簡易な小さな音響セット、スピーカーとアンプがついたものとマイク、そういったものを使っていたんですが、今度はアナログをデジタル化することによって11月から使えなくなるんですね。それによって同様のものを購入するというので、これはスポーツ課に限らず町全体の様々な課がイベントをするときには活用できるものかなと考えております。

また、ストリートスポーツの推進事業費につきましては、昨年度同様1,645万4,400円をストリートスポーツ普及推進事業委託料として計上してございます。こちらの成果というか、本町のスポーツ振興ですとか、健康づくり、こういったものを地方創生事業を通じてさらなる認知度の向上を図るものとして、こういった成果を発揮するためにスポーツ振興といった面でも、スポーツに親んでもらう人の増加、また先ほども申し上げた地方創生といった面での町の認知度向上というものが挙げられますので、地域の活性化等を含め様々な施策で相乗効果を狙う効果もありますので、そういった意味合いでこういったものを普及しているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 中央監視システムのイメージというのを非常に分かりやすく説明していただいて、利便性とか効果も聞こうと思ったんですけど、そこまで答えていただいたので、分かりました。

町として、更新したことによって費用対効果はどう見ているのか、やはり利便性を図ったという部分が費用対効果ということだとは思んですけど、改めてお聞かせください。

それと、今の移動式のやつは、デジタル化ということで、新しくデジタル対応の機械というのも分かりました。改めて聞くんですけど、今も観桜駅伝と言っていましたけど、どういったところで活用するのかということについて、それ以外のものがあればお聞かせください。

あとストリートスポーツについては、前年度と変わっていないということで、増えているのかどうかというのを聞こうかなと思ったんですけども、変わっていないということで、こちらは分かりました。

2つ、お願いします。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 中央監視盤をリースしたことによる費用対効果ということでございます。こちらは、総合体育館が23年たつ中で、近年異常な警報が頻発しておりました。それによって夜中指定管理者が来て、警備員が来て、どこが悪いのかということで施設内全部を点検して、結局は原因がなかったということで、これも専門業者を呼んで一生懸命この辺の操作をして、直しにはかかったんですが、いかんせん古いもので備品そのものがそろわないといったことで、そういった人の手間、またいろいろ今後光熱費を考える中で、分析する際の数値のデータ化、こういったものがボタン1つでできるようになっていますので、今後、電気料、水道料、ガス料、様々なものの費用を抑えるための分析ができることになっております。

また、2点目、屋外用の音響設備については、駅伝以外にもということで、スポーツ課において、あるいは体育協会さん、レクリエーション協会さん、様々な屋外イベントがございます。それ以外にも例えば災害時にも屋外で避難する人がいれば、そういった方々にも体育館の放送器具も使えますでしょうし、中央公園における様々な別のイベント、防災活動の案内ですとか、そういったものにも活用できますし、これは中央公園だけではなく、町域全域で様々な課がイベントを行うときに活用できますので、非常に役立つものだと考えておりますし、必需品だと考えております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。デジタル化したイベント用の購入セットというのについては、災害に使うということで、そこは非常にいいかなと思うんですけど、購入した額に見合った使う頻度というのがどうなのかなというのが気になるところなんですけど、最後にそれだけお尋ねいたします。

【杉崎委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 スポーツ課としては、これからスポーツを推進する上で、活動をますます増やさなければなりません。今現在の既存のスポーツやイベントだけではなく、幅広い今の時代のニーズに合った企画やイベント、教室等を行う必要がありますので、その想定数というのは、はっきりは申し上げられませんが、それ以外にも他課においても活用できますし、いつ何時起こるか分からない災害

時の1つの機能として充実させることは非常に重要だと思いますので、そういった理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。以上で、学び育成部スポーツ課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

午後からの審査でございますが、健康福祉部の審査に入ってまいりたいと思います。まず初めに、健康福祉部福祉課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 それでは、これより健康福祉部4課が所管いたします令和4年度予算についてご説明させていただきます。まずは福祉課分について、中澤福祉課長からご説明いたします。よろしく申し上げます。

【杉崎委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

予算書は64ページから69ページまでで、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費及び2目障害福祉費並びに2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレット資料は040福祉課でございます。

2ページをご覧ください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。初めに職員給与費でございます。福祉課14名と高齢介護課3名、健康づくり課2名の計19名分の給与、職員手当等及び共済費の人件費でございます。

なお、従来より福祉課では専門職として2名の精神保健福祉士と1名の設置の手話通訳士を配置しております。配置人数には変更はございませんが、本年1月よりこのうち1名の精神保健福祉士と1名の設置の手話通訳士に関して、雇用形態を会計年度任用職員から任期付職員に変更しております。このことにより、勤務時間が1日につき6時間でしたが、正規職員と同様1日7時間45分の勤務時間となり、障害者の利便の向上及びコミュニケーション支援や相談支援業務の充実が図られております。この職員給与費には、両名の任期付職員の人件費も含まれております。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの国庫支出金の地域生活支援事業費補助金314万8,000円は、歳入番号②、予算書は32、33ページの県支出金の地域生活支援事業費補助金157万円とともに交付され、給料、職員手当等共済費へ充当しております。

次の歳入番号③、予算書は32、33ページの全国在宅障害児・者実態調査費交付金3万4,000円は、職員手当等へ充当しております。

タブレット資料は3ページをご覧ください。次に、社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費で、報償費については、地域福祉計画推進会議委員16名分の謝礼です。旅費は、出張旅費です。需用費の皆減理由は、備考に記載のとおりです。

タブレット資料4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費です。地域福祉の要として地域住民への的確な援助、相談等を行う民生委員児童委員活動を推進するための経費です。報酬は、民生嘱託員の報酬と民生委員児童委員を推薦するための民生委員推薦会委員への報酬になります。推薦会は令和4年度は3年に一度の民生委員児童委員の一斉改選のため、5回の開催予定でございます。旅費は、民児協の会議などへの出張旅費です。負担金補助及び交付金は、寒川町民生委員児童委員協議会への補助金です。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は30、31ページの民生委員児童委員活動費等負担金495万9,000円は、民生委員推薦会委員報酬と負担金補助及び交付金の民生委員児童委員協議会補助金へ充当しております。8万円の増は、民生委員児童委員協議会への県補助金の増に伴うものでございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。次に、社会福祉協議会補助事業費です。社会福祉法人寒川町社会福祉協議会に対し補助するものでございます。地域福祉活動、権利擁護、ボランティア活動、福祉有償運送など地域福祉の推進を図るための事業費に対する補助金でございます。

続きまして、タブレット資料6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。避難行動要支援者きずなプランに基づき、災害時における要支援者の安否確認や情報の伝達、迅速な避難誘導を行うため、特に支援を要する方々の名簿を町が作成し、情報提供に同意された方の名簿を平時に支援関係者へ提供するもので、5月頃に自治会、民生委員児童委員、その後、消防、警察、社会福祉協議会に名簿を提供する予定でございます。役務費は郵送料で、減額の理由は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システムの借上料でございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。行旅死亡人等関係経費は、身元不明のご遺体が発見された場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき町が行う葬祭経費になりますが、事案が発生するかどうか不確実なため当初予算では計上せず、事案発生時には速やかに予備費等により対応してまいります。

タブレット資料は8ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼、見舞金などの費用で、需用費の消耗品費は、秋季慰霊祭での生花代、負担金補助及び交付金は、町遺族会補助金になります。扶助費は、原爆被爆者見舞金を町内在住の被爆者の方へ1人1万円支給するもので、13名分の見舞金でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、予算書32、33ページ、遺族等援護事務交付金7万8,000円は、扶助費へ充当しております。

タブレット資料は9ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉向上を図るための施設である寒川町福祉活動センターの維持管理を指定管理者制度において行っているもので、平成31年度から5年間、社会福祉法人翔の会へ指定管理委託しております。役務費は、建物共済分担金で、委託料は、指定管理委託料でございます。

続いて、タブレット資料10ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費です。社会を明るくする運動の推進をはじめ保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図ることを目的とした活動を行っている団体へ助成するもので、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

タブレット資料11ページをご覧ください。災害等見舞金支給事業費です。災害見舞金支給条例により、火災または自然災害によって負傷された方や死亡された方のご遺族へ見舞金を支給するとともに、小災害見舞金交付要綱により、火災、または自然災害によって住居に被害を受けた方に対し見舞金を支給するものでございますが、事案が発生するかどうか不確実のため当初予算では計上せず、事案発生時には速やかに予備費等により対応してまいります。

タブレット資料は12ページをご覧ください。社会福祉基金積立金です。福祉の増進を図る事業の財源に充てるため社会福祉基金へ積み立てているもので、積立金は社会福祉基金の利子でございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、予算書の34、35ページの社会福祉基金1,000円を充当しております。

次に、障害福祉関係でございますが、予算書は64ページから67ページ、2目障害福祉費でございます。初めにタブレット資料31ページをご覧ください。補足資料1についてご説明いたします。令和4年1月1日現在の手帳の所持人数及び身体障害者障害別集計でございます。合計で2,287人で、65歳以上の高齢者が全体で46.35%、身体障害者においては68.59%と高い値となっております。下段は、身体障害者の障害別内訳でございます。参考までにご覧ください。

それでは、タブレット資料の13ページにお戻りください。障害福祉事務経費でございます。障害福祉事業全般にわたる事務経費で、旅費は、事務会議や認定調査に関わる出張旅費でございます。需用費の消耗品費の主なものは、障害理解の促進を目的とした障害者虐待と合理的配慮に関するリーフレットを12月の障害者集会合わせて全戸配布するための用紙購入代となっております。印刷製本費は、封筒の印刷代でございます。役務費は、郵送料で、全国在宅障害児・者等実態調査に関わる郵送料が主なものになります。委託料は、障害福祉総合システムの運用保守委託等で、増減理由は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求等に使用しているコンピュータ借上料です。負担金補助及び交付金の皆減理由は、備考に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書の28、29ページの国庫支出金の地域生活支援事業費補助金1万5,000円は、歳入番号③、県支出金の地域生活支援事業費補助金8,000円とともに交付され、需用費の消耗品費に充てております。

歳入番号②、障害者総合支援事業費補助金77万円は、委託料に充当しております。歳入番号④、予算書32、33ページの全国在宅障害児・者実態調査費交付金9,000円を役務費の通信運搬費へ充当しております。その他事業への充当は記載のとおりでございます。

タブレット資料は14ページをご覧ください。続きまして、障害者自立支援給付事業費です。障害者総合支援法により、障害児（者）が日常生活及び社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。報酬は、障害者の区分認定を審査する介護給付費等の支給に関する審査会委員4人分の報酬で、認定審査会は年

12回の開催を予定しております。報償費は、認定審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、認定審査に関わる通知等の郵送料、医師意見書や自立支援給付等支払いに関わる手数料でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。委託料は、町内在住者の認定調査を相談支援事業所等に委託する委託料で、減額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は、障害福祉サービス費で、障害者総合支援法のサービスを利用した際の介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスの利用等に伴う費用を計上しております。

ここで扶助費の内訳についてご説明いたします。タブレットの32ページをご覧ください。補足資料2、障害者自立支援給付事業費、児童通所給付事業費の扶助費の内訳でございます。

初めに1、介護給付費等は、国の障害者総合支援法の制度による介護や訓練等の給付費で、①居宅介護から②特定障害者特別給付費までの障害福祉サービス費でございます。

次に、2、県単独事業です。①短期入所から③生活介護までの費用でございます。事業所の運営が円滑に行えるよう県が単独で実施している事業です。3の地域生活支援事業は、障害者総合支援法の制度による給付費で、①移動支援から③入浴サービスまでの費用でございます。1から3の障害者自立支援給付事業費の扶助費につきましては、サービスの利用見込みの不確実な要素を考慮して予算編成方針に基づき最小限での予算計上としております。4の児童通所支援でございますが、①児童発達支援から⑤高額サービス費までです。①児童発達支援は、ひまわり教室などの利用に伴うサービス費で、②放課後等デイサービスは、近隣の事業所を含め本町の子どもたちが利用したサービスに伴う給付でございます。児童通所に関する扶助費の計上につきましても、障害者自立支援給付事業費の扶助費と同様な考え方の下予算計上しておりますので、ご理解願います。

恐れ入りますが、タブレット14ページにお戻りください。下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書は28から33ページでございます。歳入番号①障害者自立支援給付費等国庫負担金3億9,318万9,000円は、歳入番号③障害者自立支援給付費等県費負担金1億9,659万4,000円とともに交付され、扶助費、障害福祉サービス費へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合でございます。歳入番号②国庫支出金の地域生活支援事業費補助金637万1,000円は、歳入番号④県支出金の地域生活支援事業費補助金318万5,000円とともに交付され、扶助費、障害福祉サービスのうち地域生活支援関連事業へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の補助割合になっているものでございますが、割落しを想定し予算計上しております。歳入番号⑤市町村障害者福祉事業推進補助金ですが、扶助費の障害福祉サービス費のうち県単独加算分として610万7,000円充当しております。なお、その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料15ページをご覧ください。補装具交付等事業費でございます。身体障害者手帳所持者で、身体上の更生のために必要な補装具の購入、修理、貸与に要する費用を助成し、身体障害児（者）の生活の安定と福祉の増進を図るもので、扶助費として934万1,000円を計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書28から33ページです。歳入番号①障害者自立支援給付費等国庫負担金451万3,000円は、歳入番号②障害者自立支援給付費等県費負担金225万6,000円とともに交付され、扶助費に充てております。歳入番号③在宅障害者福祉対策推進事業補助金15万7,000円は、扶助費のうち中度、軽度、難聴児への補聴器の購入、修理費へ充てています。これは手帳

取得に至らない中軽度の難聴児への補聴器の使用を推進するものでございます。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

タブレット資料は16ページをご覧ください。次に、療養介護医療費助成事業費ですが、国が定める医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護及び日常生活上の支援を受ける医療と介護が必要な障害者に対し、療養介護医療費を給付するもので、役務費は、国保連や社保基金への事務手数料で、扶助費は、対象者7名分の医療費を計上しております。

下表をご覧ください。予算書は28ページから31ページです。歳入番号①障害者医療費国庫負担金345万円及び歳入番号②障害者自立支援給付費等県費負担金172万5,000円は共に扶助費へ充てております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

タブレット資料は17ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日障害者虐待に関わる通報、届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって障害者の権利擁護を図るもので、居室の確保のための費用を委託料として計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金10万円及び歳入番号②、予算書は32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金5万円は共に委託料に充てております。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は18ページをご覧ください。次に、更生・育成医療費助成事業費ですが、手術等の治療により、障害の除去、または軽減に効果が期待できる者に対して医療費の自己負担分を軽減するための自立支援医療の助成を行うものでございます。更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が対象となり、育成医療は、児童福祉法に規定する18歳未満の障害児が対象でございます。役務費は、国保連や社保基金への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、医学的判定業務の負担金でございます。扶助費は、自立支援医療費で、主に腎臓機能障害や免疫機能障害、肝機能障害の方が該当いたします。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書は28ページから31ページでございます。歳入番号①障害者医療費国庫負担金3,865万7,000円及び歳入番号②障害者自立支援給付費等県費負担金1,932万8,000円は共に扶助費へ充てております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は19ページをご覧ください。相談支援事業費でございます。障害児（者）やその家族、介護者からの相談に適切に対応できるよう、相談体制を確保することで、必要な情報の提供や助言、日常生活上の相談、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業でございます。報酬、職員手当等共済費は、精神保健福祉士である会計年度任用職員1名分の経費を計上しております。報償費は、寒川町地域自立支援協議会委員15名分の謝礼です。旅費は、会議等出席への出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当を費用弁償として計上しております。役務費は、町長が行う成年後見の審判申立てに要する費用で、裁判所への申立てに

必要な事務経費1件分を計上しております。委託料は、障害児（者）や家族、介護者からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う相談支援事業所2か所の運営委託料と、令和2年10月から実施している基幹相談支援事業委託料を計上しております。また、発達障害児（者）やその家族等への支援事業として、町内の保育園や幼稚園への訪問を行うなどして、クラス運営や発達が気になるお子さんに即した支援についての助言を委託相談支援事業所が行っております。扶助費は、成年後見制度利用支援助成費として4名分の後見人等報酬費用を計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの国庫支出金の地域生活支援事業費補助金920万7,000円は、歳入番号②、予算書は32、33ページの県支出金の地域生活支援事業費補助金460万5,000円とともに交付され、報償費以外の全てに充当しております。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

タブレット資料は20ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費でございます。聴覚障害者等の社会生活のコミュニケーションを円滑にするため、福祉課窓口到手話通訳士の設置及び手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、社会参加の促進を図る事業でございます。報酬、職員手当等共済費及び旅費についての皆減理由は、備考に記載のとおりです。報償費は、手話通訳者や要約筆記者派遣に伴う謝礼です。需用費は、コロナ感染症予防対策として、手話通訳時に使用する透明マスクの消耗品費でございます。役務費は、県聴覚障害者福祉協会へ手話通訳などを依頼した場合の手数料と手話通訳時の保険料でございます。委託料は、手話通訳者インフルエンザ予防接種委託料です。使用料及び賃借料は、手話通訳者が手話通訳業務に使用する際の駐車場使用料です。備品購入費の皆減理由は、備考に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金43万円は、歳入番号②県支出金の地域生活支援事業費補助金21万6,000円とともに交付され、報償費、需用費、役務費、委託料へ充当しております。

タブレット資料は21ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅重度障害（児）者に対し日常生活用具を給付することにより障害者の日常生活の利便を図るもので、役務費は、給付決定通知等の郵送料です。扶助費は、ストーマ用装具や紙おむつ及び特殊マット、入浴用補助用具などの日常生活用具を給付するための費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金261万1,000円は、歳入番号②、予算書32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金130万6,000円とともに交付され、扶助費へ充てております。その他事業の充当は、備考のとおりでございます。

タブレット資料22ページをご覧ください。次に、地域活動支援センター機能強化事業費でございます。障害者の地域での生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能充実のための事業でございます。委託料は、NPO法人ともだちに地域活動支援センターFの運営を委託するものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの町民の利用分を負担するための費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の

地域生活支援事業費補助金37万5,000円は、歳入番号②、予算書32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金18万8,000円及び歳入番号③、予算書32、33ページの市町村障害者福祉事業推進補助金32万円とともに交付され、委託料に充てております。歳入番号④、予算書は38、39ページの地域活動支援センター負担金30万円は、茅ヶ崎市から本町の地域生活支援センターF利用分への負担金で、負担金補助及び交付金へ充てております。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は23ページをご覧ください。就業就労支援事業費でございます。障害者の職業能力に応じて就労を目指すことを支援する事業で、負担金補助及び交付金は、湘南地域就労援助センター運営事業負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で湘南地域就労援助センターの運営費を補助しているもので、寒川町分の運営費等の負担金でございます。人口割で案分しており、寒川町は7%を負担しております。扶助費は、障害者が就労に向けて訓練施設や就労継続型の事業所等に通所した場合の交通費を助成するものでございます。

タブレット資料は24ページをご覧ください。社会参加支援事業費でございます。障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、社会参加を支援するための事業費でございます。委託料は、町聴覚障害者協会へ委託して実施する手話奉仕員養成講座の委託料、負担金補助及び交付金は、寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は、福祉タクシー利用助成でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金12万4,000円は、歳入番号②、予算書32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金6万2,000円とともに交付され、委託料に充てております。その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料25ページをご覧ください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。障害者が自立して安心した地域生活が送れるようにすることを目的に、在宅重度障害者のための各種事業費でございます。委託料は、在宅のひとり暮らしの重度障害者に対し、希望に応じて緊急通報システムを設置し、24時間体制で緊急時の病気やけが等に迅速に対応する在宅重度障害者緊急通報システム委託として5万9,000円、行方不明になるおそれがある障害児（者）をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に関係機関が連携して早期に発見、保護し、家族の不安を和らげるため実施する障害者のためのSOSネットワーク事業委託として8万7,000円、合わせて14万6,000円を計上しております。負担金補助及び交付金は、住宅改造費用の一部を助成する重度障害者住宅設備改良費でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書は32、33ページ、歳入番号①在宅障害者福祉対策推進事業補助金50万円は、負担金補助及び交付金へ充てております。歳入番号②市町村障害者福祉事業推進補助金2万9,000円ですが、委託料の在宅重度障害者緊急通報システム委託へ充てております。その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は26ページをご覧ください。地域生活支援拠点充実事業費でございます。障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、地域全体で障害者の生活を支えるため、障害者の居住支援を実施する地域生活支援拠点を位置づけ、その機能を充実させるための事業費でございます。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等緊急時の受入体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28、29ページの国庫支出金地域

生活支援事業費補助金42万9,000円は、歳入番号②、予算書は32、33ページの県支出金地域生活支援事業費補助金21万5,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。

タブレット資料は27ページをご覧ください。次に、重度障害者等医療費助成事業費でございます。重度障害者等の健康維持や福祉の増進を図るために、重度障害者等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成するもので、需用費は、医療証の用紙代でございます。役務費は、医療証の郵送料や審査支払手数料でございます。扶助費は、県補助事業の重度障害者の対象者のほか、町単独で精神障害者1級の入院費及び中度の知的障害者の方、内部障害の3級の方を対象に医療費の助成をするものですが、医療費の実績を勘案し予算計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、重度障害者医療費給付補助事業補助金4,549万7,000円は、役務費の手数料及び扶助費へ充てており、補助率2分の1となっております。歳入番号②、予算書38、39ページの重度障害者等医療費助成金高額療養費等返礼金1,000万円は、扶助費へ充てております。この重度障害者等医療費助成事業は、自己負担分を助成するものですが、高額療養費分については、保険者である国保や社保組合等が負担するため、精算金が発生する場合がございますので、歳入予算として計上しております。

タブレット資料は28ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。負担金補助及び交付金は、県及び2市1町の広域連携により在宅の重度障害者等に24時間365日対応できるよう、短期入所の拠点事業所を湘南東部保健福祉圏域に確保するため、町負担分を人口割と実績割に基づき補助するもので、事業者は、藤沢市にあります社会福祉法人光友会を予定しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、市町村障害者福祉事業推進補助金28万8,000円は、負担金補助及び交付金へ充当しております。その他事業への充当は備考にとおりでございます。

タブレット資料29ページをご覧ください。寒川町障がい者福祉計画推進事業費でございます。当該計画は、市町村における障害児（者）の福祉に関わる法定計画で、次期計画改定に向けての基礎資料となるニーズ把握のためのアンケート調査を実施する費用でございます。需用費は、アンケート調査用の封筒等購入費で、役務費は、郵送料となっております。

タブレット資料30ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉給付事業費でございます。予算書は68から69ページでございます。児童福祉法に基づき実施する児童通所支援の給付を行うもので、役務費は、国保連への審査手数料です。扶助費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対して事業者へ支払うものでございます。扶助費の内訳は、先ほど補足資料でご説明したとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、障害児施設措置費給付費等国庫負担金6,762万2,000円は、歳入番号②、予算書30、31ページ、障害児通所給付費負担金3,381万1,000円とともに交付され、扶助費へ充てております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

次に、タブレット資料の33ページから35ページをご覧ください。補足資料3令和4年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。この調達方針は、障害者優先調達推進法第9条第1

項により、毎年調達方針を策定し、公表が求められているものです。寒川町においても、物品等の調達に当たって障害者就労施設等から調達の推進を図ることを目的として、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた方針について、予算等を勘案して毎年度ごとに作成し、公表しているものでございます。調達方針は、資料にございますように、1の目的から6の調達方針及び実績の公表の6項目で構成されております。

34ページをご覧ください。令和4年度の調達目標金額は、各課の予算要求状況や障害者就労施設等の状況を踏まえ、さらにコロナ禍において障害者の働く場所の確保や工賃向上に考慮して昨年度と同額の260万円以上といたしました。

35ページは、障害者就労施設等が受注できる物品、役務等一覧でございます。調達方針に添付して公表するもので、町内の障害者事業所連絡会を含め、8か所の就労施設等が請け負うことのできる物品等や役務等の内容となっております。

以上で、福祉課所管の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 まず、4ページの民生委員児童委員活動事業費なんですけども、毎回聞いていることなんですけど、現状の定員数をまずお聞かせください。

それと、9ページの福祉活動センターの関係になると思うんですけど、ひとり親家庭のお母さんから相談があって、ちょっと困っているというような話をして、課長に相談した経緯というのがあったときに、活動センターでこういう必需品を困っている方にお渡ししているというようなことがあって、それを伝えて非常に感謝されて、これを友達にも伝えるなんていうことになったんですけど、令和3年度の現状というのをお聞かせください。今感謝されているということで、進めているとは思いますが、その状況というのをお聞かせください。

それと、13ページの障害福祉事務経費なんですけども、令和元年で決算額に合わせたことによる減みなどがあったと思うんですけど、令和元年に決算額を合わせた理由というのをお聞かせください。30ページも、児童福祉給付事業費の中でも見込みが不確実な要素を考慮して令和元年の決算額に予算を見込んだためというのがあるんですけど、なぜ令和元年なのかということについて理由をお聞かせください。お願いします。

【杉崎委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 まず、1点目の民生委員の定員についてのご質問だったかと思われまして。現在定員は73名が条例上の定員になっておりまして、実際には70名ですので、3名の欠員という形になっております。

次に、2点目の福祉活動センターに対しての物品等の給付みたいなお話だったと思うんですけど、これは福祉活動センターではなくて、社会福祉協議会であるのかなと思われまして。社会福祉協議会では、まず緊急の食糧支援だったり、生活用品の支援というものを現状行ってもらっています。例えば県内のセブンイレブンとかの閉店に伴って、そこで発生した生活品とか、食料品でも備蓄が利くような食料品、そういうものを協定を結んでいただいて、それでご寄附をいただいているというケース、それから

町内の寺院から、お寺様にお供物としてご提供いただいたもので、生ものでないもの、そういうものを社協にお届けいただいて、それで配布しているという形と、あと青木委員さんがおっしゃられた昨年女性の貧困という中で生理用品の支給、そういうものについて町で取り組めないかというようなお話をいただいたかと思います。こちらは女性の支援という形なので、福祉課が直接ではなくて、町民窓口課の相談担当が所管課となって、町民安全課の防災備蓄の生理用品のストックをご活用させていただいて、当初88セットご用意いただいたかと記憶しております。そのうち既に年末の段階で80ぐらいは支給されたと私も社協から報告を受けています。その年末で支給が増えたというのは、平塚にあるNPO法人さんが、クリスマスのときに合わせてクリスマスケーキの配布、お子さんがいらっしゃる母子家庭の方とかのひとり親家庭の方に配布するお話をいただいたということで、社協がそのNPO法人からクリスマスケーキをいただいた際に、社協が貸付けで関わっているひとり親家庭の方にお話をさせていただいたときに、一緒にほかにお困り事はないですかというようなお話で、女性の貧困への対応もしていますよというようなお話で、ご案内いただいたということで、そこでかなり配布が進んだということを伺っております。

それから、3点目のまず最初におっしゃっていた13ページの障害福祉事務経費の委託料の増ではなくて、自立支援給付費の扶助費が令和元年度の実績で見込んであるということですよ。それがなぜ令和元年度の実績で見込んだかということですが、通常扶助費を見込むに当たりましては、利用実績や過年度の実績及び財政状況を勘案して算出しております。コロナの収束が見通せない状況の中で、町の税収見込みも不透明という中での予算編成になりました。そのため予算特別委員会の冒頭でも企画部長がご説明させていただいていたかと思いますが、当初予算の計上においては、不確定要素を排除し、必要最小限として計上していく、場合によっては補正予算も視野に入れて必要に応じて財源の確保に努めていくというようなご説明があったかと思われま。令和元年度を基準にした理由なんです、コロナ禍によって令和2年度の実績に関しては、サービスの利用状況とかが通常の利用実績とは異なるような利用状況でありましたので、その部分は不確定要素で見込ませていただいたので、令和元年度の実績額という形で当初予算は計上させていただいているという現状でございます。

それに伴っての児童通所も同じご質問だったかと思われま。今ご説明した内容のとおりでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上になります。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 まず1点目の民生費ですね。まだ不足しているということだと思っんですけども、定員を増員する、なかなか成り手がいないというのが困っている状況だとは思っんですけど、増員するための手立てを考えて予算に反映させるべきだと思っんですけど、そういうところは考えているのかということです。そこをお聞かせください。

【杉崎委員長】 定員じゃなくて、減になっている分の3名分をとということですね。

【青木委員】 そうですね。おっしゃるとおりですね。ごめんなさい。

それと、先ほど聞いていただいて、非常に助かっているという声を聞いているので、その点は結構町としても取り組んでいただいているということは非常にいいことだと思っんですけど、先ほども話し

たんですけど、相談されて助けていただく、補助していただく手だてはないかと聞かれているわけですね。聞いてみると、お母さんたちは、やはり皆さん知らないということなので、そのことを周知していくことが大切だと思うんですよ。周知についてどういった考えでおられるかということ聞いてみます。

それと、令和元年は今いろいろと理由は分かりましたけども、令和2年度ベースの決算を見たら、8億5,500万円の支出なんですよ。だから令和2年に合わせたほうがいいんじゃないかなとは、直近の令和2年の決算では8億5,500万円ということなので、令和2年に合わせるべきなのかなと思うんですけど、その点をお聞かせください。

【杉崎委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の民生委員さんの成り手不足についてということで、まず予算は73名分を計上させていただいております。成り手不足については、やはりこちらとしても深刻な問題と捉えております。地域で身近なところで相談ができる民生委員さんの存在というのは、大変大きなものだとして認識しております。今現在令和4年度の一斉更新に向けて取り組んでいるところで、直近では民生委員さんの魅力発信という形で広報紙の特集を組ませていただいて、ちょうど2月号ですかね。民生委員さんの実際のお声を取材させていただいて、そういうものを広報紙で発信させていただいております。なかなか公募という形での取組は難しい事案でございますので、そういう形を取らせてもらっているのと、あと部長からも、全庁会議においても一斉改選に向けて民生委員さんの推選をしていかなければいけないということで、これは町を挙げてというか、町で取り組んでいく問題であるという意識づけから、全庁会議にでも周知をさせていただいているというのが現状です。ですので、いろいろ協力委員制度というのも県内でも採用されているところもあるとは思うんですけど、まずは担当課としては、現在3名の欠員ということで、これを次期の一斉改選のときには、定員を全部満たすという形で取り組んでいきたいと考えております。今後また自治会等にもお願いをしていって、推選をしていただくような形を取っていく考えでおりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目のお困りの方への周知にどう取り組んでいくのかというご質問かと思われませんが、これはうちの課に直接入ってくる相談であったりとか、他課に関係するような、特に子育て世帯のお子さんをお持ちのお母様とかから相談が入るとか、いろいろな相談が入ってくると思われしますので、庁内横断的な対応を取って、連携して、周知していくということが重要かと思われまして。ですので、私どもにもいろいろな制度がございますので、それぞれまたそのアンテナを張って、皆さんに適した情報とかを助言できるように職員対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、3点目の扶助費の元年度決算ではなくて、令和2年度決算の額で計上すべきではないかというご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。担当課としても、それが基本的に扶助費はここ数年間ずっと補正も含めてお願いしている状況でございますので、当然予算のときにはそういうことも視野に入れて予算の査定とかにも臨んでおりました。ただし、今回は財政状況という部分と、総合計画とかに登載されている事業を重点的にやるということで、選択と集中に重きを置いて予算編成する形になっておりますので、財政ともその辺は十分協議した上で、今回令和元年度の実績額で予算計上させていただいております。コロナによってサービスによっては、短期入所や同行援護なんていうものは感染拡大予防の観点から、利用の抑制とか、利用者ご本人とかご家族の利用控えといったようなものと

かもありますので、その辺に不確定要素があるという中での今回の予算編成となっておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

以上になります。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 民生委員については、成り手不足ということで、福祉課でもどういった取組でいくかというのは、今も課長の答弁で伝わったんですけど、町民の方々に関わる大きなものなので、これは取り組んでいただきたい、定員、そこが大事じゃないですけど、住民サービスとしては充実させるためには、まずは定員を達成させるということをして、充実を図っていただきたいと思います。

それと、あとは周知していただくことについては、いろいろと連携していくというのも分かりました。本当に周知していただかないと非常に困っている方々がこの状況下でいますので。

最後に、基本的には予算で物を用意したりというのは多分ないのかな、今までそういったいろんなところと連携して、備品をとということなんですけども、需要が一定あるので、町としても予算内でそういった準備というのは、不測のことを考えて、それに備えておくという考えはあるのかというのを最後に聞きます。

それと、不確定要素があるのではということなんで、分かりましたけども、実際のところ実績として令和2年の決算では8億5,500万円なので、不足する可能性もあるとは思うんですね。前もってこの辺は、根拠があるので、令和2年の決算は8億5,500万円ベースということなので、不足した場合の対応はちゃんとするとは思うんですけども、不足した場合について、それは仮なので、どうなのかという話にもなるんですけども……。

【杉崎委員長】 青木委員、そこは補正で対応するというような答弁があったと思うんですけど。

【青木委員】 そうでした。分かりました。じゃ、そこは……。

【杉崎委員長】 ちゃんと答弁を聞いてくださいね。

【青木委員】 そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので。

【杉崎委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 2点目の不測に備えてというお話だったかと思われま。先ほど来女性に対しての貧困の担当というのは直接こちらではないということで、申し上げづらいんですが、恐らく今年度初めて始めた生理用品の配布は、今年度の実態をきちんと把握した上で、担当課でも今後その辺の必要性があるかどうかというのを見極めていく問題だと思っておりますので、当然そういうニーズ等があれば、それなりに対応していくと考えております。

以上になります。

【杉崎委員長】 他にございませんか。

山上委員。

【山上委員】 それじゃ、3点ほどお伺いしたいんですが、コミュニケーション支援事業ということで、手話通訳の設置7.45時間と丸1日、それを毎日やっていただけるということで、ぜひともこれはずっと続けていただけたらなと思います。手話を頼りにしている方はいるかと思っておりますので、ぜひともこれは続けていただきたいと思います。

そこで、先日も人事課の職員研修の件で質疑させていただいたんですが、障害者差別解消法に伴う合理的配慮に関する内容なんですが、町が主催する事業、講習会、式典において、手話通訳者を配置することを各課に依頼しているかどうか、要は予算措置とかですね。手話通訳者を使うということは、お金が必要になりますので、そういった依頼をしているかどうかということ、それももう一つ、障害者福祉計画の策定ということで、これは3年に一度ということで、すぐに作ると次のが来てしまいますので、先ほどの説明ではアンケートをするということでしたので、アンケートの数を教えてください。

それと、もう一つは、扶助費の内訳というところで表をいただいております。その中で児童通所支援の中で、放課後等デイサービスの部分です。こちらが受給者数はマイナス14人となっているんですが、金額は増えているというところですね。これは1人の方の使用日数とか、それが増えたのかなと想像するんですけども、その辺をお答えいただけたらと思います。

【杉崎委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目の手話通訳に関するご質問かと思われませんが、各課へ手話通訳を配置することの周知及び予算の措置ということだと思われま。まず、町では、福祉課で各課に予算要求時期になりますと、事前に手話通訳の派遣についての依頼をします。そしてその依頼の中に各課が開催を予定している事業に対しての手話通訳の需要についてを照会いたしております。その照会に基づいて福祉課が予算要求時に派遣費用を取りまとめて予算要求しているという形で、まずは福祉課で一括で予算措置を取っております。それによって福祉課が派遣のコーディネートも行っているという形で、比較的効率的にできているかと考えております。

それから、2点目の福祉計画策定についてのアンケートの数なんですが、例年障害者が2,000人ちょっとおりますので、その1,000人分を無作為抽出させていただいております。回答率が大体40%から41%くらいですね。そのような回答率になっております。

それから、あと金額ですね。放課後等デイサービスの受給者数と総額だと思われま。これは今、委員におっしゃっていただいたように、お一人の利用回数の増という形で、利用増の部分で金額が動いていると考えていただければと思います。

以上になります。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 今回の予算編成に向けては、当初から気になっていたのは、とにかく扶助費であったり、福祉というのは、どういう積算をするのか非常に気になっていました。2年、3年のコロナの問題がありましたので、そのときにいろんな形で障害者にしても、それから福祉絡みの方たちにしても、動きが止まったり、変則な形になりましたので、積算根拠を何に求めるか、すごく気になりました。だけど、待たなしの扶助費ですので、どんなことがあっても、ここはきちっとやっていかないと、万が一のことがあってはいけないというのがありますので、ですから、そういった意味では何を根拠にどこを基準に積算していくのかなということがすごく気になりました。

ずっと課長の説明を聞いていて、まして企画部長から予算の概要でああいう発言がありまして、当初は非常に厳しい、だけど、補正を視野に入れてと、こういう話もありましたので、ですから、そういっ

たことを考えたときに、そういうところも視野に入れながら、今回福祉の話を聞いてみないと何とも言えないけどもという思いがありました。今、課長から説明がありましたので、よく理解できましたけども、いずれにしても怠りなく一人一人の方に温かい手を差し伸べる、これだけはやめてほしくないですから、そういった意味では今積んでいる予算、併せて万が一の場合の補正をしっかりと視野に入れて、アンテナを立ててやっていってほしいなと思います。

本年4年度のコロナがどういう形になって、どういう形で福祉事業が進むかによっても、また変化すると思いますけども、決算ベースのときに大変な課題が残るようなことがないような形でクリアしていただきたいと思いますので、令和4年度も最後まで福祉の温かい手を差し伸べることを止めない、これを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ですから、これから先の補正なんかについても、慎重に注視していきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、お聞きしたいのは、19ページ、20ページの報酬の関係で、19ページについては、精神保健福祉士が1名、雇用形態の変更ということが、次の20ページにも手話通訳者の方の雇用形態の話があるんですけども、この辺の理由がどういうことなのか、福祉を考えたときに、需要は増えても、減っていくということはなかなか少ないだろうと思うので、どういう形でこれが変化したのか、これについての変化した理由をお知らせいただきたいと思いますので。

【杉崎委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 まず1点目、今、委員におっしゃっていただいたとおり、令和4年度の執行状況もしっかり見極めた上で補正予算も慎重に対応してまいりたいと思います。義務的経費になりますので、こちらはその辺は補正予算等で予算措置してまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

2点目、精神保健福祉士と手話通訳士の雇用形態の変化の根拠というか、背景というご質問かと思われます。精神保健福祉士は現在2名で対応していただいている、2名共会計年度任用職員だったんですけど、1名は1月から任期付という形で正規職員と同じ勤務時間で勤務していただいております。相談の件数が、令和2年度でいきますと、精神保健福祉士2名で1,144件ございました。令和3年度がまだ2月までの実績なんですけど、こちらが1,189件という形で、コロナ禍であっても相談の件数というのは変わらずですし、あと相談が1回で済むわけではなくて、継続的に支援していかなければいけないということで、相談内容もかなり複雑化してきたりとか、あとご家族が、支援に対しての理解力もそうですし、ご家族自体の支援力というのも期待がなかなか難しい状況なので、ご家族ぐるみ、世帯ぐるみのご支援が必要になってきている状況です。

そうなりますと、専門性を持ちの方に精力的に活動していただいたほうが、町民のサービスの向上にもなるということと、あと今まで時間が1日につき6時間だったので、どうしても朝8時半から、役場がやっている時間から相談のお電話だったり、相談に来庁というのが、若干お時間的に8時半から形が取れなかったんですけど、今回そういう形で職員と同じように配置ができましたので、その部分も解消できて、逆に言えば合理的配慮にもつながっていると考えております。

手話通訳士は、相談件数としましては、令和2年の実績では1,196件でございました。令和3年度の

2月までですと、今のところ890件になっております。これも先ほどと同じように、一概に相談件数が増えた減ったで相談の内容が充実しているとか、していないとかというわけではなくて、中身であったり、支援内容が重要視されると考えておりますので、これも月曜日から金曜日までフルタイムで手話通訳士を設置することによって、聴覚障害者の方のコミュニケーションが向上されると考えておりますので、令和4年1月からなんですけど、配置させていただきました。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 予算の関係については、課長がよく周りの情報をつかみながら怠りなくやっていたければと思いますので、分かりました。これはここばかりじゃなくて、ほかのところの積算も動くところはコロナでもって動けなかったどうのこうのということがあって、じゃ、何を基準にどういう積算をするのかというのが、僕はこの予算委員会に入る前から気になっていたものですから、分かりました。とにかく切れ目ない福祉の継続をお願いしたいと思いますので。

今の2つの雇用形態の変更ということについては、さらにそれで1人にはなるけども、中身の濃い家族にも配慮したものができると、こういうことであれば、そういった意味で案分になっているということから考えると、問題は中身だと思っておりますので、そこをしっかりとお願いしたいなと思っております。ともかくそういう意味での形態が変わったということならば、納得もできますので、充実した中身にさせていただきたいと思っておりますので、またこの件については課長を脅しかけるわけじゃなくて、決算のときに状況を見せていただきたいと思いますので、すみませんけど、そのときによい返事が、よい答弁がいただけるようによろしくお願いいたしますと思っておりますので、これはお願いで終わりますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 委員の皆さんがないようですので、副委員長、お願いいたします。

茂内副委員長。

【茂内副委員長】 2点お尋ねしたいので、お願いいたします。まず、避難行動要支援者の支援事業なんですけども、前年度が3年に一度のと備考の欄に書いてありますが、登録者数は今何人いるのかと、また階級別になると思うんですけども、対象者の人数が分かれば教えてください。

もう一つです。タブレットの23ページになるんですけども、就業・就労支援事業費なんですけど、障害者地域就労援助センターの事業助成を2市1町で行うとありますが、令和3年度はどれくらいの障害者の方の就業や就労につながったのかを聞かせてください。

【杉崎委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目の避難行動要支援者の名簿登録人数についてのご質問かと思われまして。令和3年5月6日時点なんですけど、対象者が2,224人、これに対して同意をいただいた数が1,130人、同意率といたしましては50.81%となっております。

それに関連するご質問で、対象者ごとの人数の内訳というような話があったと思いますが、大変申し訳ございません。今手元にご用意できておりません。

それから、23ページの就業・就労支援事業で、実際に就労につながった人数、援助センターなんですけど、令和4年1月末までで援助センターは1名となっております。令和2年では援助センターは6名

でした。ただし、援助センターに登録されている方だけが一般就労につながっているわけではなくて、就労の移行支援だったり、就労継続のA型から一般就労にというような形の方もいらっしゃいます。現時点で町の福祉課では、援助センターとは別に把握している一般就労につながった数としては、11名ございます。これは今までにない飛躍的な数字と捉えております。就労移行支援というものを2年間とか定期的にそういう形で提供できて、サービスがそこで本人に行き届いているということで、こちらとしても総合計画の実施計画の登載事業にも目標として6名掲げておりましたが、こちらも目標をクリアしているという形です。ですので、引き続き障害者の自立ということであれば、就労は大きな役割になると思いますので、町としましても、この部分については引き続き力を注いでいきたいと考えております。以上になります。

【杉崎委員長】 茂内副委員長。

【茂内副委員長】 お答えありがとうございます。名簿なんですけども、50.81%ということで、今お話しいただきましたが、これはいろいろご事情はあるかもしれませんが、増やすことについては、町に対策とかがありましたら、教えてください。

就業就労の支援が比較的良好な数字だったので、安心しました。引き続きこちらはまたお願いできたらと思います。

【杉崎委員長】 1点だけお願いします。

中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目の避難行動要支援者50.81%の同意率の向上についての取組ということですが、基本的には3年に一度、避難行動要支援者名簿の登録の勧奨という形で町としては進めてきております。ですので、今後も3年に一度の勧奨というものは継続的にしていきたいと思っております。

あと、こちらは先ほどご説明いたしましたように、自治会等にも名簿を提供させていただいておりますので、提供の際にもこういう制度がありますということも含めて周知していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【杉崎委員長】 以上で質疑を打ち切ります。健康福祉部福祉課の審査をこれにて終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。再開は55分。

【茂内副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、次に、健康福祉部高齢介護課一般会計の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、引き続きまして、高齢介護課が所管いたします一般会計、そして介護保険事業特別会計について、長岡高齢介護課長からご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の令和4年度一般会計予算につきまして

て、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきます。

それでは、予算書は66、67ページからです。ページ中段の老人福祉費をご覧ください。高齢介護課が所管します事業費は、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の予算書67ページ説明欄の下から3つ目の健康づくり課所管の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費、1つ開けて、保険年金課所管の後期高齢者医療事業特別会計繰出金を除いたものでございます。

では、予算特別委員会説明（参考）資料は2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営費補助金と県シルバー人材センター協議会の負担金で、支出科目は全額負担金補助及び交付金です。シルバー人材センターは、高齢者の社会参加と生きがいの増進と就業機会の拡大に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されている団体です。事業といたしまして除草、清掃、ふすま、障子、網戸の貼り替えなどの仕事を行っております。

次に、3ページをご覧ください。敬老事業費は、高齢者に対し敬老の意を表すもので、敬老金とそれを支給するための経費でございます。88歳米寿、99歳白寿、100歳百寿の方を支給対象としております。対象者数は備考欄に記載のとおりでございます。主な支出の扶助費は、敬老祝い金の共通商品券購入費でございます。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、高齢者が健康で多くの人と触れ合い、活動的な生活の支援を目的とした事業で、町シニアクラブ連合会の運営費と単位シニアクラブの活動補助です。

下の表をご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は32、33ページ、在宅福祉事業費補助金は県補助金で、これを充当いたします。補助率は県が定める補助基準額68万9,000円の3分の2でございます。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担額軽減事業費は、介護保険制度開始以前からサービスを利用していた方と障害のある方が65歳で第1号被保険者になり、継続してサービスを利用される場合に1割等の自己負担が発生するため、サービス利用者の負担軽減と審査支払手数料を合わせたものです。また、社会福祉法人が独自に利用者負担減免を行い、これが県の補助対象となった場合、町を通じてその補助をすることとなるため、その負担金補助及び交付金となっています。いずれも現在該当がないため、科目設定上の金額としております。

下の表をご覧ください。旧措置者等利用者負担額軽減事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書32、33ページの県補助金在宅福祉事業費補助金を負担金補助及び交付金に充当いたします。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。ふれあいセンターは、高齢者の社会参加や地域交流等を行うことにより、介護予防の推進を図ることを目的に設置されている施設です。現在は町シルバー人材センターが令和7年度まで指定管理者となっております。役務費は、建物の火災保険料です。委託料は、ふれあいセンターの指定管理業務を実施する管理運営委託料です。

次に、7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、日常生活の維持継続に支障のある高齢者の支援及び見守りのため5つの事業を実施してございます。1つ目、ひとり暮らし老人緊急通

報システム事業は、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対し迅速な救援態勢が取れるように機器を貸与するものでございます。2つ目の寝たきり老人等個別じん芥収集事業は、寝たきりの高齢者などで家庭ごみを収集場まで運ぶことが困難な世帯に対して家庭ごみを収集場まで運搬するとともに、安否確認を行う事業です。3つ目のひとり暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や食事の支度が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに栄養バランスを考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業でございます。4つ目の寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護している世帯に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業になってございます。常時おむつを必要とする介護世帯で町民税額が5万円以下の世帯で、負担額2分の1で月額上限を5,000円と定めております。5つ目の生活管理指導短期宿泊事業は、身体的には自立できる高齢者ではあるものの一時的に養護する必要がある方に対し、養護老人ホームでの短期間の宿泊を提供することにより、日常生活を支援することを目的としたものでございます。

次に、8ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費です。報償費は、入所判定委員会への謝礼です。役務費は、入所措置費負担金口座手数料、扶助費は、老人ホーム入所措置費で、減額は事務費加算等の精査による減でございます。

下の表をご覧ください。老人保護措置事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書24、25ページの老人保護措置費負担金は、入所者からの負担金で扶助費に充ていたします。

次に、9ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、高齢福祉担当職員の事務経費で、旅費は、担当会議などに出席するための普通旅費です。

次に、10ページをご覧ください。高齢者保健福祉計画推進事業費は、令和6年度から3か年を対象とした次期第9次寒川町高齢者保健福祉計画策定のための基礎資料を得るため、65歳以上の方を対象にした生活状況ニーズ調査や55歳から64歳までの方を対象に、セカンドライフ予備軍調査をアンケート形式で実施するための経費でございます。需用費消耗品費は、アンケート用紙の送信・返信用の封筒代、役務費は、アンケート用紙送信・返信用の郵送料となっております。

次に、11ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費は、公共施設再編計画に基づき寒川町ふれあいセンターの維持管理及び補修を実施する事業費です。同センターは2003年に竣工し、当時からの電気設備の一部が更新目安を超えるため、これを更新、修繕するものです。修繕料はその経費です。内容は、電源高圧ケーブルとPAS、柱上高圧気中開閉器という機械なんですが、の交換、修繕などとなっております。漏電、停電の事故発生のおそれを未然に防ごうとするものでございます。

次に、12ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業運営に伴う町の負担分でございます。一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出金という形で支出するものです。繰出金には、介護給付費及び介護予防事業費の12.5%、包括的支援事業任意事業費の19.25%の法定割合分と、介護保険担当職員の人件費及び運営事務経費等並びに低所得者保険料軽減分がございます。

下の表をご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金の特定財源です。こちらの特定財源は、低所得

者保険料軽減分として、負担割合は国が2分の1、県と町分が各4分の1となっております。

歳入番号①、予算書は28、29ページの国庫支出金からの低所得者保険料軽減負担金と歳入番号②、予算書30、31ページの県支出金からの低所得者保険料軽減負担金は、国、県の負担分として充当しております。

続きまして、歳入の一般財源分の説明をさせていただきます。資料は13ページでございます。予算書24、25ページの13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料の行政財産使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台、隣接するゲートボール場公衆電話1基、電話柱1本に係る土地使用料でございます。

次に、予算書は38、39ページの20款諸収入4項1目7節雑入の自動販売機等電気使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台分の電気使用料です。

次に、同じく細節その他につきましては、ふれあいセンター内の公衆電話使用料です。

以上で、高齢介護課所管の一般会計民生費、老人福祉費事業費の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 ふれあいセンターの運営費についてお聞きします。今回結構委託料は減額になっているんですけど、その要因というのは何なのかということをまずお聞かせください。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 運営につきましては、設備を準備するというものがありまして、使っていますコンピュータのリースにつきまして、再リースをするという契約ができることになりましたので、従前の契約よりも安価に経費が済むということもありまして、その分大きくお金が減っているところでございます。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 再リースということで、その分経費が減額ということで、確認ですけど、減額によっての運営への影響というのは全くないということで間違いなことだけ確認させてください。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 そちらにつきましても、センターから当初見積りもいただきまして、その内容も精査させていただいた上で、これで4年度も全うに運営ができる、管理もできるということは確約を取っておりますので、大丈夫でございます。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、お伺いしたいと思います。町長の施政方針の中で、「会員の増員をはじめとしてシルバー人材センター並びにシニアクラブの活性化を図ってまいります」という文言があるんですが、会員の増員というのは、シルバー人材センターにもかかっていると思うんですが、会員の減が

顕著なのかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど高齢者の保健福祉計画の関係で、課長は第9次と言われていたんですが、こちらの資料は第8次になっているんですが、これはどちらが正しいのかなと思ひまして、それだけお伺いしたいと思ひます。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 2つご質問いただきました。まず、シニア会員の減少につきましてですが、平成17年から平成31年まで、かなりの長きにわたって700人台をずっと会員としては確保してきたところなんですが、実は令和2年から690人、そして令和3年につきましては619人というところで、かなり大きく減少を招いてしまっております。こちらにつきましては、ひとえにコロナで集まりがなかなかできない、そしてかなり会員さんの中にも活動を自粛したというところがこの2年間は顕著でございます。会長もそのところを非常に憂いておられて、このコロナ禍がなくなれば、また盛り返していきたいと考えているところでございます。高齢者の地域団体は、ロコミで楽しくみんなが活動しているというのを見て、私もやってみようかなということも大きな要因になっていると皆さんは言っておりますので、それがなかなか見せることができないというところで、この2年間非常に落ち込んでしまったというところで、しばらくコロナが続くのかどうか難しいところですが、こういう中でも盛り返せる方法がないか模索する、あるいはコロナがなくなれば何かまた事業を打っていききたいということは、またシルバーの役員の方たちと今お話ししているところであります。

それから、申し訳ございません。2点目です。正しくは、私が申し上げた第9次の次期の計画に向けたベースの高齢者の方たちのライフスタイルをしっかりとつかむ、9次を作るためにそういうデータを得たいということ、次期の9次の計画のデータを得たいということで実施するアンケートでございます。ですから、9次のほうが正しいです。大変申し訳ございませんでした。

【茂内副委員長】 山上委員。

【山上委員】 シニアの関係を今お話しされたと思うんですけど、自分はシルバー人材センターのほうをお伺いしていたんですが、いかがでしょうか。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 シルバーは、就労という部分もございまして、令和元年の会員数といたしましては278人、そして令和2年度につきましては263人、そして令和4年1月31日時点ですが、259人ということで、暫時下がってきているという状況です。今申し上げた令和元年は278人、その1年前の平成30年は267人ということで、一時期盛り返してはいました。ということで、波は確かにあると思ひます。さらに私どもにも問合せをいただきましたけども、やはりコロナでおじいちゃん、おばあちゃんを行かせちゃっていいかなというような家族からの問合せもいただいたりしている部分もございましたので、若干それが足を引っ張っているのかなという部分がございます。そういうものを含めまして、ニーズが増えていかないという部分につきましては、このたびシルバーと協力しまして、会員アンケートというのを取りまして、何をシルバーに求めて来ているんだらう、それを充実させたいということから、求めているものをしっかり確認しようということで、アンケート調査をさせていただきましたところ、生きがい、あるいは地域のためになりたい、あるいは必要とされているんだということを1位、2位に

皆さんが掲げておりました。3番目に収入を得たいというのがありまして、思ったより収入というよりも、外でみんなと活動したいんだと、そして私は必要とされているんだというところを確認したいというところが見えましたので、寒川のシルバーとしてはそういうところをさらに会員さんにアピールできるように事業を考えていかなければいけないのかなと見えておりますし、また収入とか、就労という部分も求める者もいるんですけれども、集まってみんなと汗を流すというか、体を動かして何かする、それが地域のためになれば、人のためになればよりいいというような感じもありますので、ちょっとパイロット的なんですけども、近所にシルバーが農園みたいなのを借りまして、そしてその畑でいろいろな栽培とか、あるいはひょっとしたらそこで培われたノウハウが、休耕地か何かのお手伝いに、シルバーとしての就労の幅を広げるという意味では、お手伝いに行けるのかななんていうことも、そういうのも含めて今事務局とシルバーとも、アンケートを見た上で次の手を打っていききたいなと、それで会員が増えていけばなと考えているところでございます。

以上です。

【茂内副委員長】 山上委員。

【山上委員】 これは分かればいいんですけども、シルバーの会員さんの地域的な偏り、居住地の偏りというのが、分かればいいです。これは明日の質問につなげていきたいと思っていますので、以上です。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 申し訳ございません。手元にはないんですが。

【杉崎委員長】 資料で出ますか、課長。

【長岡高齢介護課長】 今ではなくて後ほど。

【杉崎委員長】 後ほどでいいんですが。

【長岡高齢介護課長】 今日というのは難しいんですけども、じゃ、後ほど。

【杉崎委員長】 では、後ほど、すみません。

【長岡高齢介護課長】 分かりました。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

次に、介護保険事業特別会計について執行部の説明をお願いいたします。

長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 引き続きよろしく申し上げます。続きまして、介護保険事業特別会計令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきます。

予算書は、冊子の3分の2ほどのところに、令和4年度寒川町介護保険事業特別会計予算書の内表紙がございます。まずはこの内表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。議案第9号といたしまして、第1条において、歳入歳出の総額はそれぞれ37億2,448万2,000円と定め、第2条では、一時借入金の上限を3,000万円とし、第3条では、保険給付費地域支援事業費の各項に過不足が生じた場合に、款内で流用できる規定を設けてございます。

それでは、予算書は26、27ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。タブレット資料は、2ページの目次に続きまして3ページからご覧ください。職員給与費です。これは高齢介護課介護保険担当職員13名分の人件費です。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの職員給与費等繰入金8,744万9,000円は、給与及び職員手当等並びに共済費に充てており、歳入番号②、予算書は20、21ページの雑入3万4,000円のうち9,000円は、再任用職員の社会保険料個人負担分として共済費に充てております。

次に、4ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業を円滑かつ適正に行うための必要な事務経費で、主な支出は、町介護保険運営協議会の委員報酬、担当職員の会議等出席のための普通旅費、介護保険パンフレットなど消耗品の購入費、被保険者証等の印刷製本費とその郵送に伴う通信運搬費、共同処理をお願いしている国民健康保険団体連合会、国保連への手数料、コンピュータの介護保険システムの借上料とシステム利用の負担金です。

下の表をご覧ください。介護保険運営事業事務経費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金5,069万5,000円のうち994万4,000円をそれぞれ充当いたします。

次に、5ページをご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費で、主な支出は、保険料の普通徴収と特別徴収の納入通知書等の印刷製本費、役務費として、納付書等の郵送に伴う通信運搬費と口座振替の手数料、納付書の封入、コンビニ収納やモバイルレジックレット収納代行の委託料でございます。

下の表をご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は16、17ページの諸証明手数料と歳入番号②、予算書18、19ページの事務費繰入金5,069万5,000円から299万7,000円、そして歳入番号③、予算書は20、21ページの第1号被保険者延滞金をそれぞれに充当いたします。

次に、6ページをご覧ください。介護認定審査会経費は、介護認定審査会の開催事務経費で、主な支出科目は、認定審査会委員の報酬と委員内定者研修の際の謝礼、委員交通費の旅費で、消耗品費は、認定審査会資料作成用プリンタのトナーとドラムカートリッジの購入費、役務費は、認定結果通知の郵送料です。

下の表をご覧ください。介護認定審査会経費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金5,069万5,000円より1,019万2,000円をそれぞれに充当いたします。

次に、7ページをご覧ください。認定調査等経費です。予算書は26ページから29ページになります。これは介護認定調査等に関わる事務経費です。支出は、認定調査員4名分の報酬と職員手当等、共済費、そして認定調査交通費等の旅費です。消耗品費は、認定調査用紙、調査時着用マスク等の購入費、印刷製本費は、認定結果通知用の封筒代、被服費は、認定調査員の調査時靴下代、医薬材料は、認定調査時の手指消毒用のアルコール代やアルコール入りティッシュ及びタオル代、役務費は、医師の意見書依頼と要介護更新の未申請者への通知の郵送料、認定審査に必要な医師の意見書作成手数料です。委託料は、遠隔地における認定調査実施の委託料、使用料及び賃借料は、認定調査時に使用する駐車場使用料や道路通行料です。

下の表をご覧ください。認定調査等経費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金より2,555万4,000円をそれぞれ充当し、歳入番号②、予算書20、21ページ、雑入3万4,000円のうち2万5,000円を認定調査員の社会保険料の個人負担分として共済費に、歳入番号②、予算書20、21ページの要介護状態等の審査判定等に関する委託料は、県から依頼を受け町が審査判定等を行う場合の委託料で、報償費に充当いたします。

次に、8ページをご覧ください。予算書は28、29ページです。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、要介護1から要介護5の方が介護サービスを利用された場合に、介護保険給付を行うものです。支出は、全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、予算書同ページの滞納繰越分普通徴収保険料、歳入番号④、予算書同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分と歳入番号⑤は、その過年度分、歳入番号⑥、予算書同ページの調整交付金の現年度分調整交付金、歳入番号⑦、予算書同ページの介護保険災害臨時特別補助金の現年度分、歳入番号⑧、予算書は同ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分と歳入番号⑨、予算書18、19ページの過年度分、歳入番号⑩、予算書同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑪、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分、歳入番号⑫、予算書同ページの低所得者保険料軽減繰入金の現年度分、歳入番号⑬、予算書同ページの基金繰入金からの介護給付費等準備基金繰入金よりそれぞれ充当いたします。保険給付費は、居宅給付費と施設等給付費に分けられ、その財源割合は、居宅給付費は国が25%、県が12.5%、町が12.5%、そして施設等給付費は、国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合となっております。残りの50%は、被保険者分となり、居宅給付費施設等給付費とともに、65歳以上の第1号被保険者は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%と設定されております。

続きまして、9ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、要支援1、2の方が訪問介護、通所介護以外の介護予防サービスを利用された場合に保険給付を行うものです。支出科目は、全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護予防サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、予算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、予算書は同ページの国庫支出金の介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、予算書は同ページの支出基金交付金の介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑤、予算書は18、19ページの県支出金の介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑥、予算書は同ページの一般会計繰入金の介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ充当いたします。

続きまして、10ページをご覧ください。2項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料は、介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料として国保連へ支払うものです。支出は、全額役務費の手数料です。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①から⑥は、前ページの介護予防サービス事業費と同一の財源構成でございますので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。3項1目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、要介護1から5の方の介護サービス費の自己負担が高額な世帯に対し、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じ利用者負担の軽減を図るものでございます。全額負担金補助及び交付金からの支出となります。

下の表をご覧ください。高額介護サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、前段の事業と同様の事業で、要支援1と2の方を対象として利用者負担の軽減を図るものでございます。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、13ページをご覧ください。4項1目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、要介護1から5の方で、先ほどの高額介護サービス事業費のほか医療保険と介護保険を利用している人を対象に、定められた年額の限度額を超えた部分について、介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支給し、負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出です。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、14ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、前段の事業と同様の事業で、要支援1、2の方で介護予防サービス利用者を対象に利用者負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出となります。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額医療合算介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、15ページをご覧ください。予算書は28ページから31ページです。3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方と厚生労働省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が訪問介護と通所介護を利用された場合に給付されるものです。支出科目は、要支援1、2の方などを対象に家事などの生活援助を提供する訪問型サービスAの委託料と負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護予防生活支援サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、予算書同ページの国保支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分と歳入番号④、予算書同ページの保険者機能強化推進交付金、歳入番号⑤、予算書は18、19ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑥、予算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑦、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分、そして歳入番号⑧、予算書20、21ページ諸収入の雑入からの訪問型サービスAに関する利用者負担金それぞれに充当いたします。地域支援事業費の介護予防日常生活支援総合事業の財源割合は、国が25%、県が12.5%、町が12.5%で、国は調整交付金を含む割合です。残りの50%は、保険給付と同じに第1号

被保険者が23%、第2号被保険者は27%です。

続きまして、16ページをご覧ください。予算書は30、31ページです。2目介護予防ケアマネジメント事業費の介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1、2の方と厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が訪問介護と通所介護を利用された場合のケアマネジメント支援計画立案の費用でございます。

下の表をご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、予算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、予算書は18、19ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、予算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑥、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ充当いたします。

続きまして、17ページをご覧ください。2項1目介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化、改善並びに社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業実施費用です。会場で体を動かす元気はっけん広場集合版や自宅で介護予防に取り組む元気はっけん広場在宅版、地域の集いの場などに介護予防の専門知識を持った講師を派遣して取り組む介護予防派遣事業などを実施いたします。また、自発的な奉仕活動を通じ高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援するため、シニア元気ポイント事業を継続して実施いたします。支出につきましては、報償費は、元気はっけん広場開催時の要約筆記者、手話通訳者への謝礼等です。需用費の消耗品費は、事業参加者への案内通知用の封筒代です。役務費は、参加者への通知等の郵送料、委託料は、介護予防事業の実施委託料です。

下の表をご覧ください。介護予防事業費の特定財源です。歳入番号①から③、そして歳入番号⑤から⑦は、前段の介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源構成です。これに歳入番号④、予算書は16、17ページの国庫支出金からの介護保険者努力支援交付金の現年度分を加え、充当先はそれぞれ資料記載のとおりでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住みなれた地域で尊厳のある自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防ケアマネジメント総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。

下の表をご覧ください。地域包括支援センター事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と、歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、予算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、予算書は18、19ページの県支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤、予算書は同ページの繰入金からの包括的支援事業等繰入金の現年度よりそれぞれ充当いたします。

地域支援事業の包括的支援事業任意事業費の財源割合は、国が38.5%、県が19.25%、町が19.25%、第1号被保険者が23%です。第2号被保険者の費用負担はございません。

続きまして、19ページをご覧ください。2目任意事業費の任意事業費は、町内の介護施設の利用者の不安や疑問などを聞き、介護サービス提供事業者と町の橋渡し役を務める介護相談員の派遣や成年後見

制度の利用支援、そして家族介護教室や認知症サポーター養成講座等の事業を実施します。報償費は、介護相談員6名分の謝礼、旅費は、介護相談員の研修参加のための旅費と成年後見人申立書提出時の旅費、需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座用副読本の購入費と家族介護教室用のテキストなどの教材費、役務費は、成年後見申立ての費用や成年後見医師鑑定書の作成手数料、介護相談員の損害保険料などです。委託料は、高齢者行方不明SOSネットワークの委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載の「これって認知症？」という認知症チェックサイトの提供に伴う使用料、扶助費は、成年後見人への報酬の支払いが困難な方に対して費用の扶助を行う成年後見人等報酬扶助でございます。

下の表をご覧ください。任意事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の地域包括支援センター事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、20ページをご覧ください。3目在宅医療介護連携推進事業費の在宅医療介護連携推進事業費は、平成25年度から茅ヶ崎市と共同し、医療と介護の両方の援助が必要な人のために包括的に支援ができるような仕組みを検討し、研修を行うなどする在宅医療介護連携推進事業を実施しており、その費用の本町分の負担金でございます。茅ヶ崎市保健所内に事務局を置き、在宅ケア相談窓口を開設し、相談を受け付けております。また、在宅医療と介護の連携推進のため医療職と介護職を合わせた多職種研修などを開催いたします。支出は、負担金補助及び交付金で、茅ヶ崎市へ支出いたします。

下の表をご覧ください。在宅医療介護連携推進事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の任意事業と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、21ページをご覧ください。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住みなれた地域で継続して生活していただくために、必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて地域の実情に即した基盤整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、この推進役として生活支援コーディネーターを配置するものです。報償費は、推進会議委員への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置するものです。

下の表をご覧ください。生活支援体制整備事業の特定財源です。前段の在宅医療介護連携推進事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、22ページをご覧ください。5目認知症総合支援事業費の認知症総合支援事業費は、認知症のある人ができるだけ住みなれたところで暮らし続けられるよう、専門員や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による活動を通して本人や家族を支援するものでございます。報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート員への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して認知症地域支援推進員を配置するものです。

下の表をご覧ください。認知症総合支援事業費の特定財源です。前段の生活支援体制整備事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、23ページをご覧ください。予算書は32、33ページです。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア会議推進事業費は、要支援の方などの生活課題の解決による生活の質の向上と、多様な専門職から助言を得ることで地域包括支援センターの職員などの資質の向上を図る介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。また、個別ケースの課題を分析し、地域課題の解決に必要な地域づくりや地域

資源を見だし、施策形成につなげる地域ケア会議を開催します。報償費は、これらの会議出席に伴う参加者への謝礼です。

下の表をご覧ください。地域ケア会議推進事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の認知症総合支援事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、24ページをご覧ください。4項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料は、要支援1、2の方と事業対象者の方が訪問介護と通所介護を利用した分の審査支払手数料です。支出は、役務費の手数料です。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。資料16ページの介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、25ページをご覧ください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の同名事業費は、要支援1、2の方及び事業対象者の方で訪問介護と通所介護の2つのサービス費の自己負担が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて利用者負担の軽減を図るものです。支出は、負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。こちらは前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、26ページをご覧ください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の同名事業費は、要支援1、2の方及び事業対象者の方の医療保険と訪問介護と通所介護の2つのサービス費の介護保険の自己負担の合計額が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて利用者の負担軽減を図るものです。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額介護予防サービス費相当事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、27ページをご覧ください。4款1項基金積立金1目介護給付費等準備基金積立金の介護給付費等準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費や地域支援事業費の増による保険料の不足の際に充当するために基金に積み立てておくもので、科目設定のための金額となっております。令和3年度末の基金残高の見込額につきましては、6億4,093万8,389円です。

下の表をご覧ください。介護給付費等準備基金積立金の特定財源です。歳入番号①、予算書は18、19ページ、6款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金の介護給付費等準備基金利子を積立金に充当いたします。

続きまして、28ページをご覧ください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合に、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのものです。科目設定上の金額としております。

下の表をご覧ください。一時借入金利子の特定財源です。こちらは科目設定上のもので、歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金より1,000円を充当します。

続きまして、29ページをご覧ください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金の第1号被保険者保険料還付金は、令和3年度以前の資格喪失等による保険料の還付金で、

主な原因としては死亡、転出等によるものです。

下の表をご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の特定財源です。歳入番号①、予算書は18、19ページの事務費繰入金より8,000円を充当いたします。

続きまして、30ページをご覧ください。2目償還金の介護給付費過年度分返還金は、令和3年度決算に伴う国、県支出金等の余剰金を返還するためのもので、金額は科目設定上のものになってございます。

続きまして、31ページをご覧ください。予算書は32から35ページです。7款1項1目予備費の予備費は、介護保険事業の事務費等に対応する予備費でございます。

下の表をご覧ください。予備費の特定財源です。歳入番号①、予算書は18、19ページの事務費繰入金より199万9,000円、歳入番号②、予算書は20、21ページの預金利子1,000円を予備費に充当いたします。

次に、32ページをご覧ください。高齢者数、認定者数と保険給付費の推移といたしまして、平成29年度から令和3年度までのものを表にしております。詳細は、秋庭副主幹より説明させていただきます。

この32ページの説明をもちまして全ての説明を終わらせていただきます。

【茂内副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 それでは、タブレット32ページをご覧ください。このページでは、高齢者数、認定者数と保険給付費の推移について5年分のデータを載せております。まず、1番目の表は、人口と高齢者数と高齢化率です。高齢化率は5年で1.3ポイントの増となりました。令和3年度から令和5年度が計画期間である第8次計画における令和3年度の推計値は、高齢者人口1万3,381人、高齢化率27.7%としておりましたので、高齢者人口でプラス83人、高齢化率でマイナス0.2ポイントと高齢者人口は推計を若干上回っておりますが、高齢化率は下回った結果となりました。

次に、認定者数です。この数値には第2号被保険者40歳から64歳で介護認定を持っている方も入っております。この合計値だけを見ると高齢者人口の増加もあり、伸びているということが見て取れます。全体の平成29年から令和3年の増加状況ですが、着実に増えており、平成29年から令和3年で約1.17倍の認定者数の増となっております。

また、第8次計画においては、令和3年10月1日での要介護認定者数を2,068人と推計してまいりましたので、推計とほぼ同数となりました。

最後に、保険給付費の状況です。令和3年度の数字については、決算見込額です。予防給付費は、要支援1及び2の方が介護サービスを利用したときの給付費、介護給付費は、介護1から5の方が介護サービスを利用したときの給付費です。制度改正により要支援1、要支援2の訪問介護、通所介護を利用したときの給付が予防給付費から地域支援事業費に移行し、寒川町は平成30年度から全面移行となりました。そのため予防給付費は単純比較ができない内容となっております。全体としては平成29年から令和3年までで約1.18倍となっており、これは認定者数の伸びとほぼ同じ状況となっております。

以上で、32ページの説明を終わらせていただきます。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 説明が非常に丁寧でよく分かったんですけど、全体的なことで聞かせてもらいますけ

ど、介護対象者にとって様々なサービスをやっているということは非常に分かったんですけども、町として介護従事者の処遇改善対策なんていうのは取られているのかということをお聞きします。

それと、第8期で介護保険料も段階的に引き上がっている状況なんですけど、それに利用料も2割、3割増えているのではないかとってはいるんですけど、その見解をお尋ねします。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 まず、1つ目の従事者の方たちの処遇の対応、町としてのということでございます。正直申し上げまして、直接何をしているということとはございませんが、この方たち、あるいは施設の方たちとのコンタクト、あるいはモニタリング等々は常時やっております、その中で国からもこのたび12月の補正でもありまして、処遇改善という部分で手当が少し出るというようなことでもありまして、そういうものがしっかり適用されているかどうかというようなところについては、ヒアリングなどで確認させていただいたり、なかなか難しいというようなこともあれば、どうして難しいんだろうというようなところも相談に乗らせていただいたりして、直接お金を町としては出せないんですけども、そういう部分では把握し、またこういうのはどうでしょうかというアドバイスなどをさせていただいているような状況ではあります。

それから、2番目の利用料についての適切さでございますが、決して寒川町は他市に比べて高いというような状況ではないと思っております。もちろん利用料につきましても、大体決められておりますので、特にそういうところで競争するというのもございませんけれども、適切な利用料で賄われていると承知しております。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 介護従事者の方々には国も動き出したということで、町ではなかなか独自にできないということは分かりましたけども、モニタリングしてその確認はしつつ、相談にも乗っているということなので、引き続きそういった立場でやっていただきたいと思えます。

それで、特別寒川はそんなに高いとはという見解なんですけども、そうはいっても、なかなか当事者になると高いと言われる方が結構いらっしゃるんですね。利用者の負担軽減措置があれば、それかそういうことをやる考えがあるかということをお聞きします。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 先ほどの説明の中でも触れてはいるんですが、利用者の負担軽減制度というのが幾つかございますので、もちろんその人の所得ですとか、利用度に応じてのいろんな段階がございますけれども、そういうものにつきましても、忌憚なくご相談をいただければ制度の紹介もさせていただきますし、また、こういう減額制度をピンポイントでなかなか皆さんが分かるものではない部分があるので、漠然としてこういうことで費用がかかったんですけども、何か手当とかはあるなかというようなことでぜひお尋ねいただければ、該当するものはご紹介させていただきますし、また、そういうよろずの相談も含めて包括支援センターでも随時受けておりますので、そういう場合は私どもにこういう制度はないのかという照会をいただいて、ご紹介するようなこともございますので、ぜひそういう制度を利用いただければと思います。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 相談に乗る方々には何かないかという説明はあるんですけど、積極的にそういった制度があるということを周知させるべきだと思うんですよね。周知という方法にどう取り組んでいくかという考えを最後にお聞かせください。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 例えば今回利用が多かったということで、高額な負担をされているなどというのは私どもで分かりますので、そういう方たちには案内を出しておりますので、そういうのを見過ぎさないで適宜対応していただければなどは思っております。そういう部分では、じゃ、これが一覧ですというものを用意してあって、高齢者ガイドにも載っているんですけども、なかなか自分がどこに当てはまるのかというのは分かりませんので、そういう方たちがいる場合は、こちらからご通知を申し上げているというようなやり方をさせていただいています。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 18ページの包括支援センターで1つお伺いしたいんですが、コロナであろうが何であろうが、待たなしで家庭の中で起きたこと、個人に起きたことについては、まず真っ先にここにご相談しながら、どのような形で展開していくかということがまずもっては出入口になると思うんですけども、そういった意味で昨年南部を増やしていただいたということについては、本当によかったなと思っておりますけども、いずれにしても、今、秋庭さんから話があったように、どんと増えているというんじゃないですけども、じわじわ増えていることは確かですから、そういった意味ではどういう形で場所に案内していくための入口になりますので、全体的な動きの中で北部ということも今年は視野に入れてくれるのかなと思っていたんですが、その点についてはこの予算化の中でどうなのかということをもまず聞きたいのと、確かに動きの中で難しさというはあると思うんですが、いずれにしてもここから広げていくということからすると、どうしても関わっていかなければならないと思っておりますので、そういった意味ではこの役場庁舎と、それから南部と、それからできれば北部にということで、バランスよくしてくれるとありがたいなという気持ちもあるんですが、今年度のことについてその辺の検討がされたのかどうか、まず聞きたいと思います。

併せて認知症の22ページになるんですが、認知症の地域支援推進委員の件数費の増ということで記載されておりますけども、展開される事業と合わせて人数を増やした、この流れ、この辺の本年度事業展開していく中での流れを教えてくださいたいと思います。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 失礼しました。まず、北部相談室のご質問でございます。来年度の予算の中には入ってございません。これの検討というのは、3、4年ぐらい前から南部の開設も含めて北部の開設も包括的にどう進めていこうかと考えているところでございまして、まずは線路を渡らなくても行けるようなところから南部をまずは造っていこうというようなことで、令和2年10月に南部の相談室を開設させていただいたというところでございます。じゃ、次は北部という声はどうしてもあるんですが、今は1週間に1回の出張相談ということで北部公民館でやらせていただいているというところ、それを今度拡大して常設にしていくかということについては、今のところまだ現状の本部と、それから南部

をまずは充実させていこうと、そこの人も充実させてやっていこうというようなところにまだ終始しているところをごさいますて、でも、視野の中には北部もゆくゆくはどのような場所が適切かというのも検討しながら、ふれあいセンターのほうがいいのか、それとも北部公民館がいいのか、それともまた既設の建物にとらわれないでどこか場所がないかみたいな検討はしているんですが、なかなか適当な場所が見つからないところも含めて、あと人員的にそろえるという部分でも、そういう視点ができますと、そこで完結するというか、お話ができなければいけませんので、相談を受けなきゃいけませんので、かなりベテランの職員を配置しなければいけない、しかも1人では駄目で、2人以上配置しなければいけないというような人的な配置の算段もごさいますので、そういう部分ではまだ北部まで手を伸ばす余力が今のところないというところをごさいますて、検討はしているんですけども、具体的な措置には至っていないという状況です。

ただ、視野の中に入っていて、ゆくゆくはそこにも必要なんだよね、ひよっとしたら包括支援センターにも1つしかセンターがないけども、寒川の場合2つあってもいいんじゃない、3つあってもいいんだよ、そういう部分でもまた検討も次期計画も含めて考えていかなければいけないという中では、視野には入っているんですが、今のところ4年度については北部の相談室の設置は見込んでいないところをごさいます。

それから、2番目の支援員さんのことにつきましては、増につきましては、人数が増えるということではなくて、その方自身の共済費ですとか、社会保険料ですとか、そういう分が増えたという、1人分の人件費には変わりはないので、よろしく願いいたします。

以上です。

【茂内副委員長】 関口委員。

【関口委員】 いずれにしても、バランスよくやっていただくということがいいのかなという気がします。今の流れの中で要支援も含めたり、それから認定前の相談事というのは、本当に多岐にわたるケースが多いと思うんですね。じゃ、ここに行ったらどうか、あそこへ行ったらどうと、いろんなところに案内をするということを考えても、なるべくバランスよくこのような形で次は北部という意識は、今、課長の話も聞いていても、それはあるみたいですので、あとはどうするかということだけだろうと思いますから、そういった意味では議論を深めていただいて、なるべく身近でもって相談ができる体制づくりをしていただきたいなと思いますので、今年度については、昨年令和3年度の体制でもっていくんだということですので、承知しました。ただし、ある意味でいうと、部長、その辺で落としてください。

認知症の関係については、今、課長の話で49万5,000円の増だけですから、そういった意味では人が増えたということではという気がするんですけども、いずれにしましても、個人情報であったり、いろんな難しさがあって、なかなか相談しにくい、また実は非常にナイーブな部分がありますので、そういった意味では扱いが非常に難しい事業だろうと思うんですね。中には堂々とうちの家族は進んじゃっているんだという家庭もあれば、いやいや、そうじゃないんですよとあって、あまり公表しない、こういったケースもあって、非常に難しい部分があるとは思いますが、今町でやっている事業の中で、一番最初にやるのがあるよね、ペーパーを見てやる。「これって認知症？」じゃなくて、何てい

ったっけ。それと、だけど、軽度であれば認知症って治るんだという、ネットなんかを調べると、そういう部分も早めに手だてをするとというものもあるし、いろんな形で予防策が取れる場合もあるだろうと思いますし、そういった意味では専門的に調べていただいて、勉強していただいて、こんな事業をやってみよう、あんな事業をやってみようという認知症の対策を寒川も具体的に進めていかなければいけないんじゃないかなという気がするんですけども、今年度の中ではどこまでのことをやろうとしているのか、いま一度見解をいただけますか。

【茂内副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 委員からもお話がありましたとおり、家族の中で認知症を患っていらっしゃる方を恥ずかしいと正直思うような方もいらっしゃいます。だからなかなか人様に相談できないというようなことで、それを隠そうとか、あまり表にしないというような方もまだ依然としていらっしゃいますので、認知症サポーター養成講座などを開きまして、あるいは中学生に対しても講座などを行いまして、そういうご家族の方もいらっしゃるというようなことも理解して、そして地域でみんなで、今自分ができることを認知症の方を支えているご家族の方、あるいはご本人様たちに対して、あるいはそういう方たちにどう接したらいいんだろうというようなところを広く、また講座などを使ってアピールしていきたいと思います。

それから、あと、先ほど委員が言いましたとおり、チェックリストというのがあって、それが確かに「これって認知症？」ということで、寒川町のホームページからリンクができるように、わざわざというのは変な言い方ですけども、努めて認知症について気軽に調べていただける、触れていただけるように、決して他人事ではないし、恥ずかしいことでもないと分かっていたくために、ホームページにもスクリーニングのシステムをそこで入れて、自分で一問一答をしていくと、自分がどういうところにいるのかというのが分かるようになってくる、あるいは自分のお父さんが今こうだよねというのも、そこに入れていくと、認知症になっているのか、あるいはその手前なのかというのも分かるようになっております。これについても寒川町の広報で定期的にこういうサイトがあるから皆さん使ってくださいと、寒川町の広報でコラムなんかを載せますと、そのチェックのホームページというのは全国で利用されているんですけど、もちろん使用料は払うんですけども、そうすると寒川町が利用度全国で一番になったりするぐらい非常に注目されているというサイトでもございますので、こういうところでどんどん啓発をしていきたいと思っております。

先ほどご質問もありました認知症地域支援員につきましては、1名いるんですが、専らこの方につきましては、認知症の寒川の中のスペシャリストになっていただこうということで、研修も受けたり、あるいはいろんな事例をいっぱい研究していただいて、なかなか入って来られない個別の事情につきましてもリサーチして、あるいは包括支援センターからそういう相談などをもらいましたら、いっしょにその方にアプローチしまして、そしてどうなんですかというようなことで、こちらからアプローチしていくというような取組をする、そしてあともう一つは、さっき触れましたけども、認知症初期集中支援チームというのは、認知症サポートのお医者さんにも入っていただいて、保健師ですとか、今申し上げた認知症支援員も入って、みんなで、こういう高齢者の方がいらっしゃるという情報があれば、その方に何が支援ができないかと、こちらから打って出るというか、待っていることもありますけれども、相談

としてそれから始まることもありますけれども、あの人は認知症で、言葉は変ですけども、徘徊というか、危ないわよねというような情報があったりもすると、逆にこの支援チームが介入して行って、何ができないかとか、いろいろアドバイスをしていくような作業もしております、このチームというのが、会合、会議とか、作戦会議もあるんですけども、そういうのがだんだん4年度は数多く開催されるのかなというような感じで予算措置もしております。

そういう状況で、認知症については決して恥ずかしいことではありませんし、みんなで理解していこうという輪というか、そういうものを4年度はさらに進めていきたいなと思っている予算でございます。以上です。

【茂内副委員長】 三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 高齢者対策は、先ほど秋庭からも数字は出しましたけども、黙ってても増えるのは皆が承知していることですので、十分対策をしなければいけないと思います。総合計画が今年から始まりましたけども、その中でも生涯を通じた健康づくりの充実、健康寿命の延伸は命題になっておりますので、課長が申しましたとおり、十分に対策をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、高齢介護課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は16時35分からいたします。

【茂内副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、次に、健康福祉部保険年金課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 それでは、引き続き保険年金課所管の一般会計、国民健康保険事業特別会計、そして後期高齢者医療事業特別会計について、原田保険年金課長からご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

【茂内副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和4年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、予算書の金額は、一部健康づくり課との合計額となっております、説明資料とは合わないところがありますので、その都度申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、タブレット資料は060保険年金課（一般会計）の2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金であります。予算書は64、65ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費になります。この予算書の繰出金の金額は、健康づくり課との合計額になります。この繰出金は、一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、被保険者の減少もありますが、3年度に行った保険証の一斉更新が今回ありませんので、事務経費が大幅に減ることにより前年度より減額となっております。

ます。なお、繰出額の内訳は備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この繰出金の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は28、29ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険料軽減分と、1つ飛びまして、歳入番号③、予算書は30、31ページの県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、未就学児や一定所得以下の世帯を対象として保険料を軽減した場合に交付されるものであります。その間の歳入番号②、予算書は28、29ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分と、1つ飛びまして、歳入番号④、予算書は30、31ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分は、保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合が交付されるものです。

次に、タブレット資料は3ページ、後期高齢者医療事業特別会計繰出金であります。予算書は66、67ページ、3目老人福祉費になります。これは一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ事業費を繰り出すもので、こちらは被保険者数の増加により増額になっております。なお、繰出額の内訳につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源であります。歳入番号①、予算書30、31ページの後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、一定所得以下の方に対して保険料を軽減した場合に交付されるものであります。

次に、タブレット資料の4ページ、予算書は66、67ページの4目国民年金費のまず職員給与費です。こちらは職員3名分の人件費であります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源であります。予算書は全て30、31ページになり、歳入番号①、国民年金協力連携事務費委託金、歳入番号②、国民年金特別障害給付事務費委託金、歳入番号③、国民年金事務費委託金を本事業に充てております。

続いて、タブレット資料の5ページ、予算書は66、67ページの年金事務経費になります。これは国民年金の事務に関わる経費で、主に消耗品の購入費や年金システムの借上料であります。

下表をご覧ください。年金事務経費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の30、31ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てております。

最後に、タブレット資料の6ページ、予算書は66、67ページの国民年金推進事業費になります。こちらは窓口対応業務のための会計年度任用職員1名分の報酬等であります。

下表をご覧ください。国民年金推進事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の30、31ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てております。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 では、質疑がないので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

それでは、次に、国民健康保険事業特別会計について執行部の説明を求めます。

原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 続きまして、令和4年度国民健康保険事業特別会計の予算につきましてご説

明いたします。まず予算書の中ほど、一番最初の緑色の中表紙、寒川町国民健康保険事業特別会計予算書をお開きいただき、その次の1ページをご覧ください。令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、第1条において、歳入歳出予算それぞれの総額を48億4,459万8,000円とし、第2条において、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定め、第3条において、歳出予算の流用について定めております。

続いて、2ページ、3ページをご覧ください。第1表として、歳入歳出予算になります。歳入は1款国民健康保険料から7款諸収入まで、歳出は1款総務費から9款予備費までとなり、それぞれ前年度予算額と比較して1.34%の増、金額にいたしまして6,425万4,000円の増としております。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの反動等が予想され、保険給付費等の増加を見込んでいることによるものです。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。なお、この特別会計も、予算書の金額が一部健康づくり課との合計額となっており、説明資料の金額と合わないところがありますので、その都度申し上げますので、よろしく願いいたします。

では、予算書は国保特別会計の24、25ページ、タブレット資料は061保険年金課（国民健康保険事業特別会計）の2ページをご覧ください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費になります。この予算書の金額は、健康づくり課との合計額になります。保険年金課では担当職員7名分の人件費になります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の18、19ページの職員給与費等繰入金を充てております。

続いて、タブレット資料3ページ、予算書は24、25ページの国民健康保険運営事業事務経費であります。こちらは国民健康保険事業を行うための事務経費で、この予算書の金額は健康づくり課との合計額になります。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この経費の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページの特別調整交付金と歳入番号②、予算書の18、19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

続いて、タブレット資料4ページ、予算書は24、25ページの診療報酬明細書共同電算委託事業費であります。これは県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理をする費用であります。この予算書の金額は健康づくり課との合計額になります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の18、19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料5ページ、予算書は24、25ページの2目連合会負担金の国保連合会負担金であります。これは国保連合会の安定した運営を図るための負担金であります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源も、歳入番号①、予算書の18、19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料6ページ、予算書は24、25ページの2項徴収費1目賦課徴収費の国保料賦課徴収事業事務経費であります。これは保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この経費の特定財源も、歳入番号①、予算書の18、19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料7ページ、予算書は24、25ページの3項1目運営協議会費の国保運営協議会運営経費であります。これは国保運営協議会委員9名分の報酬と会長の研修に伴う旅費であります。

下表をご覧ください。こちらの経費の特定財源につきましても、歳入番号①、予算書の18、19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料8ページ、予算書は24、25ページの2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費及びタブレット資料9ページ、予算書26、27ページの2目退職被保険者等療養給付費であります。こちらは被保険者の疾病及び負傷に対して保険給付を行うものであります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

続いて、タブレット資料10ページ、予算書は26、27ページの3目一般被保険者療養費及びタブレット資料11ページ、予算書は同じく26、27ページの4目退職被保険者等療養費であります。これは、被保険者の疾病、負傷に対し療養の給付を受けない者の費用及び医療用装具の保険者負担費用であります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

続いて、タブレット資料の12ページ、予算書は26、27ページの5目審査支払手数料の診療報酬審査支払手数料であります。これは医療機関の診療費請求額について国民健康保険団体連合会等に委託している審査点検手数料であります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金及び歳入番号②、予算書は18、19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料13ページ、予算書は26、27ページの2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費及びタブレット資料14ページ、予算書は同じく26、27ページの2目退職被保険者等高額療養費になります。こちらは被保険者の所得段階等に応じ、一部負担金が一定金額を超えた場合、現金または現物給付をするものです。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

続いて、タブレット資料15ページ、予算書は26、27ページの3目一般被保険者高額介護合算療養費及びタブレット資料16ページ、予算書は同じく26、27ページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費になります。こちらは被保険者の医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給するものであります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

次に、タブレット資料の17ページ、予算書は26、27ページの3項移送費1目一般被保険者移送費及びタブレット資料18ページ、予算書は同じく26、27ページの2目退職被保険者等移送費であります。これは疾病等で移動が困難な患者が、緊急的な必要性があり医師の指示により一時的に移送された場合に現

金給付されるものであります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

次に、タブレット資料19ページ、予算書は26、27ページの4項出産育児諸費1目出産育児一時金であります。これは被保険者が出産をした場合、出産児1人につき42万円を支給するものであります。

下表をご覧ください。この事業の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の18、19ページ、出産育児一時金繰入金で、出産育児一時金総額の3分の2を法定繰入れするものであります。

次に、タブレット資料20ページ、予算書は26、27ページの5項葬祭諸費1目葬祭費であります。これは被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給するもので、財源につきましては、一般財源であります。

次に、タブレット資料21ページ、予算書は28、29ページの6項1目傷病手当金であります。これは新型コロナウイルスの感染等により労務に服することができなくなった被保険者に支給するものであります。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この事業の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の特別調整交付金を充てております。

次に、タブレット資料22ページ、予算書は28、29ページの3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分であります。これは県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するもので、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。こちらの特定財源ですが、予算書は16、17ページで、歳入番号①、県支出金の特別調整交付金を充てております。歳入番号②、こちらも県支出金の県繰入金2号分で、保険料の収納率や保険事業等の実績に基づいて交付されます。歳入番号③の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）は、保険料法定軽減分を県と町で負担するものです。歳入番号④、ここから予算書の18、19ページになりますが、保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を国、県及び町で負担するものです。歳入番号⑤の財政安定化支援事業繰入金は、主に高齢者が多い等市町村の責めによらない理由による国保財政の影響を勘案して算出されています。歳入番号⑥の一般会計繰入金につきましては、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により国庫負担金が減額されるため、町が納付する国民健康保険事業費納付金に影響が出ないよう、被保険者の負担軽減を図るため一般会計から繰り入れるものです。歳入番号⑦の国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため積立額を確保しつつ、保険料上昇抑制のため活用するものであります。

続いて、タブレット資料23ページ、予算書は28、29ページの2目退職被保険者等医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものであります。財源につきましては一般財源のみであります。

続いて、タブレット資料24ページ、予算書は28、29ページの2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分と次の25ページ、2目退職被保険者等後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。一般被保険者分の増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。一般被保険者分の特定財源は、歳入番号①、予算書の16、17ページ、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号②、予算書の18、19ページ、保険基盤安定繰入金保険者支援分、歳入番号③、国保財政調整基金繰入金であります。

次ページの退職被保険者分の財源につきましては、一般財源のみであります。

続いて、タブレット資料の26ページ、予算書は28、29ページ、3項1目介護納付金分であります。これは国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの者に賦課され、介護保険制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この特定財源は、歳入番号①、予算書の16、17ページ、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号②、予算書の18、19ページ、保険基盤安定繰入金保険者支援分、歳入番号③、同じく予算書の18、19ページ、国保財政調整基金繰入金であります。

次に、タブレット資料27ページ、予算書は28、29ページ、4款1項共同事業拠出金1目その他共同事業拠出金の年金受給権者一覧表作成経費拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認を行うため年金受給者の一覧表を作成する経費であります。財源は全て一般財源であります。

次に、タブレット資料28ページ、予算書は30、31ページ、5款1項保健事業費1目保健衛生普及費の国民健康保険制度周知事業費につきましては、国民健康保険制度を周知するための小冊子を作成する費用と医療費通知の郵送料であります。財源につきましては、一般財源のみであります。

次に、タブレット資料29ページ、予算書は30、31ページ、6款1項基金積立金1目保険給付基金積立金の国保財政調整基金積立金につきましては、国保財政調整基金繰入金及び利子を積み立てるもので、予算額は利子を計上しております。なお、基金の残高ですが、令和4年3月末で5億6,000万円ほどを見込んでおります。

【茂内副委員長】 説明の途中ではありますが、申し訳ありません。暫時時間の延長をいたします。よろしく願いいたします。

【原田保険年金課長】 下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、予算書の16、17ページの国保財政調整基金積立金利子であります。

次に、タブレット資料30ページ、予算書は30、31ページ、7款1項公債費1目利子の一時借入金利子につきましては、国保特別会計の運営で資金不足となった場合に一時的に借入れをする際の利子で、財源につきましては、一般財源であります。

次に、タブレット資料31ページ、予算書は30、31ページ、8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金とタブレット資料32ページ、予算書は32、33ページの2目退職被保険者等保険料還付金につきましては、過年度分の保険料の還付金と還付加算金であります。財源につきましては、一般財源であります。

続いて、タブレット資料33ページ、予算書は同じく32、33ページ、3目保険給付費等交付金償還金の保険給付費交付金返納金につきましては、精算のために科目設定として予算計上しており、財源につきましては、一般財源であります。

続いて、タブレット資料34ページ、予算書は同じく32、33ページ、4目国庫支出金返納金の災害等臨時特例補助金返納金につきましては、備考欄にもありますように、前々年度令和2年度分の補助金の精

算による納付金であります。財源につきましては、一般財源であります。

次に、タブレット資料35ページ、予算書は同じく32、33ページ、2項1目指定公費負担医療立替金につきましては、特例措置の廃止により科目設定としての予算計上をしております。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、予算書の18、19ページの指定公費負担医療立替交付金であります。

次に、タブレット資料36ページ、予算書は32、33ページ、9款1項1目予備費につきましては、突発的な予算不足に備えるもので、財源につきましては一般財源であります。

最後に、歳入の一般財源分につきましてご説明いたします。こちらは健康づくり課分も合わせた国保特別会計全体の数字となります。

では、タブレット資料37ページ、予算書は16、17ページの1款1項国民健康保険料であります。この被保険者に納めていただく保険料は、そのほとんどが県に納める国民健康保険事業費納付金の支出に充てるために賦課をしております。先ほど歳出でご覧いただきましたが、令和4年度の納付金は、医療分、支援金分、介護分を合わせて1,000万円以上増加しております。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、寒川町としては、被保険者の負担を軽減するために国保財政調整基金を前年度より1,000万円増額して繰入れを行い、この表の中ほどになりますが、国民健康保険料の合計で前年度比マイナス0.06%に抑えております。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料1目証明手数料につきましては、国民健康保険料の納付証明手数料であります。

次に、予算書は18、19ページの6款1項繰越金1目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金で前年度同様50万円を計上しております。

次に、7款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金につきましても、前年度と同額を計上しております。

続いて、2項雑入1目一般被保険者第三者納付金と2目退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故等による納付金で、前年度同様の見込額を計上しております。

続いて、3目一般被保険者返納金と4目退職被保険者等返納金につきましては、国保の資格がなくなった後に国保を使って医療機関にかかったことによる医療費の返納金で、前年度と同額を計上しております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 3ページに当たるかどうかというところなんですけども、いよいよ国も未就学児の5割軽減をやるということで、これからなんですけど、まず、その対象者の人数というのを確認させてください。

それとあと、19ページの出産育児一時金ですね。こちらは今回何人を見込んでいるかということについて教えていただきたいと思います。

あと、21ページ、傷病手当金についてなんですけど、今回予算が減額になっているんですけども、令和

3年は何人支援したかということについてお尋ねします。

以上、3点ですね。

【茂内副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 3点のご質問があったかと思えます。まず1点目が、未就学児の軽減における対象者数ということなんですが、令和4年度につきましては、あくまで見込みではありますけども、229人の対象者を見込んでおります。

2点目が、出産一時金の対象者数の見込みということなんですけども、40名の対象を見込んでおります。

3点目なんですけども、傷病手当金の令和3年度現在の申請につきましては、対象者が5名で、合計金額が30万9,301円の傷病手当金の支給を行っております。

以上です。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 1点目の軽減措置というのは229人を見込んでいた、これは確かに聞いていたんですけど、改めて確認させていただきました。それで、229人の方々が軽減されるということで、所得によって違うんでしょうけども、大体平均的にどのぐらい軽減されるのか、1人当たりの平均的な軽減額というのを教えてください。

それと2点目、出産が40人ということなんですけども、出産って結構大変なことなので、一時金はこれで十分かと思ったら、どうなのかなと思うんですけども、増額ということは考えているのかということをお尋ねします。

それと傷病手当ですね。これはコロナに対してのことなので5名ということなんですけども、コロナの感染者に限ったということなので、結局組んでもコロナという限定でということもあるんですけども、コロナに限らず困っている人に、今また広がっている状況なので、対象者はコロナに限らずということで広げるべきじゃないかなと思ってはいるんですけども、その点についての町のお考えをお聞かせください。

【茂内副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 1点目の未就学児の軽減につきまして回答させていただきます。軽減額につきましては、所得に応じて法定軽減7割、5割、2割の軽減がもともとありまして、それにプラスした形で2分の1を軽減しますよということになっておりまして、まず、7割軽減の世帯の方の軽減額につきましては、これはあくまで令和3年度の保険料率と均等割額で計算したところ4,650円、5割軽減の世帯の方については7,750円、もともと2割軽減の世帯につきましては1万2,400円で、軽減なしの世帯につきましては、1万5,500円の軽減額となっております。

以上です。

【茂内副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 出産育児一時金は、お金がかかるということで増額なんですけども、金額に関しましては、国民健康保険条例、町の条例に定めているんですけども、これは全国的なものであって、それに加えてやるかどうかということになるかとは思いますが、またそれを町単独で加えると資金が

必要になりますし、実際今この金額で、まれに全額支給されない方もこのところいらっしゃる場合がありますし、全国的な傾向が非常にお金がかかるというようなものになってくれば、これでも見直して42万円になってきていますから、過去から。ですので、いずれそういう時代が来れば全体的に上がるということも考えられますので、その辺はまたしばらく状況を見て決めていくかと思われま

それから、コロナの傷病手当の関係ですね。おっしゃっていることは、コロナにかかわらず傷病というか、具合が悪くなったときの休みの補償をという形になるかと思いますが、それは一応国民健康保険の医療の関係ですので、あくまで医療の考えから、そういうものであれば給付というものが医者にかかって高くなれば給付はかかるし、休みの補償ということになると、それは健康保険で補うものなのか、労使の関係で決めていくものなのか、私どもはその辺の判断は、それ以上のことは。こちらは今条例で決まっているということは、全国的にその金額で、そのやり方で、その計算方法で定めておりますので、全国的な状況が変われば、そういうこともあるかもしれませんが、現状では考えにくい内容だと思

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。1点目ですね。かなりの減額になる、これは年間ですね、先ほどの額は。分かりました。これだけ減額ということになると、拡充ということで、年齢を引き上げることが、始まったばかりの減免なので、なかなかそこまでは考えてはいらっしゃると思うんですけども、拡充ということも考えているわけですね、このご時勢を考えると。その点の見解というのを最後にお聞かせください。

それとあと、2点目の出産のことは条例でということで、その額だということは分かりましたので、自分もそういうところがうとかったので、どういうものかなと思って聞いてみました。分かりました。これはいいです。

3点目の傷病手当についても、国保でということになると、なかなかということで、どうかという見解だったので、ここはまたこちらとしても考えて、改めて質問させていただきたいと思います。1点だけ。

【茂内副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 保険料の減免ですね。条例で決めていることは、未就学児ということで、その親の世代としても収入的になかなか難しいという世代ということで、決まった場所が未就学児ということだと思います。

そのときのお話で、こちらは早乙女が答えたかどうか、私もあれなんです、大きなところ、例えば横浜市とか、川崎市とか、独自でやられているところもあります。ただ、県内に限って言えば、4つか5つぐらいしか、それより増やしているところは、まちまちですけども、上限は。ありませんので、まだそこまでは至っていない内容かと思

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

それでは、次に、後期高齢者医療事業特別会計に移ります。執行部の説明をお願いいたします。

原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 では、続きまして、令和4年度後期高齢者医療事業特別会計の予算につきましてご説明いたします。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険制度で、神奈川県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、県内市町村と連携して運営しております。令和4年度の寒川町の後期高齢者医療被保険者は、広域連合が見込んだ数として寒川町は6,871人が見込まれています。被保険者証の更新は2年ごとに行っており、令和4年度は更新を行うこととなっております。また、保険料率は2年に一度見直しをしており、令和4年度は見直しを行う予定であります。

それでは、予算についてご説明いたします。予算書は、先ほどご覧いただいていた国民健康保険事業特別会計の次にある緑色の中表紙、寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算書をお開きいただき、その次の1ページをご覧ください。令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、第1条において、歳入歳出予算それぞれの総額を11億4,671万8,000円とし、第2条において、一時借入金の限度額を2,000万円と定めております。

続いて、2ページ、3ページをご覧ください。第1表として歳入歳出予算になります。歳入は1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金まで、歳出は、1款総務費から5款予備費までとなっております。

それでは、詳細につきまして説明資料を基にご説明いたします。予算書は後期特別会計の24、25ページ、タブレット資料は062保険年金課後期高齢者医療事業特別会計の2ページをご覧ください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費は、職員2名分の人件費であります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金金を充てております。

続いて、タブレット資料3ページ、予算書は24、25ページの後期高齢者医療事業事務経費であります。こちらは後期高齢者医療事業を行うための事務経費で、主に会計年度任用職員報酬やコンピュータ借上料等になります。

下表をご覧ください。この経費の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金金を充てております。

続いて、タブレット資料4ページ、予算書は24、25ページの診療報酬点検事業費であります。これは医療費適正化のためレセプトの点検を国保連合会に委託するためのものです。

下表をご覧ください。こちらの特定財源も、歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金金を充てております。

次に、タブレット資料5ページ、予算書は24、25ページの2項1目徴収費の後期高齢者医療保険料徴収事業費であります。これは主に保険料決定通知書等の印刷製本費や郵送料及び保険料コンビニ収納の代行委託料で、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この事業費の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページの

諸証明手数料及び歳入番号②、予算書は同じく16、17ページの事務費繰入金を充てております。

次に、タブレット資料6ページ、予算書は24、25ページの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。これは制度を運営する神奈川県後期高齢者医療広域連合へ保険料や療養給付費等を納付するもので、備考欄にもありますように、被保険者の増に伴い大幅な増額となっております。

下表をご覧ください。特定財源につきましては、予算書の16、17ページで、歳入番号①は現年度分特別徴収保険料、②は現年度分普通徴収保険料、③は滞納繰越分普通徴収保険料になります。歳入番号④の後期高齢者医療広域連合事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費を一般会計から繰り入れるものであります。歳入番号⑤の保険基盤安定制度繰入金につきましては、保険料軽減分の補填として繰入れするもので、県と町で負担いたします。歳入番号⑥の療養給付費定率負担金繰入金につきましては、町の被保険者の給付見込額の12分の1を広域連合へ納付するために繰入れするものです。歳入番号⑦の延滞金につきましては、保険料の延滞金であります。

次に、タブレット資料7ページ、予算書は24、25ページの3款1項公債費1目利子の一時借入金利子につきましては、後期高齢者医療事業特別会計の運営で資金不足となった場合に一時的に借入れを行う際の利子であります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源は、歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金を充てております。

次に、タブレット資料8ページ、予算書は26、27ページの4款諸支出金1項1目償還金及び還付加算金につきましては、過年度保険料に対する還付金等であります。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。こちらの特定財源は、歳入番号①の保険料還付金及び歳入番号②の還付加算金で、共に予算書の16、17ページになります。これは後期高齢者医療広域連合から交付されるもので、前年度保険料の還付金や還付加算金の実績により計上しております。

次に、タブレット資料9ページ、予算書は26、27ページの5款1項1目予備費につきましては、突発的な予算不足に備えるもので、下表にありますように特定財源として事務費繰入金を充てております。

最後に、歳入の一般財源分につきましてご説明いたします。タブレット資料10ページ、予算書は18、19ページの5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度同額を計上しております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 6ページの後期高齢者医療広域連合給付金のことで、かなり増えているということなんですけど、被保険者数の増加に伴う増と説明では書いてあるんですが、具体的に何人増加したのかということをお尋ねします。

【茂内副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 後期高齢者の被保険者の増加ということなんですけども、広域連合の見込みとしま

して、令和4年度は6,871人と先ほど申し上げましたが、令和4年2月末の被保険者数が6,607人ですので、大体1年ちょっとで270名ほどの増加を見込んでいるということになります。

以上です。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 大体そういった推移で増えているんだと思うんですけど、これからまたさらに増える中で、今年の10月に窓口負担が2割になるということについて、皆さんの不安の声なんていうのは出ているのかということが気になる場所なんですけど、どうなんでしょうか。

【茂内副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 1割負担から2割負担になる方ということですね。これが10月から施行されるとさんざん広域連合から通知が来ているんですが、考え方としては、先日の後期の料率を上げることもあるんですけども、全世代型の法律ということで、若い方の負担を下げ、医療を使っているのは後期だという考え方があるようなので、それを基に後期のお金を持っている方も、ある程度所得のある方は病院での自己負担を上げようという、そういう考えで、一定以上の所得がある方が1割負担から2割になると、それが全員ではありませんので、今ここで出ているのは、神奈川県では約28.4%の方が1割から2割になるんじゃないかということで、もともと現役並みの所得者の3割の方はずっと3割なんです。だからその方には3割をそのまま負担していただくのと、1割の負担の方がいらっしゃったんですが、ある程度の中所得のある方は2割をしていただくのと、だけど、当面の間これが25年9月30日、施行後3年間は2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担の割合が負担の増額を3,000円までに抑えるという、いろんな計算でこうなるというのがあるんですが、そういうチラシとか、いろいろ来て、そういうこともやるようなので、それで負担を急激に上げるということは抑えているという広域連合からの考え方でやっていますので、そういうことで負担を今のところは抑えつつ、将来的に高所得の方は負担していくという流れになっていく、そういう形になっております。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 そういった声が、相談があったのかと聞いたんですけど、それについて、3問目は、そうはいつでも、2割負担にかかる方もいらっしゃるわけじゃないですか、1割から2割に、そういった方に対してどのような丁寧な説明をしていくのか、今多分そういったことを説明していくんですけど、だからそこは丁寧に説明もされるということについては、恐らく今おっしゃったような感じで伝えるんだと思うんですけど、あと、これに特化したというんじゃなくて、上がってしまうということについては周知していただくということは大事だと思うんですね。そういった部分では、町としてはこういう理由でこういうふうなという感じで周知していくというような感じなんですかね。そこだけ確認ということでお聞かせください。

【茂内副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 厚労省主体で全国で、私どもでは神奈川県の広域連合から、ホームページ用のそういうチラシの画面だとか、あとチラシも、その都度やり取りして送られてきていますし、そういう通知もいたします。それから、対象の方には郵送で通知があるたびに、そのような内容のチラシなりを周知していただくものがありますので、いきなり送られてきた新しい保険証が何割となっていると、

それはどなたも驚かれるので、これはこういうことですよという、そういうチラシも同封するようにしていますので、窓口でご相談があれば、そのようなお答えもするし、窓口がかなり負担だという市町村からの話からコールセンターというのを設けて、そちらでお電話していただくようなご案内もするということになっております。

以上です。

【茂内副委員長】 相談があったかどうかのお答えをお願いいたします。

原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 電話でちらほら、窓口ではまだそれほどでもないんですけども、電話では一応そういう話もあるぐらいなんですけど、実際皆さんは物とかは見えていませんし、情報でしか分からないようなので、こうなります、なる予定です、そのうち通知もいたします、チラシも入れますというご案内はしています。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、健康福祉部保険年金課、後期高齢者医療事業特別会計の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【茂内副委員長】 休憩を解きまして、次に、健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 それでは、健康福祉部最後になります。健康づくり課が所管いたします一般会計分、国民健康保険事業特別会計分の説明をさせていただきます。説明は大平健康づくり課長から行います。よろしくお願いします。

【茂内副委員長】 大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 それでは、健康福祉部健康づくり課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料12分の2ページをご覧ください。予算書は64、65ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。02の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、一般会計より国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、予算書の金額は保険年金課との合計額になってございます。

続きまして、タブレット資料は12分の3ページをご覧ください。予算書は66、67ページの3目老人福祉費でございます。01高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び75歳以上の高齢者の健康診査についての事業に関わる経費でございます。旅費は、職員の研修旅費、消耗品費は、保健指導で訪問する際に使用するパンフレット、高齢者健診の受診券に同封する健診を促すチラシの購入代金、印刷製本費は、高齢者健診の受診券、問診票、封筒の印刷代でございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書の38、39ページ、歳入番号1、広

域連合高齢者健康診査事業費補助金2,159万4,000円は、健康診査に関わる役務費、委託料に、歳入番号2、広域連合委託金980万円は、本事業需用費に充てているほか、備考欄に記載の事業へ充てていただきます。

続きまして、タブレット資料は12分の4ページをご覧ください。予算書は70、71ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。01保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に関わる旅費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、健康増進事業主管課長会議や保健師等専門職を対象とした研修などに参加するための交通費、使用料及び賃借料は、健康システム借上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団アイバンク・臓器移植協力会への負担金でございます。本経費において特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料12分の5ページをご覧ください。02健康づくり事業費につきましては、健康維持増進を図るための各種健診を行うとともに、健康教育、健康相談の実施、そして保健指導の各対象者への事業の周知と勧奨、またライフステージに合わせた健康づくりの支援をし、自主的に健康づくりや食育に取り組むための場を提供するなど、自分の健康は自分で守るという意識の促進を図るものでございます。報酬は、健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員の管理栄養士及び歯科衛生士への報酬、報償費は、ロコモ予防教室、歯科講演会及び運動ボランティア養成セミナー開催に伴う講師への謝礼、そしてさむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼でございます。旅費は、健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費は、健康づくり事業に関わるパンフレット、がん検診受診勧奨のための用紙などの購入費、食生活改善推進事業で使用する消毒用アルコール、洗剤、食材費などの購入費でございます。印刷製本費は、がん検診の記録票や窓付封筒の作成費、役務費は、主に健康診査及びがん検診の実施に伴う勧奨通知等の郵送料でございます。委託料は、食生活改善推進事業、歯科保健教育、健康診査、各種がん検診、歯科健診、肝炎ウイルス検診を実施するためのものでございます。負担金補助及び交付金は、ME-BY0サミット神奈川に参加するための負担金と、骨髄等の移植を推進することを目的に、ドナー及びドナーが勤務する事業所に対し交付する骨髄移植ドナー支援事業費助成金でございます。

続いて、ページの下段の表をご覧ください。健康づくり事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書28、29ページの新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金14万1,000円は、需用費の消耗品費及び役務費、委託料に充当しており、補助率は2分の1となっております。歳入番号2、予算書32、33ページの市町村健康事業費補助金162万5,000円は、健康教育事業の講師謝礼、保健衛生に関わる情報紙の購入、検診の受診勧奨のための役務費、歯科健診、健康診査等の委託料に充当しており、補助率については、健康教育及び健康診査に関わるものが3分の2、肝炎ウイルス検診に関わるものが10分の10となっております。歳入番号3、予算書32、33ページの骨髄ドナー支援事業費補助金10万5,000円は、骨髄移植ドナー支援事業費助成金に充当しており、補助率は2分の1となっております。

続きまして、タブレット資料は12分の6ページをご覧ください。予算書は72、73ページの2目予防費でございます。高齢者予防接種事業費につきましては、高齢者の肺炎とインフルエンザの重症化予防並びにその蔓延を防ぐために予防接種を行うものでございます。消耗品費は、予防接種事務に関わる書籍

の購入費、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の作成費、役務費は、予防接種実施医療機関及び肺炎球菌予防接種対象者への通知を送付するための郵送料、委託料は、インフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種実施のための委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、施設に入所しているなど特別な理由により委託医療機関での予防接種が受けられない方に対し、償還払いにより補助するものでございます。

なお、本事業において特定財源の充当はありません。

続きまして、タブレット資料12分の7ページをご覧ください。予防事務経費につきましては、会議に出席するための旅費、冊子「さむかわ健康だより」を作成するための経費でございます。旅費は、予防接種、災害医療、救急医療及び地域医療に関わる会議などに参加するための旅費、印刷製本費は、全戸配布する「健康だより」を作成するための経費でございます。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書38、39ページの広告掲載料30万円は、印刷製本費の「健康だより」作成に充当しており、本年度は10件の広告掲載を見込んでおります。

次に、タブレット資料12分の8ページをご覧ください。地域保健医療体制充実事業費につきましては、休日・夜間における救急医療体制の充実、そして地域医療を担う茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会への事業費補助、また地域で不足している看護師の確保対策として、藤沢市医師会が設立しました看護専門学校への運営に対する支援を藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の広域で行うなど、地域における保健医療体制を充実させるためのものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会及び湘南看護専門学校への補助金と耳鼻咽喉科及び眼科の初期救急医療を確保するため茅ヶ崎医師会に交付する補助金、そして寒川町民の医科及び歯科の初期救急医療を実施している茅ヶ崎市地域医療センターを運営管理する茅ヶ崎市への負担金でございます。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。地域保健医療体制充実事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書36、37ページのまちづくり寄附金79万円については、財政課でまとめてご説明したものととなります。

続きまして、タブレット資料12分の9ページをご覧ください。感染症予防対策事業費につきましては、水害時等の伝染病予防と町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るためのものでございます。委託料は、水害により床下浸水した家屋の床下等の消毒を実施するための委託料、負担金補助及び交付金は、寒川町自治食品衛生協会の会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために事業費補助を行うものでございます。本事業において特定財源の充当はありません。

続いて、タブレット資料12分の10ページをご覧ください。予算書は3目保健施設費でございます。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理に関わる経費でございます。消耗品費は、駐車場及びゲートボール場用地借上げのために締結する契約書の印紙代、役務費は、施設の火災保険料、委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と町職員が事業のために使用するコピー機の借上料でございます。本経

費において特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料12分の11ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費は、役場南側の用地に建設を予定していた保健福祉施設の整備に関わる費用として、令和3年度につきましては報償費を計上しておりましたが、令和4年度予算につきましては皆減となっております。保健福祉施設については、保健福祉の集約施設として建物リースでの建設を予定していたわけですが、建設を判断した前提条件の変化や町を取り巻く様々な事情との整合性を図る必要が生じたため、先日の本会議で健康福祉部長が説明したとおり、予定していた保健福祉の集約施設建設については、白紙に戻すことといたしました。昨年予算特別委員会では、設計・施工一括発注の公募型プロポーザル方式で業者選定を行うことをご説明し、審査に携わる外部有識者への謝礼として報償費を令和3年度予算に計上させていただきましたが、これも未執行となります。令和4年度の予算は、事業費の計上はございません。また、健康福祉の集約施設建設を白紙としたことは、健康管理センターの老朽化について対策が必要な状態に戻ったということでもあります。1つ前にご説明した健康管理センター維持管理経費で、当初予算には計上できませんでしたが、健康管理センターの機能維持のために検討を深めまして必要な措置を講じてまいります。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。予算書は24、25ページの13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料01保健衛生使用料でございます。タブレット資料は12分の12ページをご覧ください。行政財産使用料につきましては、健康管理センターに設置されている飲料水の自動販売機設置に関わる使用料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

関口委員。

【関口委員】 いろんな予防事業があるにしても、高齢者のことにしても、コロナ禍の中で令和3年度も行ってきたわけですが、これを積算する中でどこを基準にして積算をしたのか、2年コロナをやってきて、お医者さんにしても、利用する側が医者に行くことをためらうというか、そんなこともあったりすることも含めて、予防の部分とまた別なのかもしれないけども、ただ、予防も同じように病院に行ったりしますので、その辺の控え部分があつたりすると、本当の意味での積算が出てこない、この2年間。そういった意味では令和4年度の予算の編成に当たって、どの辺を基準にされたのかということが1つと、それから、実際に医師会で利用者さんが行き控えをするという、病院に、その辺のことが今回の予算の中に、ある意味では表れてきているのか、それともそうでなくして、健全なときの積算を使つての今年度予算になっているのか、その辺についての見解をいただけますか。

【茂内副委員長】 大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 まず、高齢者健診等の基準なんですけれども、今までは目標受診率等で計上しておりましたが、今年度につきましては、実績ベースで予算計上してございます。令和2年度、3年度コロナの感染状況によって、健診を受診するために医療機関や集団健診の会場に足を運ぶことに対し不安を感じて受診を控えたということもございまして、また各クリニックにおかれましても、ワクチ

ンを優先にやっていただいたということで、なかなか健診の枠が十分に取れなかったということも、2年、3年についてはあるので、若干受診率についても下がっておりまして、そこに基づいて今回の予算は計上してございます。ただ、実績で計上していますけれども、当然目標の受診率に向けて取組というのはしていかなければいけないと思っておりますので、補正等の予算も視野に入れながら受診率が上がるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

【茂内副委員長】 関口委員。

【関口委員】 今回この話をするのは、コロナで病院にしても、お医者さんにしても、余計な仕事が増えて、それがあってもかかわらず、でも控えができてしまって、なかなか来てくれない、こういうある意味ではジレンマがあったりということがあると思うんですけども、いずれにしても、今、課長が言われるように、目標数値じゃなくして実績ベースだという積算根拠がそこにあるのであれば、オミクロンがどういう形でもってこれから変化するか、高止まりでいつちゃうのか、それとも一定の落ちを見て、コロナ対策というか、いろんな意味での経済対策ができたり、こういう形になっていくのかという変化によっては、安心して病院に行く、こういうことも出てくる可能性もあるし、もっとひどくなれば、またさらに厳しくなるということもあるかもしれませんが、これだけはなかなか読み切れないんですけども、そういったときにお願いしたいのは、どういう形であれ、体制づくりのための変化に対応できる、そういう予算化というか、こういったことをしっかりやっていっていただかないといけないなど、残った分にはやむを得ないんですけども、足りなくなるということが一番困るので、その辺のことを含めたときに、しっかりとその対応ができるような、こういう日常的な対応を4年度は考えていってもらわないといけないなど、基本的には深澤企画部長の予算の概要の中で話された、当初が非常に厳しいので補正もという、こういう話がありましたけども、そういったことも視野に入れながら対応を考えていっていただきたいなと思っておりますので、その点についていま一度答弁をいただきたいなと思っております。

【茂内副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 まずはご意見、ご指摘ありがとうございます。コロナが2年間続いて、健康づくり、健康感是人々の中で物すごく高くなったというような結果を、去年の夏に町が実施したeモニターでは情報を得ているところです。

傍らその中で、おっしゃるように、受診控え、もしくは医療機関がワクチンと色々な優先すべき事柄があって、従来やっていた健康づくりまで難しい、キャパがどうしても厳しいというような声ももちろん届いています。その中で、町自身もコロナとの付き合いが3年目に突入するわけなので、今までよりもコロナ禍でありながらの健康施策については、より構想を膨らませないといけないということは、担当課の中でも話をしております。ですので、話題に挙がっております高齢者健診についても、受けていただけるよう、またその時々での感染の具合とかにももちろん左右はされると思いますけれども、とにかくコロナ禍でありながら健康意識の、一旦縮小してしまった、町民の皆様の健康意識ももう一回呼びかけないといけないという時期に来ているとは認識しております。

先ほど申し上げた夏の町民の方々のeモニターのご意見でも、一度生活の範囲が縮小してしまうと、それに慣れて重い腰が上げられないというような意見も見受けられました。まさに1回健診とか健康づ

くりの活動、よかれと思ってやっていた活動をコロナの感染予防でストップさせてしまうと、そこに慣れて、もう一回と思うところは非常に難しくなるのかなと、それを見て感じたところです。ですので、感染予防も大事、あと健康づくりが大事だと思うことと、あとそれを展開する、どう展開するかは、今ここに来て本当に初めてのことなので、構想にはとてもエネルギーも、あと構想力とか、イメージ力みたいなことも考えながら、健康づくりも止めない形での事業展開はしていく必要もありますし、していきたいと考えております。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

それでは、次に、国民健康保険事業特別会計について執行部の説明をお願いいたします。

大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 引き続き、健康福祉部健康づくり課所管の令和4年度国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明させていただきます。なお、予算書の金額は、一部保険年金課との合計額となっており、説明資料と合わないところがありますが、よろしくをお願いいたします。

タブレット資料は6分の2ページをご覧ください。予算書は24、25ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。国民健康保険運営事業費事務経費につきましては、国保事務に関する事務経費で、旅費につきましては、研修のための旅費でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書の18、19ページ、歳入番号1、職員給与等繰入金1,590万6,000円は、本事業に充てているほか備考欄記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は6分の3ページをご覧ください。診療報酬明細書共同電算委託事業費につきましては、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書の16、17ページ、歳入番号1、保険者努力支援分1,719万8,000円は、本事業に充てているほか備考欄に記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は6分の4ページをご覧ください。予算書の30、31ページ、5款保健事業費1項保健事業費1目保健衛生普及費医療費適正化事業費につきましては、医療費適正化のために実施しているもので、役務費は、年2回のジェネリック差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号1、保険者努力支援分は、本事業に充てているほか備考欄に記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は6分の5ページをご覧ください。2項1目特定健康診査等事業費特定健康診査事業費につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象に、6月から8月、そして2月と実施いたします特定健康診査の費用でございます。消耗品費につきましては、パンフレット購入代、印刷製本費につきましては、特定健康診査受診券等の印刷製本費、役務費につきましては、受診券等の郵送料と国保連合会への審査支払手数料、委託料につきましては、医師会への健康診査委託料と受診率向上のための委託料でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号1、保険者努力支援分は、本事業の消耗品費、

委託料に充てているほか備考欄に記載の事業に充ててございます。予算書の16、17ページ、歳入番号2、特定健診等負担金1,136万2,000円は、本事業の印刷製本費、役務費、委託料に充てているほか備考欄に記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は6分の6ページをご覧ください。02特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査の受診において生活習慣改善の必要がある被保険者に対し、保健指導を行うものでございます。報酬、職員手当等、共済費につきましては、保健指導に携わる会計年度任用職員に関わる費用でございます。報償費につきましては、運動講座の講師謝礼、旅費につきましては、会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費につきましては、保健指導用の教材費、役務費では、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号1、保険者努力支援分は、本事業の報酬、旅費、役務費に充てているほか備考欄に記載の事業に充ててございます。歳入番号2、特定健康診査等負担金は、本事業の報酬、需用費、役務費に充てているほか備考欄に記載の事業に充ててございます。歳入番号3、職員給与費等繰入金は、本事業の職員手当等、共済費、旅費に充てているほか備考欄に記載の事業に充ててございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、健康福祉部健康づくり課の国民健康保険事業特別会計の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

本日も予定していた所管課審査が終わりました。本当に皆様のご協力ありがとうございました。明日もまた引き続き審査でございますので、またご協力のほどお願いしたいと思います。

今日は、これで予算特別委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後5時59分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 4年 6月 2日

委員長 杉 崎 隆 之